

## 基本計画書

基本計画書										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	研究科の専攻の設置									
フリガナ設置者	カッコリホジシ イバキリストキョウカクケン 学校法人 茨城キリスト教学園									
フリガナ大学の名称	イバキリストキョウカクイバキリストイブケン 茨城キリスト教大学大学院 (Graduate school of Ibaraki Christian University)									
大学本部の位置	茨城県日立市大みか町6丁目11番1号									
大学の目的	キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論およびその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的	本学大学院修士課程生活科学研究科心理学専攻は、キリスト教を教育の基本方針とする建学の理念に基づき、心理学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、高い倫理性と高度な専門知識および技術をもって地域住民の心の健康の保持増進に貢献する、学校カウンセラーや公認心理師等の高度心理専門職業人の育成を図ることを目的とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	生活科学研究科 〔Graduate school of Life Sciences〕 心理学専攻〔Master's Course of Psychology〕	2	5	—	10	修士(心理学) 【Master of Psychology】	令和2年4月 第1年次	茨城県日立市大みか町6丁目11番1号		
	計		5	—	10					
	同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	文学研究科教育学専攻(廃止) (△10) ※令和2年4月学生募集停止								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	生活科学研究科心理学専攻	講義	演習	実験・実習	計	30 単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等		
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等	
	新設	生活科学研究科 心理学専攻(修士課程)	4人 (4)	1人 (1)	4人 (4)	1人 (1)	10人 (10)	0人 (0)	3人 (3)	
		計	4 (1)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	— (—)	
	既設	文学研究科 英語英米文学専攻(修士課程)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	
		生活科学研究科 食物健康科学専攻(修士課程)	5 (5)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	2 (2)	
		看護学研究科 看護学専攻(修士課程)	5 (5)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	18 (18)	
		計	14 (14)	12 (12)	6 (6)	1 (1)	33 (33)	0 (0)	— (—)	
	合計		18 (18)	13 (13)	10 (10)	2 (2)	43 (43)	0 (0)	— (—)	
	教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
事務職員		42人 (42)		28人 (28)		70人 (70)				
技術職員		0 (0)		2 (2)		2 (2)				
図書館専門職員		1 (1)		1 (1)		2 (2)				
その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
計		43 (43)		31 (31)		74 (74)				

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	共用する学校 名称：茨城キリスト教学園高校 収容定員：1,065人 校地面積基準：56,160㎡ 名称：茨城キリスト教学園中学校 収容定員：480人 校地面積基準：20,806㎡ 名称：認定こども園みらい 収容定員：180人 園庭面積基準：798㎡ 借用地面積：11,961.17㎡ 借用期間：20年				
	校 舎 敷 地	0.00㎡	94,742.18㎡	1,400.96㎡	96,143.14㎡					
	運 動 場 用 地	12,003.25㎡	55,384.00㎡	0.00㎡	67,387.25㎡					
	小 計	12,003.25㎡	150,126.18㎡	1,400.96㎡	163,530.39㎡					
	そ の 他	136,441.14㎡	3,817.00㎡	6,066.71㎡	146,324.85㎡					
	合 計	148,444.39㎡	153,943.18㎡	7,467.67㎡	309,855.24㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
		32,152.69㎡ ( 32,152.69㎡)	0.00㎡ ( 0.00㎡)	23,334.06㎡ ( 23,334.06㎡)	55,486.75㎡ ( 55,486.75㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	63室	12室	34室	8室 (補助職員 一人)	2室 (補助職員 一人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		生活科学研究科心理学専攻		10 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分を 含む 図書約26万冊 学術雑誌約230種 視聴覚資料 約1万1,000点		
	生活科学研究科 心理学専攻	6,439 [669] (6,439 [669])	14 [ 6 ] ( 14 [ 6 ])	6 [ 2 ] ( 6 [ 2 ])	40 ( 40 )	218 ( 218 )	0 ( 0 )			
	計	6,439 [669] (6,439 [669])	14 [ 6 ] ( 14 [ 6 ])	6 [ 2 ] ( 6 [ 2 ])	40 ( 40 )	218 ( 218 )	0 ( 0 )			
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体		
		3,278.12㎡		446		260,000冊				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		5,504.90㎡		テ ニ ス コ ー ト						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位での算出不能なため、学部との合計
		教員1人当り研究費等		350千円	350千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		0千円	0千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	5,000千円	2,500千円	2,500千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	905千円	705千円	－千円	－千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			検定料, 補助金, 寄附金, 資産運用収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称 茨城キリスト教大学									
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	文学部 現代英語学科	4	70	2年次5 3年次5	305	学士(文学)	1.24	昭和42年度	茨城県日立市大みか 町6丁目11番1号	
	児童教育学科	4	140	2年次5 3年次15	605	学士(文学)	1.10	昭和57年度	同 上	
	文化交流学科	4	60	3年次5	250	学士(文学)	1.26	平成10年度	同 上	
	生活科学部 心理福祉学科	4	60	3年次5	250	学士(生活科学)	1.31	平成12年度	同 上	
	食物健康科学科	4	80	—	320	学士(生活科学)	1.08	平成12年度	同 上	
	看護学部 看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	1.12	平成16年度	同 上	
	経営学部 経営学科	4	60	3年次5	250	学士(経営学)	1.23	平成23年度	同 上	
	文学研究科 英語英米文学専攻	2	10	—	20	修士(文学)	0.15	平成7年度	同 上	
	教育学専攻	2	—	—	—	修士(文学)	—	平成7年度	同 上	
	生活科学研究科 食物健康科学専攻	2	5	—	10	修士(食物健康科学)	0.25	平成23年度	同 上	
	看護学研究科 看護学専攻	2	6	—	12	修士(看護学)	0.54	平成23年度	同 上	

附属施設の概要	<p>名称：附属認定こども園みらい園          目的：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に従い、キリストの愛の精神に則って幼児を保育するとともに、次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。          (1)茨城キリスト教大学と協力して幼児保育等に関する研究を行うこと。          (2)大学附属の教育・保育機関として実習生を受け入れ、適切な指導を行うこと。          所在地：茨城県日立市大みか町6丁目11番1号          設置年月：平成22年4月          規模等：土地1,128.70㎡、建物1,501.30㎡</p>	
	<p>名称：附属認定こども園せいじ園          目的：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に従い、キリストの愛の精神に則って幼児を保育するとともに、次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。          (1)茨城キリスト教大学と協力して幼児保育等に関する研究を行うこと。          (2)大学附属の教育・保育機関として実習生を受け入れ、適切な指導を行うこと。          所在地：茨城県日立市助川町1丁目16番1号          設置年月：平成18年12月          規模等：土地5,354.18㎡、建物1,334.62㎡</p>	
	<p>名称：カウンセリング子育て支援センター          目的：建学の精神たる「隣人愛」を基盤とし、茨城キリスト教学園および地域社会に開かれた、カウンセリング並びに子育て支援の実践的研究・教育活動に従事することを目的とする。          所在地：茨城県日立市大みか町6丁目11番1号          設置年月：平成30年4月          規模等：建物157.33㎡</p>	

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

## 学校法人茨城キリスト教学園 研究科専攻の設置に関わる組織の移行表

平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	→	令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>茨城キリスト教大学</b>					<b>茨城キリスト教大学</b>				
<b>文学部</b>					<b>文学部</b>				
現代英語学科	70	2年次5 3年次5	305		現代英語学科	70	2年次5 3年次5	305	
<b>児童教育学科</b>					<b>児童教育学科</b>				
児童教育専攻	70	2年次5 3年次5	305		児童教育専攻	70	2年次5 3年次5	305	
幼児保育専攻	70	3年次10	300		幼児保育専攻	70	3年次10	300	
文化交流学科	60	3年次5	250		文化交流学科	60	3年次5	250	
<b>生活科学部</b>					<b>生活科学部</b>				
心理福祉学科	60	3年次5	250		心理福祉学科	60	3年次5	250	
食物健康科学科	80	-	320		食物健康科学科	80	-	320	
<b>看護学部</b>					<b>看護学部</b>				
看護学科	80	-	320		看護学科	80	-	320	
<b>経営学部</b>					<b>経営学部</b>				
経営学科	60	3年次5	250		経営学科	60	3年次5	250	
計	550	2年次10 3年次35	2300		計	550	2年次10 3年次35	2300	
<b>茨城キリスト教大学大学院</b>					<b>茨城キリスト教大学大学院</b>				
<b>文学研究科</b>					<b>文学研究科</b>				
英語英米文学専攻(M)	10	-	20		英語英米文学専攻(M)	10	-	20	
教育学専攻(M)	10	-	20		<u>0</u>	-	<u>0</u>	20	令和2年4月学生募集停止
<b>生活科学研究科</b>					<b>生活科学研究科</b>				
食物健康科学専攻(M)	5	-	10		食物健康科学専攻(M)	5	-	10	
					<u>心理学専攻(M)</u>	<u>5</u>	-	<u>10</u>	令和2年4月専攻の設置(届出)
<b>看護学研究科</b>					<b>看護学研究科</b>				
看護学専攻(M)	6	-	12		看護学専攻(M)	6	-	12	
計	31	-	62		計	<u>26</u>	-	<u>52</u>	

教 育 課 程 等 の 概 要														
(生活科学研究科心理学専攻)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
心理 教育 科目	教育方法学特論	1前		2		○								兼1
	教授学習心理学特論	1前		2		○					1			
	教授学習心理学演習	1後		2			○		1					
	発達心理学特論	1前		2		○			1					
	発達心理学演習	1後		2			○		1					
	特別支援教育特論	1後		2		○						1		
	心理教育課題研究Ⅰ	1前		2			○		3		1			
	心理教育課題研究Ⅱ	1後		2			○		3		1			
	心理教育課題研究Ⅲ	2前		2			○		3		1			
	心理教育課題研究Ⅳ	2後		2			○		3		1			
小計（10科目）	—	0	20	0	—	—	—	3	0	1	1	0	兼1	
心理 実践 科目	臨床心理学特論	1前		2		○					1			
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	1前		2		○			1		1			
	福祉分野に関する理論と支援の展開	1前		2		○						1		
	教育分野に関する理論と支援の展開	1前		2		○						1		
	学校カウンセリング特論	1前		2		○						1		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1後		2		○								兼1
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1後		2		○								兼1
	心理的アセスメントに関する理論と実践	1前		2		○					1			
	心理支援に関する理論と実践Ⅰ	1前		2		○			1	1				
	心理支援に関する理論と実践Ⅱ	1後		2			○		1					
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1後		2		○						1		
	心の健康教育に関する理論と実践	1後		2		○			1					
	心理実践課題研究Ⅰ	1前		2			○		1	1	2			
	心理実践課題研究Ⅱ	1後		2			○		1	1	2			
心理実践課題研究Ⅲ	2前		2			○		1	1	2				
心理実践課題研究Ⅳ	2後		2			○		1	1	2				
小計（16科目）	—	0	32	0	—	—	—	2	1	3	0	0	兼2	
実 習 科 目	心理実践実習Ⅰ	1前	5					○	1	1				共同
	心理実践実習Ⅱ	1後		5				○		1	1			共同
	心理実践実習Ⅲ	2前		5				○	1		1			共同
	小計（3科目）	—	5	10	0	—	—	—	1	1	2	0	0	0
合計（29科目）		—	5	62	0	—	—	—	4	1	4	1	0	兼3
学位又は称号	修士(心理学)			学位又は学科の分野			文学関係							
修 了 要 件 及 び 履 修 方 法							授 業 期 間 等							
「実習科目」の「心理実践実習Ⅰ」5単位を修得し、「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」または「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」の8単位を含め、総計30単位以上を修得しなければならない。							1 学年の学期区分				2期			
							1 学期の授業期間				15週			
							1 時限の授業時間				90分			

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学若しくは高等専門学校等の取容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

教育課程等の概要															
(文学研究科教育学専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
教育学の分野	教育哲学特論	1・2前		2		○							1		兼1 兼1
	教育哲学演習	1・2後		2			○						1		
	教育法学特論	1・2前		2		○									
	教育法学演習	1・2後		2			○								
	教育方法学特論	1・2前		2		○							1		
	教育方法学演習	1・2後		2			○						1		
	教育学課題研究Ⅰ	1前		2					1						
	教育学課題研究Ⅱ	1後		2					1						
	教育学課題研究Ⅲ	2前		2					1						
	教育学課題研究Ⅳ	2後		2					1						
小計（10科目）	—		20					1	0	0	1	0		兼1	
臨床教育の分野	学級経営生徒指導特論	1・2前		2		○									兼1 兼1
	学級経営生徒指導演習	1・2後		2			○								
	学校カウンセリング特論	1・2前		2		○							1		
	学校カウンセリング演習	1・2後		2			○						1		
	カウンセリング特論	1・2前		2		○				1					
	カウンセリング演習	1・2後		2			○			1					
	カウンセリング実習Ⅰ	1・2前		1						1					
	カウンセリング実習Ⅱ	1・2後		1						1					
	臨床教育課題研究Ⅰ	1前		2									1		
	臨床教育課題研究Ⅱ	1後		2									1		
臨床教育課題研究Ⅲ	2前		2									1			
臨床教育課題研究Ⅳ	2後		2									1			
小計（12科目）	—		22					0	1	0	1	0		兼1	
教育心理学の分野	教授学習心理学特論	1・2前		2		○			1						兼0
	教授学習心理学演習	1・2後		2			○		1						
	発達心理学特論	1・2前		2		○			1						
	発達心理学演習	1・2後		2			○		1						
	臨床心理学特論	1・2前		2		○					1				
	臨床心理学演習	1・2後		2			○				1				
	教育心理学課題研究Ⅰ	1前		2					1						
	教育心理学課題研究Ⅱ	1後		2					1						
	教育心理学課題研究Ⅲ	2前		2					1						
	教育心理学課題研究Ⅳ	2後		2					1						
小計（10科目）	—		20					1	0	1	0	0		兼0	
特別支援教育の分野	特別支援教育A	1・2前		2		○							1		兼1
	特別支援教育B	1・2後		2		○									
	特別支援教育C	1・2前		2		○							1		
	心理検査法演習	1・2後		2			○						1		
	特別支援教育課題研究Ⅰ	1前		2									1		
	特別支援教育課題研究Ⅱ	1後		2									1		
	特別支援教育課題研究Ⅲ	2前		2									1		
	特別支援教育課題研究Ⅳ	2後		2									1		
小計（8科目）	—		16					0	0	0	2	0		兼1	
科関	児童福祉研究Ⅰ	1・2前		2		○			1						

目連	児童福祉研究Ⅱ	1・2後		2		○				1					
	小計（2科目）	—		4		—				1	0	0	0	0	兼0
合計（42科目）		—		82		—				2	1	1	4	0	兼2
学位又は称号	修士（文学）	学位又は学科の分野			文学関係										
修了要件及び履修方法								授業期間等							
課題研究を行う分野から課題研究8単位を含め12単位以上、それ以外の分野からそれぞれ4単位以上、総計30単位以上を修得すること。関連科目も修了単位に算入される。								1 学年の学期区分				2期			
								1 学期の授業期間				15週			
								1 時限の授業時間				90分			

（注）

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

教 育 課 程 等 の 概 要															
(生活科学部心理福祉学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基幹科目	基礎演習	1後	2					○			1		2	1	
	心理学概論Ⅰ	1前	2				○			1					
	心理学概論Ⅱ	1後	2				○			1					
	現代社会と福祉Ⅰ	1前	2				○						1		
	現代社会と福祉Ⅱ	1後	2				○						1		
	心理福祉演習Ⅰ	3前	2					○		1	2	2			
	心理福祉演習Ⅱ	3後	2					○		1	2	2			
	心理福祉演習Ⅲ	4前	2					○		1	2	2			
	心理福祉演習Ⅳ	4後	2					○		1	2	2			
	小計(9科目)	—		18	0	0			—		3	2	3	1	0
専門基礎科目	人間観と倫理A	1・2前		2			○			1					
	人間観と倫理B	1・2後		2			○			1					
	キリスト教福祉	1・2前		2			○			1					
	愛と死の人間学	2・3・4後		2			○			1					
	人体の構造と機能及び疾病	2・3・4前		2			○			1					
	神経・生理心理学	2・3・後		2			○			1					
	発展演習A	2前		2				○		1		1			
	発展演習B	2後		2				○		1		1			
	心理福祉特講A	2・3・4前		2			○			1					兼1
	心理福祉特講B	2・3・4後		2			○			1					兼1
	心理福祉特講C	2・3・4前		2			○			1					兼1
	心理福祉特講D	2・3・4後		2			○			1					兼1
	相談援助技術総論Ⅰ	1前		2			○				1				
	相談援助技術総論Ⅱ	1後		2			○				1				
	社会福祉発達史A	2・3・4前		2			○			1					
	社会福祉発達史B	2・3・4後		2			○			1					
	臨床心理学概論	1・2後		2			○			1					
	社会・集団・家族心理学Ⅰ	1・2前		2			○								兼1
	社会・集団・家族心理学Ⅱ	1・2後		2			○					1			
	心理福祉実習指導Ⅰ	1・2・3前		2				○			2	2			
	心理福祉実習指導Ⅱ	1・2・3後		2				○			2	2			
	心理福祉実習	1・2前		2					○		2	2			
	心理福祉海外研修Ⅰ	1・2・3後		2			○			1					
	心理福祉海外研修Ⅱ	2・3前		2					○				1		
	卒業研究	4前後		4						1	2	2			
小計(25科目)	—		0	52	0			—		7	3	3	1	0	兼3
心理カウンセリング系科目	福祉心理学	1・2前		2			○			1					
	健康・医療心理学	1・2後		2			○			1					
	発達心理学	1・2前		2			○					1			
	感情・人格心理学	2・3前		2			○								兼1
	心理学的支援法	1・2・3・4後		2			○					1			
	深層心理学	2・3・4前		2			○			1					
	障害者・障害児心理学	2・3・4前		2			○			1					
	老年心理学	2・3・4後		2			○								兼1
	心理的アセスメント	2・3・4前		2			○					1			
	心理検査法実習	2・3・4後		1					○			1			
	心理学研究法Ⅰ	2・3・4前		2			○					1			
	心理学研究法Ⅱ	2・3・4後		2			○					1			
	心理学実験Ⅰ	3・4前		2					○	1		2			

教 育 課 程 等 の 概 要														
(生活科学部心理福祉学科)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
心理カウンセリング系科目	心理学実験Ⅱ	3・4後		1				○	1		2			
	心理演習	2・3・4前		2				○		1	2			
	知覚・認知心理学	2・3・4後		2		○								兼1
	トランスパーソナル心理学	3・4前		2		○								兼1
	産業・組織心理学	3・4後		2		○					1			
	司法・犯罪心理学	3・4後		2		○								兼1
	精神疾患とその治療	2・3・4前		2		○				1				
	癒しのセラピー	3・4後		2		○			1					
	公認心理師の職責	1・2前		2		○				1				
	心理学統計法	2・3・4前		2		○					1			
	学習・言語心理学	2・3・4後		2		○								兼1
	教育・学校心理学	2・3・4前		2		○			1					
関係行政論	2・3・4後		2		○								兼1	
心理実習	3・4前		3				○	1	1	1				
小計（27科目）	—		0	53	0		—	3	1	3	0	0	兼6	
福祉系科目	相談援助技術各論Ⅰ	2・3前		2		○			1					
	相談援助技術各論Ⅱ	2・3後		2		○			1					
	相談援助技術各論Ⅲ	2・3前		2		○								兼1
	相談援助技術各論Ⅳ	2・3後		2		○								兼1
	児童福祉論Ⅰ	1・2・3・4前		2		○			1					
	児童福祉論Ⅱ	1・2・3・4後		2		○			1					
	障害者福祉論Ⅰ	1・2・3・4前		2		○						1		
	障害者福祉論Ⅱ	1・2・3・4後		2		○						1		
	高齢者福祉論Ⅰ	1・2・3・4前		2		○								兼1
	高齢者福祉論Ⅱ	1・2・3・4後		2		○								兼1
	介護概論	2・3・4前		2		○				1				
	介護技術	2前		2				○						兼1
	地域福祉論Ⅰ	2・3・4前		2		○						1		
	地域福祉論Ⅱ	2・3・4後		2		○						1		
	社会保障論Ⅰ	2・3・4前		2		○					1			
	社会保障論Ⅱ	2・3・4後		2		○					1			
	公的扶助論	2・3・4前		2		○			1					
	福祉運営管理論A	2・3・4前		2		○			1					
	福祉運営管理論B	2・3・4後		2		○			1					
	社会福祉調査法	2・3・4前		2		○					1			
	就労支援サービス論	2・3・4前		2		○								兼1
	権利擁護と成年後見	2・3・4後		2		○								兼1
	医療福祉論Ⅰ	2・3・4前		2		○								兼1
	医療福祉論Ⅱ	2・3・4後		2		○								兼1
	ジェンダー福祉論	2・3・4後		2		○								兼1
	ファミリーソーシャルワーク論Ⅰ	2・3・4前		2		○								兼1
	ファミリーソーシャルワーク論Ⅱ	2・3・4後		2		○								兼1
司法福祉論A	2・3・4前		2		○								兼1	
司法福祉論B	2・3・4後		2		○								兼1	
福祉行財政論A	3・4前		2		○			1						
福祉行財政論B	3・4後		2		○			1						
相談援助技術演習Ⅰ	1・2後		2				○	1	1				兼2	
相談援助技術演習Ⅱ	2・3前		2				○	1	1				兼1	
相談援助技術演習Ⅲ	2・3後		2				○	1			1		兼1	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(生活科学部心理福祉学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
福祉系科目	相談援助技術演習Ⅳ	3・4		2			○		1	1					兼1
	相談援助技術演習Ⅴ	3・4		2			○			1					
	社会福祉士試験対策講座Ⅰ	4前		2		○				1		1			
	社会福祉士試験対策講座Ⅱ	4後		2		○				1		1			
	相談援助実習指導Ⅰ	2・3・4前		2			○		1	1		1			
	相談援助実習指導Ⅱ	2・3・4後		2			○		1	1		1			
	相談援助実習Ⅰ	2・3・4前後		6				○	2	1		1			
	相談援助実習指導Ⅲ	4前		2			○			1					
	相談援助実習Ⅱ	4後		2				○		1					
	小計（43科目）	—		0	90	0		—	3	2	0	1	0		
心理福祉教育系科目	法学	1・2前		2		○									兼2
	社会学	1・2前		2		○					1				兼1
	社会病理学	2・3・4前		2		○									兼1
	高齢者生活論	1・2後		2		○			1						兼1
	人権と教育	1・2前		2		○									兼1
	生活と政治	1・2前		2		○									兼1
	生活と国際経済	1・2前		2		○									兼1
	女性学	1・2後		2		○									兼1
	人間と哲学	1・2後		2		○									兼1
	生命と倫理	1・2前		2		○									兼1
	福祉教育論Ⅰ	1・2前		2		○			1						
	福祉教育論Ⅱ	1・2後		2		○			1						
	日本史A	1・2前		2		○			1						
	日本史B	1・2後		2		○			1						
	東洋史	1・2後		2		○									兼1
	西洋史	1・2前		2		○									兼1
	人文地理学Ⅰ	2・3・4前		2		○			1						
	人文地理学Ⅱ	2・3・4後		2		○			1						
	自然地理学Ⅰ	2・3・4前		2		○			1						
	自然地理学Ⅱ	2・3・4後		2		○			1						
	地誌	2・3・4前		2		○			1						
小計（21科目）	—		0	42	0		—	4	0	1	0	0		兼9	
合計（125科目）		—	18	237	0		—	10	3	4	1	0		兼22	
学位又は称号	学士（生活科学）		学位又は学科の分野			社会学・社会福祉学関係									
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
・全学教養科目27単位、基幹科目18単位、専門基礎科目10単位以上、心理カウンセリング系科目4単位以上、福祉系科目4単位以上、心理福祉教育系科目4単位以上を修得し、124単位以上を修得すること。 ・1～4学年次の1年間に履修登録できる単位数は、卒業要件に関わる科目が50単位未満で、総単位数は60単位以内とする。							1 学年の学期区分				2期				
							1 学期の授業期間				15週				
							1 時限の授業時間				90分				

（注）

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
(生活科学研究科心理学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
心理教育科目	教育方法学特論	教育方法学を基礎づける原理、および教育方法学における論争史を踏まえた上で、現代の教育方法をめぐる議論について理解できるようになることを目的とする。教育方法学の原理に関しては、西洋教育思想を中心に扱い、そして、教育方法学に関する論争史に関しては、戦後日本における学力論争、たのしい授業論争、授業技術をめぐる論争を検討する。それら基礎的な事項を踏まえた上で、近年のアクティブラーニングをめぐる議論について考察していく。その際、講義型の授業形式だけでなく、近年注目される教育方法を取り入れながら授業を展開することで、教育方法学を理論的に、かつ実践的に理解していく。	
	教授学習心理学特論	教科学習に関与する教授学習要因を把握することを通じて、知識学習の心理過程を理解し説明できることを目的とする。さらに、知識を学ぶことが自己と人間存在にとってどのような意味を持つのかについて理解を深めることをめざす。このために、法則、事例、教授学習ストラテジー、誤認識などについて説明し、知識学習において重要な法則学習のメカニズムを理解させる。知識学習において学習者の情感がどのように関わるのか、誤った知識がどのように修正されるのかについても具体的に説明する。さらに学習者自身にとって知識理解がどのような意味を持つのか考えさせる。	
	教授学習心理学演習	知識学習を有効に進め得る教授学習要因を知り、体系的知識理解のメカニズムを理解することを目的とする。また、教授学習心理学における実践的なものの考え方を理解し、具体的な授業計画を立てることができるとめざす。このために、教科学習の中でも重要な知識学習に関する研究論文や実践報告を講読し、知識理解の諸条件やメカニズムを理解する。具体的には生物認識を中心として自然認識における法則学習について紹介する。さらに文学教材を通して今まで気づかなかった登場人物の心情を理解して、文章読解にとって必要な知識を身につける。このような研究論文・実践報告の講読作業を通じて、授業作りに活かせる実践的知識がどのようなものであるか話し合い、具体的な授業計画を立てさせる。	
	発達心理学特論	乳幼児期から児童期・青年期・成人期・老年期にいたるまで、人がどのような発達過程をたどるのか、また、その過程でいかなる課題に出会うのか、さらにはそれらをどのようにして解決してゆくのかを、発達心理学・臨床発達心理学・家族心理学の観点から理解する。その際、関連する書籍や研究論文を紹介しながら、それぞれの研究領域における最新の研究成果について理解するとともに、発達心理学がどのような手法で、さまざまなリサーチクエストに答えていくのかについて理解を深めていく。	
	発達心理学演習	発達心理学や臨床発達心理学における最近の知見や研究動向について、主要な書籍や学術論文の講読およびそれらについてのディスカッションを通して理解を深める。これらの学びを通して、乳幼児期から、児童期、青年期、成人期、老年期に至るまでに我々が出会うさまざまな発達課題について、発達心理学および臨床発達心理学の観点から理解する。また、論文を読み進める中で、発達心理学の研究手法を学ぶとともに、データの分析方法や結果の読み方、考察の方法などについて理解を深めていく。	
	特別支援教育特論	知的障害や自閉症スペクトラム障害、注意欠如多動性障害など特別支援教育の対象となる様々な発達障害の成因や心理特性について、特に神経心理学的観点から理解することを目的とする。特別支援教育の対象となる発達障害は、多くの場合その原因として中枢神経系の機能不全が想定されている。本講義では、こうした発達障害児の心理特性について、中枢神経系や神経心理学の基礎的事柄と共に、様々な発達障害に対する神経心理学的アプローチについて、その評価・研究方法も含め概観することから理解を深めていく。	

心理教育科目	心理教育課題研究Ⅰ	<p>(概要) 各自が自らの関心にもとづき、教育的観点から参照しつつ、心理学に関連する特定の課題を取り上げ、それに関する研究を行う。具体的には、先行研究の精読・論評をとおしてテーマ設定、研究目的を進めつつ、調査、観察、面接、実験等の研究方法についての基本的事項を確認し、自らの研究にふさわしい方法を吟味する。また、研究倫理を学び、自らの研究を倫理的観点から検討する。さらに、以上の点を踏まえたうえで、各自の研究の着想についての中間報告の場を設け、吟味・検討を進める。これらの過程を経て、各自が研究計画の作成に取り組む。</p> <p>(1 渡邊 孝憲) 主として質的データ分析の手法を用いて、特別なニーズをもつ児童生徒並びにその家族の心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 立木 徹) アクション・リサーチの研究手法により、教育実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 江尻 桂子) 実験法・調査法を用いて、発達心理学の領域に関する研究指導を行う。</p> <p>(7 國見 充展) 量的データ分析の手法を用いて、教育心理学の領域に関する研究指導を行う。</p>	
	心理教育課題研究Ⅱ	<p>(概要) 「心理教育課題研究Ⅰ」における学びを発展させ、心理学に関連する特定の課題を取り上げ、それに関する研究を行う。具体的には、各自の研究計画における問題点について、先行研究の精読・論評をとおして検討を行う。また、自らの研究を倫理的観点から検討し、倫理審査の申請準備を進める。さらに、以上の点を踏まえたうえで、各自の研究に関する着想について、意見交換を行う。そして、そこで得られた意見を踏まえ、研究計画を構想する。これらの過程を経て、各自が研究計画を完成させ、研究計画の最終報告を行う。</p> <p>(1 渡邊 孝憲) 主として質的データ分析の手法を用いて、特別なニーズをもつ児童生徒並びにその家族の心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 立木 徹) アクション・リサーチの研究手法により、教育実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 江尻 桂子) 実験法・調査法を用いて、発達心理学の領域に関する研究指導を行う。</p> <p>(7 國見 充展) 量的データ分析の手法を用いて、教育心理学の領域に関する研究指導を行う。</p>	
	心理教育課題研究Ⅲ	<p>(概要) 「心理教育課題研究Ⅱ」で完成させた研究計画にもとづき、研究を行う。具体的には、研究のテーマ、目的、方法、そして、それらに関する倫理的な配慮について確認したうえで、各自の研究手法に即したデータを収集する。データの収集にあたっては、必要に応じて予備的調査を実施する。得られたデータをそれに適した方法により分析し、さらに、分析結果のまとめ方を検討する。これらについての中間報告を行い、そこで得られた意見を踏まえて、研究の完成に向けての構想を練る。</p> <p>(1 渡邊 孝憲) 主として質的データ分析の手法を用いて、特別なニーズをもつ児童生徒並びにその家族の心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 立木 徹) アクション・リサーチの研究手法により、教育実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 江尻 桂子) 実験法・調査法を用いて、発達心理学の領域に関する研究指導を行う。</p> <p>(7 國見 充展) 量的データ分析の手法を用いて、教育心理学の領域に関する研究指導を行う。</p>	

<p>心理教育科目</p>	<p>心理教育課題研究Ⅳ</p>	<p>(概要)「心理教育課題研究Ⅲ」において収集したデータとその分析結果を中心に据えつつ、研究計画の構想にもとづき、研究を完成させる。まず、研究テーマと目的に鑑みて、データおよびデータの分析結果を考察する。そして、それらを研究の目的、方法、結果、考察の中に位置づけ、論理的に記述する。これらを進めるにあたって、再度、先行研究を概観し、さらに、研究の論旨を精密に展開するうえで必要な文献の収集と論評を行い、研究の展開に反映させる。これらを進めることにより、研究を完成させ、研究の成果についての最終報告を行う。</p> <p>(1 渡邊 孝憲) 主として質的データ分析の手法を用いて、特別なニーズをもつ児童生徒並びにその家族の心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 立木 徹) アクション・リサーチの研究手法により、教育実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 江尻 桂子) 実験法・調査法を用いて、発達心理学の領域に関する研究指導を行う。</p> <p>(7 國見 充展) 量的データ分析の手法を用いて、教育心理学の領域に関する研究指導を行う。</p>	
<p>心理実践科目</p>	<p>臨床心理学特論</p>	<p>臨床心理学とは、「主として、心理・行動面の障害の治療・援助、およびこれらの障害の予防、さらに、人々の心理・行動面のより健全な向上を図ることをめざす心理学の一専門分野」と定義される心理学の一分野である。この講義では、臨床心理学の主要4領域（査定、面接、研究、地域援助）から、臨床心理学を知的・体験的に理解することを目的とする。</p> <p>講義では、臨床心理学の主要な理論（精神力動的アプローチ、認知行動療法）と心理検査（発達検査、性格検査）について紹介し、模擬事例、ロールプレイ、ディスカッションを通し、クライアントの心を理解し、臨床心理学的な技法を体得する。</p>	
	<p>保健医療分野に関する理論と支援の展開</p>	<p>保健医療分野に関わる公認心理師の実践に関する理論と技術について学び、支援のプロセスについて理解することを目的とする。</p> <p>講義の中では、保健医療分野における「チーム医療」の担い手となるために公認心理師に求められる制度的知識、医学的知識、心理的知識に加えて、他職種との協働と連携について学ぶことで、「保健医療分野における専門職として必要なこと」「保健医療分野におけるチームプレイヤーとして必要なこと」についての理解を深めていく。</p>	
	<p>福祉分野に関する理論と支援の展開</p>	<p>福祉分野に関わる公認心理師の実践に関する理論と技術について学び、支援のプロセスについて理解することを目的とする。</p> <p>講義の中では、福祉分野における公認心理師に求められる姿勢である「人権尊重」「自身の知識・技術・価値観に対する不断の研鑽の姿勢」を体得する。この授業の中では、児童領域、高齢領域、障害領域の3領域に焦点をあて、それぞれの領域で求められる他職種との協働と連携について学ぶことで、「福祉分野における専門職として必要なこと」「福祉分野におけるチームプレイヤーとして必要なこと」についての理解を深めていく。</p>	
	<p>教育分野に関する理論と支援の展開</p>	<p>教育分野に関わる公認心理師の実践に関する理論と技術について学び、支援のプロセスについて理解することを目的とする。授業では、コミュニティアプローチの観点から、児童・生徒についての心理的理解、「チーム学校」における公認心理師の役割と多職種連携について学ぶ。また、不登校、いじめ等の教育分野における課題について、心理学的な理解を深め、それに対する公認心理師の取り組みとその可能性について考察する。さらに、適応指導教室やフリースクール等の関連機関の役割と地域連携の意義とその実際について理解する。</p>	
	<p>学校カウンセリング特論</p>	<p>学校カウンセリングの特殊性を理解でき、子どもの不適応の原因と対処、学校でのカウンセリング活動の基本としてアセスメント、心理療法の技法の基礎、校内での協力的体制と専門機関との連携についての知見を習得し、理論と実践をつなげて学ぶことがこの授業の目的である。</p> <p>まず、担当者が当該テーマについて講義をしてから、資料をもとに討論の時間を設ける。その後、受講者に量的・質的研究による学校カウンセリングの関連論文の資料の要約を求め、研究手法にも注目しながら、積極的な意見交換を実施する。そして、このような理論的な検討に基づいて、アセスメントや心理療法などの教育現場への応用のための実践を企図した実習を実施し、事例検討を行う。</p>	

心理実践科目	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践に関する理論と技術について学び、支援のプロセスについて理解することを目的とする。講義の中では、少年事件、刑事事件、犯罪被害者支援、家庭紛争事件のそれぞれについて、法規や制度を学ぶ。その上で、司法・矯正および更生保護の諸分野における支援の枠組みを概観し、他職種との協働と連携について学ぶことで、「司法分野における専門職として必要なこと」「司法分野におけるチームプレイヤーとして必要なこと」についての理解を深めていく。	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関わる公認心理師の実践に関する理論と技術について学び、支援のプロセスについて理解することを目的とする。講義の中では、産業・労働分野において、労働者の心身両面の総合的な健康の保持・増進に貢献しうる公認心理師に求められる姿勢である「労働分野に関する法への理解」「労働に関する社会状況に注意を払うこと」「労働分野における心理実践の理論と技術」を体得し、「労働分野における専門職として必要なこと」「労働分野におけるチームプレイヤーとして必要なこと」についての理解を深めていく。	
	心理的アセスメントに関する理論と実践	公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義や倫理についての再認識と、学部で学んだ心理アセスメントに関する理論と方法をより実践的に学び、公認心理師としてケース・フォーミュレーションが行えることを目的とする。講義では、要心理支援者の状態を生物心理社会モデルに基づいて多角的視点から見立てるための架空事例による実践的学びや、心理検査のオーダー受理から所見作成とそのフィードバック、および所見の管理までの一連の流れなどについて、自らの受検体験やロールプレイなどを通じて理解を深めていく。加えて、上記の心理アセスメントを要心理支援者やその関係者等に伝え、効果的な心理支援や多職種連携に活かす上で留意する点についての理解も深めていく。	
	心理支援に関する理論と実践 I	心理療法の理論と方法について、力動論、行動論、認知論、その他の理論を中心に、文献講読や事例検討をとおして学ぶ。授業では、これらの理論と方法の基本的事項を確認しながら、それらとの関連で、心理に関する支援に要する者を心理学的に理解し、被支援者の特性や状況に応じて支援の方法を適切に選択・調整する際の要点を学ぶ。また、これらの理論と方法について、心理に関する相談、助言、指導等の場面における実践的活用を実際を学ぶ。	
	心理支援に関する理論と実践 II	心理療法の理論と方法について、「心理支援に関する理論と実践 I」で得た知識と理解にもとづき、アクティブ・ラーニング形式の授業をとおして学ぶ。授業では、いくつかの事例について、力動論、行動論、認知論、その他の理論との関連で、心理学的理解とケース・フォーミュレーションを試みる。また、これらの試行は、グループ学習等のアクティブ・ラーニングの方法のもと行われる。これらを通じて、心理に関する支援に要する者を心理学的に理解する力を向上させ、被支援者の特性や状況に応じて支援の方法を適切に選択・調整する力を身につける。	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	本授業では、人間集団に対する心理学的支援に関する理論的背景と、それを基にした各種支援の実践について学ぶ。まず、人間が属する最初（最小）の集団である「家族」に焦点をあて、家族と家族と関係する心の病を臨床心理学と家族心理学の視点から理解し、家族療法などの心理支援の実践を学ぶ。次に、家族を取り巻く集団としての「学校」や「地域社会」における心理支援の在り方を、主としてコミュニティアプローチの考え方を基に学んでいく。	
	心の健康教育に関する理論と実践	心理職の専門業務として、精神保健問題を抱える患者本人および家族に対する心の健康教育の実践の重要性が高まっている。本講義では、心の健康教育として心理教育やグループアプローチに焦点をあて、その理論（主に認知行動療法の理論）を学び、心理学的知見を応用した教育実践活動についての理解を深めていく。理論を学んだ上で、実際にロールプレイや模擬実践を行うことを通し、患者本人、および、その家族へのエンパワメントのために必要な技術を向上させることを目的とする。	

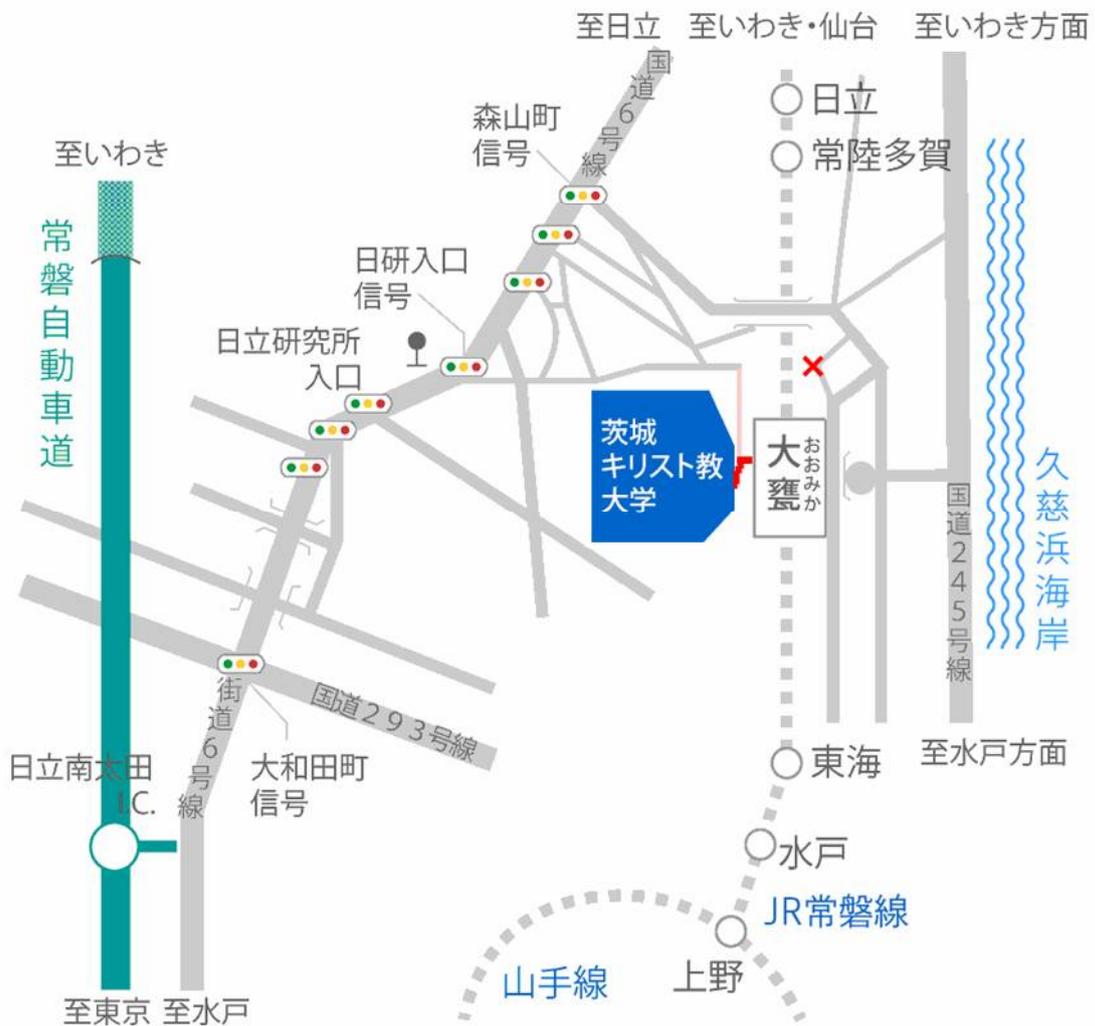
心理実践科目	心理実践課題研究Ⅰ	<p>(概要) 各自が自らの関心にもとづき、心理実践に関連する特定の課題を取り上げ、それに関する研究を行う。具体的には、グループでの討議、または教員との個別の討議等を踏まえながら、自らの研究課題についての理解を深める。それと並行して、先行研究による知見を交えながら、自らの研究課題を吟味・検討する。さらに、研究倫理の観点から、自らの研究目的と研究方法を検討する。</p> <p>(2 望月 珠美) 福祉臨床心理学の理論と手法を用いて、包括的家族支援並びに環境調整の視点を重視した心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(5 櫻井 由美子) 事例研究やフィールドワークの手法を用いて、教育領域における心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(6 黒澤 泰) 臨床心理学の視点、手法、文献を用いて、自身の担当したケースに関する振り返りと事例研究を行う。</p> <p>(8 岩崎 眞和) 文献研究や量的研究などの手法を用いて、発達心理学の観点から心理臨床に関する研究指導を行う。</p>	
	心理実践課題研究Ⅱ	<p>(概要) 「心理実践課題研究Ⅰ」における研究を進める。具体的には、先行研究による知見を交えながら、自らの研究課題を吟味・検討し、研究目的を定める。それと並行して、自らの実践との関連において、グループでの討議、または教員との個別の討議等を踏まえ、各自の研究課題についての理解を深める。これらの経過で得られた研究に関する着想について、中間報告の場を設け、吟味・検討を進める。</p> <p>(2 望月 珠美) 福祉臨床心理学の理論と手法を用いて、包括的家族支援並びに環境調整の視点を重視した心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(5 櫻井 由美子) 事例研究やフィールドワークの手法を用いて、教育領域における心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(6 黒澤 泰) 臨床心理学の視点、手法、文献を用いて、自身の担当したケースに関する振り返りと発展的な事例研究を行う。</p> <p>(8 岩崎 眞和) 文献研究や量的研究などの手法を用いて、発達心理学の観点から心理臨床に関する研究指導を行う。</p>	
	心理実践課題研究Ⅲ	<p>(概要) 「心理実践課題研究Ⅱ」における研究をさらに進める。まず、研究テーマと目的を明らかにし記述する。それと同時に、先行研究における知見を整理し、自らの研究に関連する諸研究のなかに位置づける。そのうえで、自らの実践について、客観的および倫理的に適切な方法で記述し、さらに、それらを自らの研究目的との関連において分析し記述する。</p> <p>(2 望月 珠美) 福祉臨床心理学の理論と手法を用いて、包括的家族支援並びに環境調整の視点を重視した心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(5 櫻井 由美子) 事例研究やフィールドワークの手法を用いて、教育領域における心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(6 黒澤 泰) 臨床心理学の視点、手法、文献を用いて、自身の担当したケースに関する振り返りと発展的な事例研究を行う。</p> <p>(8 岩崎 眞和) 文献研究や量的研究などの手法を用いて、発達心理学の観点から心理臨床に関する研究指導を行う。</p>	

心理実践科目	心理実践課題研究Ⅳ	<p>(概要)「心理実践課題研究Ⅲ」における研究をさらに進め、完成させる。まず、研究テーマ、目的、実践についての記述とその分析結果について、グループでの討議、または教員との個別の討議等を踏まえ、各自の研究課題についての理解を深める。それと同時に、先行研究における知見との対比やそれについての論評を踏まえ、自らの研究成果の意義について考察する。これらを進めることにより、研究を完成させ、研究の成果についての最終報告を行う。</p> <p>(2 望月 珠美) 福祉臨床心理学の理論と手法を用いて、包括的家族支援並びに環境調整の視点を重視した心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(5 櫻井 由美子) 事例研究やフィールドワークの手法を用いて、教育領域における心理臨床に関する研究指導を行う。</p> <p>(6 黒澤 泰) 臨床心理学の視点、手法、文献を用いて、自身の担当したケースに関する振り返りと発展的な事例研究を行う。</p> <p>(8 岩崎 真和) 文献研究や量的研究などの手法を用いて、発達心理学の観点から心理臨床に関する研究指導を行う。</p>	
実習科目	心理実践実習Ⅰ	<p>大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、公認心理師の実務において必要な知識と技能を修得する。具体的には、学内実習施設および教育関連機関において、実習担当教員による指導のもと、支援を要する者等とのコミュニケーションや心理面接の知識と技能を身につける。また、これらの過程において、心理に関する支援を要する者等の理解とニーズを把握する力を養い、公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解を具体的体験との関連で理解する。</p>	共同
	心理実践実習Ⅱ	<p>「心理実践実習Ⅰ」で得た公認心理師に必要な知識・技能の上に、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、公認心理師の実務において必要な知識と技能に関する各自の課題に取り組む。具体的には、学内実習施設、教育関連機関および福祉等の領域に関連する施設において、実習担当教員による指導のもと、支援を要する者等とのコミュニケーションや心理面接の知識と技能を身につける。また、これらの過程において、心理に関する支援を要する者等の理解とニーズを踏まえた支援計画の作成を試行し、心理に関する支援を要する者へのチームアプローチの方法と必要性を具体的体験との関連で理解する。</p>	共同
	心理実践実習Ⅲ	<p>「心理実践実習Ⅱ」で得た公認心理師に必要な知識・技能の上に、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、公認心理師の実務において必要な知識と技能を向上させる。具体的には、学内実習施設、保健医療および教育、福祉、司法、産業等の領域に関連する施設において、実習担当教員による指導のもと、支援を要する者等とのコミュニケーション、心理検査、心理面接、地域支援等の知識と技能を身につける。また、これらの過程において、心理に関する支援を要する者等の理解とニーズを踏まえた支援計画を作成する力を養い、心理に関する支援を要する者へのチームアプローチを実践する。さらに、これらの実践をとおして、多職種連携および地域連携の方法と意義についての理解を深める。</p>	共同

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の出定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。





茨城県日立市大みか町6丁目11番1号  
JR常磐線大甕駅西口（学園口）徒歩約1分

# 学園内配置図



学校法人 茨城キリスト教学園

平面図面は、安全上の観点から割愛しています

# 茨城キリスト教大学大学院学則（案）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 茨城キリスト教大学大学院（以下「本大学院」という。）はキリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論およびその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。

（課程）

第2条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

（研究科および専攻と教育目標）

第3条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

文学研究科	英語英米文学専攻
生活科学研究科	食物健康科学専攻 心理学専攻
看護学研究科	看護学専攻

2 文学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、以下のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

（1）英語英米文学専攻は、英語学、英米文学および英語教育学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすと同時に、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る。

3 生活科学研究科の各専攻は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

（1）食物健康科学専攻は、食物科学および人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る。

（2）心理学専攻は、心理学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成をめざすと同時に、高い倫理性と高度な専門知識および技術をもって地域住民の心の健康の保持増進に貢献する、学校カウンセラーや公認心理師等の高度心理専門職業人の育成を図る。

4 看護学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

(1) 看護学専攻は、基礎看護科学および実践看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースにおいて、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る。

(収容定員)

第4条 本大学院の収容定員は次の通りとする。

		入学定員	収容定員
文学研究科	英語英米文学専攻	10名	20名
生活科学研究科	食物健康科学専攻	5名	10名
	心理学専攻	5名	10名
看護学研究科	看護学専攻	6名	12名

(収容年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 本大学院における在学期間は、4年を超えることはできない。

(学年、学期、休業日)

第6条 大学院の学年、学期、休業日については茨城キリスト教大学学則(以下「大学学則」という。)

第5条以下第9条までの規定を準用する。

## 第2章 教育課程、単位および履修方法等

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目および単位数)

第8条 各研究科の授業科目および単位数は、文学研究科は別表1、生活科学研究科は別表2、看護学研究科は別表3の通りとする。

(履修方法)

第9条 文学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 生活科学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。

3 看護学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。ただし、専門看護師を目指すためのコースの学生は34単位

以上を履修するものとする。

- 4 学生は、履修する授業科目の選択および修士論文の作成に際し、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。
- 5 各専攻は、学生の入学後すみやかに、各学生の指導教員を定め、学長に届け出なければならない。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第10条 第34条に定める各研究科会議（以下、研究科会議）が教育研究上有益と認め、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認を得られたとき、学生は、当該他大学大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。ただし転入学の場合は、その限りではない。
- 3 前2項の規定は第22条の規定による留学の場合にも準用する。ただし、第23条の規定によるデュアル・ディグリー制度については第2項の規定を適用せず、その上限単位数については別に定める。

（単位の認定）

第11条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験または研究報告によるものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第12条 各研究科会議が教育研究上有益と認めたときは、学生が大学院に入学する前に本大学院または他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、10単位を超えないものとする。

### 第3章 課程の修了および学位の授与

（課程の修了要件）

第13条 文学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。

- 2 前項の規定にもかかわらず、当該修士課程の目的に応じ、文学研究科が適当と判断した場合は、英語英米文学専攻の英語教育分野に限り、特定課題研究の成果をもって修士論文に代えることができる。
- 3 生活科学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および

び次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。

- 4 前項の規定にもかかわらず、当該修士課程の目的に応じ、生活科学研究科が適当と判断した場合は、心理学専攻に限り、特定課題研究の成果をもって修士論文に代えることができる。
- 5 看護学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。ただし、専門看護師を目指すためのコースを選択した学生は34単位以上を修得するものとする。
- 6 在学期間に関しては、上記の規定にも関わらず、当該研究科会議が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 修士論文および特定課題研究の審査基準は、各研究科会議において別に定める。

(課程修了の認定)

第14条 修士課程修了の認定は、各研究科会議が設置する審査委員会が前条に掲げる修了要件の充足を事前に審査し、その報告を受けて当該研究科会議が合格と決することにより行う。

(学位の授与)

第15条 修士課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

文学研究科英語英米文学専攻	修士（文学）
生活科学研究科食物健康科学専攻	修士（食物健康科学）
生活科学研究科心理学専攻	修士（心理学）
看護学研究科看護学専攻	修士（看護学）

- 2 学位授与に関する規程は別に定める。

## 第4章 入学、転学、留学、休学、退学および除籍

(入学資格)

第16条 大学院に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (5) その他本大学院が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期と出願)

第17条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、再入学については学期の初めとすることができる。

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類を添付し、検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学志願者に対しては選抜試験を行い、各研究科会議の議を経て入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期については各研究科会議が定める。

(入学手続き)

第20条 選抜試験等の結果合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

第21条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て学長に転学届を提出しなければならない。

2 他の大学院から本大学院に転学を希望する者については、欠員のある場合に限り、選考の上許可することがある。

(留学)

第22条 各研究科会議が教育研究上有益と認めるとき、学生は、本大学院との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定または本大学院からの留学に関する協議が成立している外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 前項による留学は、本大学院における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下、在学留学という）とし、留学期間は第5条2項の在学期間に含まれるものとする。

(デュアル・ディグリー制度による留学)

第23条 本大学院生は、本大学院が他の大学院（以下、提携大学院）との協定に基づき運用するデュアル・ディグリー制度において所定の要件を満たすとき、当該提携大学院に留学することができる。この場合の留学は、前条第2項に定める在学留学とする。

2 提携大学院に在籍する大学院生は、前項の制度において所定の要件を満たすとき、本大学院に留学することができる。

3 本条第1項および第2項に定める留学要件・修了要件等の詳細は、各研究科が提携大学院との協議により別に定める。

(休学)

第24条 休学については、大学学則第29、30、31条の規定を準用する。

(退学と再入学)

第25条 退学と退学者の再入学については、大学学則第25、26条を準用する。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は学籍から除籍されることがある。

- (1) 第5条2項の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (2) 第24条の休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 学生納付金の納付を怠り、督促を受け、納付期日を3月経過してもなお納付せず、かつ所定の手続きをとらない者

## 第5章 科目等履修生・研究生

(科目等履修生)

第27条 各研究科会議は、以下の各号のいずれかに該当する者の聴講を科目等履修生として許可することがある。

- (1) 第16条に定める者で、本大学院研究科の授業科目のうち、1科目または数科目を履修しようとする者
  - (2) 本大学院の修了生または中途退学者で、1科目または数科目の授業科目を履修しようとする者
  - (3) あらかじめ他の大学院と協議が成立し、双方の承認が得られた他の大学院（外国の大学院を含む）の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者
- 2 前項により履修できる単位は原則として年間10単位以内とする。
  - 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第28条 大学院修了生、または本大学院への出願資格を有する者で、本大学院教員との共同研究を希望する者については、各研究科会議の議を経て、研究生として許可することがある。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

## 第6章 入学検定料、授業料その他の納付金

(学生納付金)

第29条 入学検定料および授業料等学生納付金の種類および金額については、別表4の通りとする。

(納入の方法)

第30条 前条に定める納付金の納入方法および期限については別に定める。

(学生納付金の延納等)

第31条 特別な事情により、納付金の延納および分納、減免の取扱を希望する者は、願書に理由書を付けて、保証人連署の上学長に提出し、許可を受けねばならない。

- 2 休学する者の納付金については、「茨城キリスト教大学学則」第41条の規定を準用する。また本

大学院学生が休学在籍料を納入する場合、その額は別表4の通りとする。

- 3 第22条2項に規定される在学留學生は、在学留学期間中、授業料を除いた学納金の納入を免除する。ただし、在学留學生のうち特に優れた成績を修めた者に対しては、在学留学期間中の授業料の納入も免除することがある。
- 4 授業料を含む学納金の納入を全額免除される在学留學生を特別在学留學生という。特別在学留學生は、手続き料5万円を納入するものとする。

## 第7章 賞罰

第32条 大学院学生の賞罰については、大学学則第45条および第46条を準用する。

## 第8章 教員および運営組織

(研究科担当教員)

- 第33条 本大学院における研究指導は、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める研究指導教員または研究指導補助教員が担当する。授業は、研究指導教員または研究指導補助教員に加えて、専任の授業担当教員または兼任講師を授業担当教員としてこれに充てることがある。
- 2 各研究科に研究科長を置く。研究科長は、本大学院における授業および研究指導を行う教授をもって充てる。
  - 3 各研究科長は、各研究科会議の選挙によって選出される。

(研究科会議)

- 第34条 大学院の管理運営のため、各研究科会議と合同研究科会議を置く。
- 2 各研究科会議は、文学研究科会議、生活科学研究科会議、看護学研究科会議とし、いずれも第33条第1項に定める研究指導教員および研究指導補助教員をもって組織する。ただし、学長および副学長はその構成員とはならない。
  - 3 合同研究科会議は、学長および副学長、前項に定める全研究科会議の構成員をもって組織する。
  - 4 各研究科会議および合同研究科会議の細部運営規則は、「茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則」として別に定める。

(研究科会議の審議事項)

- 第36条 各研究科会議は次の事項を審議する。
- (1) 研究科担当教員の審査に関する事項
  - (2) 教育課程に関する事項
  - (3) 試験および学位審査に関する事項
  - (4) 学生の入学および除籍に関する事項
  - (5) 学生の指導、厚生、賞罰に関する事項
  - (6) 科目等履修生および研究生に関する事項
  - (7) その他、各研究科の管理運営に関する事項

2 合同研究科会議は次の事項を審議する。

- (1) 規程改正に関する事項
- (2) その他、大学院全体の管理運営に関する事項

(大学院運営委員会および研究科長会議)

第36条 大学院の運営を円滑に行うために、合同研究科会議のもとに大学院運営委員会を設置する。

第37条 大学院運営委員会は、学長、副学長、各研究科長、各研究科から選出された専攻運営委員2名、学務部長または学務副部長、入試広報部長または入試広報副部長、事務長をもって構成する。

また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

2 大学院運営委員会は学長が招集し、その議長となる。

3 委員の任期は、専攻運営委員にあつては2年とし、それ以外の委員はその職務にある期間とする。

第38条 大学院運営委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 合同研究科会議の審議に付する原案の調整
- (2) 本大学院の運営に関して合同研究科会議により裁量委任される事項の審議と決定、およびその運用

第39条 専攻運営委員の職務は次の通りとする。

- (1) 当該専攻の運営に際し、慣習とされてきた諸事項の調整と運用
- (2) 合同研究科会議または大学院運営委員会の決定によりその裁量とされた事項の運用
- (3) 当該専攻をおく研究科の研究科長より指示される事項の運用

第40条 大学院運営委員会の中に研究科長会議を置き、学長、副学長、各研究科長、事務長をもって組織する。また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

2 研究科長会議は学長が主催・招集する。

3 研究科長会議は学長および各研究科長が、大学院運営委員会および合同研究科会議、または各研究科会議の議事として提出する事項について、事前にその内容を把握し、必要のあるときは互いの意見交換・意思疎通を経て議事の内容を調整し、大学院運営を円滑に進めることを目的として開催する。

(事務組織)

第41条 大学院に関する事務の執行は、本大学の事務組織がこれにあたる。

## 第9章 資格

(資格)

第42条 本大学院が開設する各種資格取得のための科目を履修し、単位を修得したものは、次の各項に掲げる資格を取得することができる。

2 教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。ただし、各々に該

当する一種免許状の所要資格を有する者に限る。

専攻	免許状の種類	免許教科
英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語
食物健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	家庭
	栄養教諭専修免許状	

- 3 公認心理師法および同法施行規則で定めるところにより、本大学院が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、公認心理師受験資格を与える。ただし、大学（短期大学を除く）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として公認心理師施行規則で定めるものを修めて卒業した者に限る。

## 第10章 自己点検・評価

（自己点検・評価）

第43条 本大学院は、その研究水準の向上を図り、第1条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検および評価を実施するものとする。

- 2 前項の自己点検および評価等の実施に関することは、別に定める。

## 第11章 雑則

（雑則）

第44条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

第45条 本学則の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1～21 （略）

22 本学則は2020（令和2）年4月1日から施行する。

別表1 文学研究科 英語英米文学専攻 （略）

別表2 生活科学研究科 食物健康科学専攻・心理学専攻

食物健康科学専攻 （略）

心理学専攻

心理教育科目

教育方法学特論	2単位
教授学習心理学特論	2 "
教授学習心理学演習	2 "

発達心理学特論	2 "
発達心理学演習	2 "
特別支援教育特論	2 "
心理教育課題研究Ⅰ	2 "
心理教育課題研究Ⅱ	2 "
心理教育課題研究Ⅲ	2 "
心理教育課題研究Ⅳ	2 "
心理実践科目	
臨床心理学特論	2単位
保健医療分野に関する理論と支援の展開	2 "
福祉分野に関する理論と支援の展開	2 "
教育分野に関する理論と支援の展開	2 "
学校カウンセリング特論	2 "
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2 "
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2 単位
心理的アセスメントに関する理論と実践	2 "
心理支援に関する理論と実践Ⅰ	2 "
心理支援に関する理論と実践Ⅱ	2 "
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2 "
心の健康教育に関する理論と実践	2 "
心理実践課題研究Ⅰ	2 "
心理実践課題研究Ⅱ	2 "
心理実践課題研究Ⅲ	2 "
心理実践課題研究Ⅳ	2 "
実習科目	
心理実践実習Ⅰ	5単位
心理実践実習Ⅱ	5 "
心理実践実習Ⅲ	5 "

別表3 看護学研究科 看護学専攻 (略)

別表4 学生納付金および納入方法

	年 額	納 入 方 法		備 考
		前 期	後 期	
入 学 検 定 料	32,000 円			
入 学 金	200,000 円			入学時のみ

授 業 料	576,000 円	288,000 円	288,000 円	文学研究科
〃	288,000 円	288,000 円	—	文学研究科(前期末修了)
〃	384,000 円	192,000 円	192,000 円	文学研究科(長期履修3年)
〃	615,000 円	307,500 円	307,500 円	生活科学研究科
〃	307,500 円	307,500 円	—	生活科学研究科(前期末修了)
〃	410,000 円	205,000 円	205,000 円	生活科学研究科(長期履修3年)
〃	810,000 円	405,000 円	405,000 円	看護学研究科
〃	405,000 円	405,000 円	—	看護学研究科(前期末修了)
〃	540,000 円	270,000 円	270,000 円	看護学研究科(長期履修3年)
施 設 拡 充 費	90,000 円	45,000 円	45,000 円	文学研究科
〃	45,000 円	45,000 円	—	文学研究科(前期末修了)
〃	60,000 円	30,000 円	30,000 円	文学研究科(長期履修3年)
〃	150,000 円	75,000 円	75,000 円	生活科学研究科食物健康科学専攻
〃	75,000 円	75,000 円	—	生活科学研究科食物健康科学専攻(前期末修了)
〃	100,000 円	50,000 円	50,000 円	生活科学研究科食物健康科学専攻(長期履修3年)
〃	90,000 円	45,000 円	45,000 円	生活科学研究科心理学専攻
〃	45,000 円	45,000 円	—	生活科学研究科心理学専攻(前期末修了)
〃	60,000 円	30,000 円	30,000 円	生活科学研究科心理学専攻(長期履修3年)
〃	300,000 円	150,000 円	150,000 円	看護学研究科
〃	150,000 円	150,000 円	—	看護学研究科(前期末修了)
〃	200,000 円	100,000 円	100,000 円	看護学研究科(長期履修3年)
公認心理師課程費	60,000 円			公認心理師受験資格取得希望者
休 学 在 籍 料	120,000 円	60,000 円	60,000 円	半期休学の場合は半期分のみ納入

# 茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則

## (目的)

第1条 この規則は茨城キリスト教大学大学院学則第34条に規定された大学院研究科会議の運営について定めることを目的とする。

## (各研究科会議と合同研究科会議)

第2条 大学院研究科会議は、各研究科会議と合同研究科会議とする。

- 2 各研究科会議は、文学研究科会議、生活科学研究科会議、看護学研究科会議とし、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める研究指導教員と研究指導補助教員によって構成される。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学院学則第35条の(1)に規定される「研究科担当教員の審査に関する事項」の審議に関しては、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める指導教員資格を持つ構成員が行う。
- 4 合同研究科会議は、学長および第2項に規定される全研究科会議の構成員によって構成される。

## (招集)

第3条 各研究科会議は、当該研究科長がこれを招集する。

- 2 研究科長は研究科会議構成員の2分の1以上の者から請求のあったときは、これを招集しなければならない。
- 3 各研究科長は当該研究科会議における審議に際し、特に教育課程改定に関する議案を扱う場合には、その原案について学務部学務課と事前の調整を行うとともに、研究科会議に学務部長またはその代理者を列席させ、審議に資する説明・助言を得るものとする。
- 4 前項に準じ、運営にあたって事務職員との連携を要する議案を審議するに際しては、当該研究科長は関係部署長を列席させることに努めるものとする。

第4条 合同研究科会議は、学長がこれを招集する。

- 2 学長または各研究科長は、研究科会議構成員の4分の1以上の者から請求のあったときには、合同研究科会議を招集しなければならない。

## (定例会と臨時会)

第5条 各研究科会議は定例会と臨時会とする。

- 2 定例会は8月を除き原則として毎月1回これを招集しなければならない。
- 3 臨時会は必要のある場合においてこれを招集する。
- 4 合同研究科会議は必要のある場合においてこれを招集する。

## (議長)

第6条 各研究科会議の議長は、研究科長とする。

2 研究科長に事故のあるときは、専攻運営委員2名のうちいずれかが、その互選により議長を務める。

第7条 合同研究科会議の議長は、学長とする。

2 学長に事故があるときは、副学長および各研究科長のうちいずれかが、その互選により議長を務める。

(議案の提出権)

第8条 学長および研究科長は議案を提出することができる。

2 研究科会議の構成員は構成員総数の8分の1以上の賛成を得なければ議案を提出することができない。

(定足数)

第9条 研究科会議は構成員総数の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、委任状は出席数に算入することができる。

(動議)

第10条 すべての動議は1人以上の賛成者を得なければ議題にすることはできない。

(表決)

第11条 議案は現に出席する者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は議決に加わる権利を有しない。

3 議長は必要と認めたときは記名または無記名の投票によって表決をとることができる。

(会議録)

第12条 議長は事務長またはその代行者をして会議録を調整し、会議の次第および出席者の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には議長が署名するものとする。

(改正)

第13条 本規則の改正は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規則は、1996年4月1日から施行する。

2 この規則は、1998年4月1日から施行する。

3 本規則は、2011年4月1日より施行する。

4 本規則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

5 本規則は、2018(平成30)年7月1日から施行する。

## 目次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	修士課程の設置の構想	5
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	5
4	教育課程の編成の考え方及び特色	5
5	教員組織の編成の考え方及び特色	8
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	9
7	特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	12
8	施設・設備等の整備計画	15
9	基礎となる修士課程との関係	16
10	入学者選抜の概要	17
11	取得可能な資格	19
12	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	19
13	管理運営	20
14	自己点検・評価	21
15	情報の公表	22
16	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	23

資料1 茨城キリスト教大学教育職員任用規程

資料2 履修モデル

資料3 茨城キリスト教大学研究倫理指針

資料4 茨城キリスト教大学倫理審査規程

資料5 茨城キリスト教大学大学院学位授与規程

資料6 4号館大学院棟整備計画

資料7 障害のある学生に対する修学支援－教職員のためのガイド(第2版)

資料8 茨城キリスト教大学図書館利用規程

資料9 両専攻における設置科目の関係

資料10 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程

資料11 茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則

資料12 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 1. 設置の趣旨及び必要性

#### 1) 本学の沿革と建学の精神

茨城キリスト教大学（以下、本学とする）は、昭和 42(1967)年に文学部だけの単科大学として開学した。設置者は、昭和 22(1947)年に茨城県日立市を創設の地として設立された学校法人茨城キリスト教学園（以下、本学園とする）である。本学は、社会構造の変化とニーズを見据えながら人材育成と社会貢献に資するべく体制を整え、令和元(2019)年現在までに文学部、生活科学部、看護学部、経営学部の 4 学部 7 学科、大学院においては文学研究科、生活科学研究科、看護学研究科の 3 研究科 4 専攻（いずれも修士課程）を擁する総合大学となっている。

本学園の創設にあたっては、平和を希求する市民、教育関係者らの強い願いとともにアメリカ合衆国「キリストの教会 (Church of Christ)」派の宣教師、信者等による祈りと支えが大きな力となった。平和を求める祈りと信仰という国境を越えた絆とによって生まれた本学園では、建学の精神を「我らが学園の教育理念」として次のように謳っている。

「茨城キリスト教学園はキリスト教の精神に基き、謙虚に真理を追究し、公正を尊び、真の隣人愛をもって人と社会に進んで奉仕し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人間の育成を目的とする」。

また本学園創立から 70 年、本学開学から 50 年の節目となった平成 29(2017)年には、新たにスクールモットーとして、Peace Truth LOVE（平和と真理と、愛）を掲げている。戦禍の色濃く残る日立の地において、キリスト教の精神の下、総合的教育による人材輩出を通して平和的文化国家の再建を実現するという学園創設の志は、戦後 70 余年を経た現在も本学園の使命として継承されている。

昭和 22(1947)年の本学園創設に始まり本学が現在の姿へと発展を遂げる中で教育の機軸としてきたものに隣人愛とカウンセリングがある。これらは建学の精神「我らが学園の教育理念」に謳われる人類の福祉と世界の平和への貢献を実現するための具体的な行為と実践を示すものである。

本学では、神の前にはすべての者が平等であるとの聖書の教えに基づき、互いを受け入れ尊重し共に生きることをめざす隣人愛に根ざした人材育成を行っている。その教育の成果は、今日、多様なモダリティと個性をもつ障害児・者の支援や教育の現場を一例に、多くの卒業生、修了生が有為な人材として活躍していることに如実に表れている。

カウンセリングについては、本学園第 2 代総長であり教育心理学者でもあったローガン J. ファックスが全国に先駆けて導入したことにより、本学を日本のカウンセリング研究発祥の地として知らしめることになった。また前述のごとき、本学の人材育成教育を特徴

づけるものとなっている。昭和 36（1961）年に来談者中心療法の創始者でありローガン J. ファックスの恩師でもあったカール・ロジャーズを招いて行われたカウンセリングのワークショップには、戦争の混乱を経て、真の平和の創造に寄与することを志す教育関係者等が全国から参集した。カール・ロジャーズが説いたクライエント（来談者）を主体としたアプローチは、今日ではカウンセリングのみならず教育や福祉、医療等あらゆる対人支援サービスの基本となっている。このような重要概念の日本への導入と普及の黎明期の一翼を担ったという史実は本学の誇りであり、その伝統を守り伝えていくこともまた本学の使命と言える。

カール・ロジャーズに由来する、個のもつ主体性への信頼と尊重に基づいた支援展開力の醸成は、本学の中でも特に臨床実践に携わる人材養成を目的とする生活科学部心理福祉学科並びに大学院文学研究科教育学専攻における教育に継承され、学校や各種福祉施設、保健医療機関等へ多くの有為な人材を輩出することにつながっている。

またカウンセリングの実践と研究は、昭和 35（1960）年にローガン J. ファックスが設立したカウンセリング研究所に受け継がれ、昭和 42（1967）年に同研究所が大学附属施設となって以降は、先述した大学院修士課程文学研究科教育学専攻学生の心理臨床に関する教育訓練の場になっている。さらに平成 30（2018）年には地域社会に広く開かれた社会資源となるべく研究所の発展的再編成を行い、現在はカウンセリング子育て支援センターとして学生の学びの支援とともに地域市民に対する心理相談、コンサルテーション、子育て支援事業等を通して本学の社会貢献に寄与している。

## 2) 専攻設置の必要性

現代社会には、健やかな発達や心の健康に関する多くの課題が山積している。児童虐待の防止、いじめや自死・自殺の予防はその筆頭と言えよう。本学が位置する茨城県においても、相次ぐ児童虐待に関する重大事案をはじめ、いじめ、自死・自殺問題への対応が急務の課題となっている。加えて東日本大震災による被災、その復興途上の中で見舞われた豪雨災害、さらには隣県である福島で発生した原子力災害を受け、同じく原発立地県として、大規模災害や事件、事故等の緊急時における心理的支援体制の構築とともに、予測不可能な事態への備えとして心の健康教育や予防教育の必要性も指摘されている。このような多岐に渡る心理社会的課題の達成にあたって期待されているのが、心理に関する高度専門職業人の活躍である。

平成 27（2015）年に「公認心理師法」が成立、公布された。我が国において初となる心理に関する国家資格について定めたものである。1950 年代から続く心理職の国家資格化をめぐる議論がこの法の成立をもって今に結着した背景には、関係各位の多大なる尽力とともに心理社会的課題の達成に資する人材とその専門性の確保が現代社会における喫緊の課題となっていることが示されている。

同法に基づいて誕生した公認心理師には、国民の心の健康の保持増進に寄与することが

定められている。国民からの負託ともいえるべきこの重大な責務に応えるために、同法では第7条及び同法施行規則をもって、大学および大学院において指定科目のすべてを修め課程を修了することを資格取得のメインルートとしている。心理的支援に携わる者の養成教育を欧米におけるそれに準じて科学者—実践者モデルに基づいて学士、修士の両課程を通して行うというカリキュラムの導入は、従前の日本には見られない画期的なものである。公認心理師には、複雑多様化が進む心理社会的問題の解決にあたって、基礎心理学と実践心理学の知識と技能を礎として、これまで以上に幅広い分野において高い専門性をもって職務に臨むことが期待されている。

このような心理専門職に対する社会的ニーズの高まりとともに、その養成教育並びに資格制度をめぐる歴史的展開を機に、本学では心理専門職の養成に携わることを社会的責務とし、その遂行のために大学院に新たな専攻を設置することが必要であるとの結論に至った。南北190kmに渡って広がる茨城県では、本学が位置する県北地域において心理専門職を養成する機関はいまだ存在しない。本学がその人材育成の場となることは、社会的並びに地域的要請にも応えるものである。

また新専攻の設置は、心理学の基礎教育を担う学部教育と実践・応用並びに研究を担う大学院教育の接続を確かなものとし、もって本学の伝統と特色を活かした高度専門職業人を育成する体制を構築する上で必須である。本学は、心理学に関する基礎教育を担う学部として平成12(2000)年に生活科学部心理福祉学科(当時の名称は、人間福祉学科)を開設した。大学院新専攻の基礎学部基礎学科となる生活科学部心理福祉学科では、平成31(2019)年度入学生より公認心理師学部養成教育に対応したカリキュラムが導入されている。生活科学部では、近年、心理福祉学科に学んだ学部生のうち、心理専門職に従事することを希望する者の多くが臨床心理士受験資格の取得が可能な他大学大学院へ進学する傾向が続いている。心理に関する専門性を社会的にも担保するしかるべき資格をもって心理専門職へ従事することをめざす学生のニーズに応えるためにも、本学に心理に関する有資格者養成をめざす新専攻を開設することが求められている。本学学生の大学院進学および公認心理師資格取得に関するニーズについては、「11. 学生の確保の見通し等を記載した書類」において改めて詳述する。

### 3) 心理学専攻の位置づけ

新専攻の設置は、茨城キリスト教大学大学院修士課程文学研究科を改組することをもって行う。同研究科教育学専攻(以下、教育学専攻とする)を既設大学院研究科である生活科学研究科に新専攻として移行設置することによってその専門性を継承するとともに本学の伝統と特色を活かした教育活動の更なる展開を図る。新専攻の名称は、茨城キリスト教大学大学院修士課程生活科学研究科心理学専攻(以下、心理学専攻とする)とする。

教育学専攻は、平成7(1995)年に本学初の大学院として基礎となる学部を文学部として設置された。教育学をはじめとする専門理論とともにカウンセリングを中心とした対人支援

の理論と技術の修得を特徴とし、専攻修了者の多くが、教育、福祉をはじめとする対人支援の場において活躍している。一方、心理学専攻を設置する生活科学研究科は、平成 22(2010)年、食物健康科学の一専攻から成る大学院修士課程として基礎となる学部を生活科学部として設置された。生活科学研究科では、科学的視点とともにエビデンスに基づいたアプローチをもって学校をはじめ医療、地域保健領域を中心に活躍する有為な人材の輩出に貢献している。

心理学専攻では、教育学専攻におけるこれまでの人材育成の成果を教員組織、施設設備とあわせて継承するとともに両研究科の特色を融合することによって本学における人材育成教育のさらなる推進を図る。文学部を基礎学部とする教育学専攻を改編し、新たに心理学専攻として生活科学研究科に移行設置することによって心理学専攻の基礎学部は生活科学部となる。なお、心理学専攻の開設をもって教育学専攻は廃止とする。

新たな専攻となる心理学専攻では、建学の精神の下、心理に関する高度専門職業人として託された業務を適切に実践するための能力をもって地域市民の心の健康の保持増進に寄与する人材を育成する。現在、心理に関する唯一の国家資格である公認心理師国家試験受験資格の取得を可能とする教育課程とすることによって、課程修了者には地域社会において心理に関する有為な人材として活躍することが期待される。このような人材の輩出を旨とする心理学専攻の設置を通して、本学が使命とする平和と福祉社会の具現化に向けたさらなる展開を図る。

#### 4) 教育の目的と養成する人材像

心理学専攻では、キリスト教を教育の基本方針とする建学の理念に基づき、「専門的かつ深遠な諸能力を通じて諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティアズム」と「キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性」を礎として、心理学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成をめざす。あわせて、高い倫理性と高度な専門知識および技術をもって地域市民の心の健康の保持増進に貢献する高度専門職業人を育成することを目的とする。そのために心理学専攻では、アクティブ・ラーニングとともに Outcome-based education による教育展開により、心理専門職として託された業務を適切に実践する確かな知識と能力を備えた人材を育成することをめざす。また建学の理念として掲げられている実践的ボランティアズムと公正性の体現として、自らコミュニケーションする力を活かして心理的支援を必要としている者やその関係者、そして関連する多職種多機関と積極的に連携・協働して実践に臨む主体的態度とともにリフレクション（内省・省察）と研鑽をもって対人支援の職務に謙虚に臨む態度の形成を通して、心理に関する高度専門職業人として生涯に渡ってよき成長を続ける人材の育成をめざす。

上述した教育研究上の目的および養成する人材像を踏まえ、その具体を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として以下に示す。

- ・心理学に関する専門的かつ深遠な知識・技能を身につけている。

- ・心理学に関する専門的かつ深遠な知識・技能を活用して保健・医療や福祉、教育、司法、産業などの対人支援の場において多職種並びに多機関と有機的に連携を図り要支援者が主体となって自らの課題の達成を図ることを支援するための優れた思考力・判断力・表現力を有している。
- ・自らを省み、心理に関する支援とともに心の健康に関する学修に生涯に渡って主体的に取り組む態度を備えている。

## 2. 修士課程の設置の構想

心理学専攻は、修士までの課程とする。心理に関する知識と技能を駆使し、優れたコミュニケーション力と実践応用力をもって地域社会における心理臨床活動に従事する心理に関する高度専門職業人の養成に主眼を置いた教育課程とする。

開設の時期は、令和2(2020)年4月1日とし、開設年次は1年とする。修業年限は2年を基本とし、最長在籍期間を4年まで設ける。あわせて、長期履修制度を設ける。この制度を利用する場合には、基本となる修業年限を3年に延長することが可能となる。これによって、履修生のニーズに応じたより柔軟な科目履修と修学を可能とする。ただし、その場合にも修業年限の上限は4年とする。入学定員は5名、収容定員は10名である。

## 3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

心理学専攻は、心理学の基礎教育を担う学部教育と実践・応用並びに研究を担う大学院教育の接続を図ることによって高度心理専門職業人を育成することをめざしている。社会の要請に応じて心理に関する高度の専門性をもって対人支援を行う職業人を養成することに重きをおくものであり、その具体として公認心理師の養成を掲げている。

これまで心理臨床実践において優れた功績を果たしてきた臨床心理士をはじめ、学校心理士、臨床発達心理士等の専門資格があるなかで、平成29(2017)年の法の施行をもって誕生した公認心理師には、各種関係法の下、多職種および多機関との連携と協働実践を旨としてより広汎な活動を業とすることが定められている(公認心理師法第2条)。現代社会における複雑多様化した諸課題に対応するために設けられた公認心理師法成立の経緯を踏まえ、専攻の名称は、生活科学研究科心理学専攻とする。また学位の名称は、修士(心理学)とする。これにより、心理学全般、すなわち基礎心理学と実践応用心理学の双方に関する専門的な学びを修めたことを明確化する。

英訳名称は、Master's Course of Psychology, 学位の英訳名称は、Master of Psychology とする。

## 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1) カリキュラムポリシー

心理学専攻における教育課程は、心理学の一分野とする。心理に関する支援や研究を遂行

する優れた思考力・判断力・表現力の醸成とともに、同分野における高度専門職業人として生涯に渡って自らの資質の向上と研鑽に取り組む態度の形成を図る。そのために、次の方針に従って教育課程を編成する。

- ①「心理教育科目」「心理実践科目」「実習科目」の3群から構成する。
- ②「心理教育科目」群では、人間の生涯に渡る発達や学習の機序に関する科学的・専門的知識を深めるための講義および演習科目を配置する。「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」では、先行研究をふまえ自ら批判的思考をもって研究に従事することを通して現代社会における心理社会的課題を読み解く能力とともに心理専門職として科学的視点をもって実践に臨む能力を養う。
- ③「心理実践科目」群では、心理学の理論と技能との相互連環と有機的な関連づけを図るための講義および演習科目を配置する。「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」では、自らの体験を題材とした研究活動に従事することによって心理専門職として生物心理社会モデルに基づいたアセスメントとともに支援実践に臨む能力を養う。
- ④「実習科目」群では、「心理教育科目」と「心理実践科目」の各群において培われた心理学に関する専門的知識と技能を学内および学外施設で実施する実践実習の場において試行することによって、それらの涵養を図る。
- ⑤「実習科目」群に配置されている「心理実践実習Ⅰ」は全学生必修とし、対人支援に関する基礎的素養の獲得を図る。
- ⑥「実習科目」群に配置された各科目では、学内実習と学外実習を含む実習科目を配置し、心理的支援が展開されている各分野における実習体験を段階的に経ることを通して心理学に関する知識と技能の融合と定着と向上を図る。
- ⑦「心理実践実習Ⅱ」「Ⅲ」は選択必修とし、公認心理師国家資格取得希望者のみ選択可能な科目とし応用実践力の獲得を図る。

①において述べたように、本専攻は「心理教育科目」、「心理実践科目」、「実習科目」の3つの科目群から成る教育課程を基本構造とする。

このうち「心理教育科目」は、心理学の科学的・専門的知識を獲得し理解を深めるために配置された科目の集合体である。「教育方法学特論」をはじめ「教授学習心理学特論」「特別支援教育特論」等、全10科目から構成されている。「心理教育科目」群を構成する科目の多くが、心理学専攻の前身となる教育学専攻において教授されてきたものであり、これらの理論的教育科目を通して、臨床実践に求められるより豊かな人間観、発達観を涵養する。

「心理実践科目」は、心理学の実践的知識を獲得し理解を深めるために配置された科目の集合体である。「臨床心理学特論」をはじめ「保健医療分野に関する理論と支援の展開」等、全16科目から構成されている。このうち9科目が公認心理師養成必須科目に該当する。将来、心理専門職として必要とされる諸技能について学ぶ実務的教育要素が強い科目群となっている。

「実習科目」は、「心理教育科目」と「心理実践科目」において培われた心理学的知識を

実践の場において試行することによって、それらを理解し身につけるための科目群である。

「心理実践実習Ⅰ～Ⅲ」の全3科目から構成されている。このうち「心理実践実習Ⅰ」は必修科目として課程初年度前期の履修を基本とする。続く「同Ⅱ」「同Ⅲ」の段階的かつ実践的学修を通して心理専門職の職能と責務を遂行するための力の獲得と向上をめざす構成となっている。

「心理実践科目」と「実習科目」の両群はいずれも心理に関する実践応用力の獲得に重きを置いた構成となっている。公認心理師法施行規則に定められた講義並びに実習の全10科目が含まれており、これらすべてを修得し、かつ学士段階において指定科目のすべてを既修している場合には、課程修了と同時に公認心理師国家試験の受験資格を得ることが可能である。

なお「実習科目」については、国が定める公認心理師の養成教育の内容に準じて学内外における関係施設機関において合計450時間以上の実習時間を確保することを基本とする。このうち担当ケースに関する実習時間は270時間以上（うち、学外での実習時間を90時間以上）とする。また学外の実習については、保健医療、福祉、司法・犯罪、産業、労働の5分野のうち医療機関を含む3分野以上において実施する。学外実習先の具体については、心理学専攻の基礎学部となる生活科学部心理福祉学科開設科目である「心理福祉実習」を通して平成12(2000)年の同学科開設以来、実習教育に関して協働関係にある施設機関から医療保健分野を含む3分野以上を選定する。学内実習については、創設から50年以上の歴史をもつカウンセリング研究所を前身とするカウンセリング子育て支援センターにおいて行う。

## 2) 教育上の特色

建学の理念であるキリスト教の精神の下、心理に関する学びを活かして対人支援に臨む人材の育成に重きを置いたカリキュラム編成が特色である。その教育課程においては、多様な心理社会的問題を抱える現代社会の現状に鑑み、心理学に関する高度な知識と技術とともに、それらを応用実践する力とあわせて、高いコミュニケーション力をもって多職種、多機関と連携して対人支援に臨む専門職の養成に重きを置く。先にも述べたように茨城県北部地域において心理学の専門職を養成する機関はいまだ存在しない。本専攻は、このような地域的、社会的要請に応える人材育成の場でもある。その具体として高い専門性をもって心理臨床実践に臨む公認心理師の養成教育を含む課程であることを特徴とする。

また、教育学専攻を基礎とする専攻として設置に至った背景から、特別支援教育、教育学などの教育領域に関する充実した学びにも特徴がある。さらには多くの福祉系教員を擁する生活科学部心理福祉学科が基礎学部となることから、社会福祉に関する豊かな教育資源があることも特徴である。なお本専攻では公認心理師国家試験の受験資格を得ることが可能であるが、それを課程修了要件とはせず、前身となる教育学専攻の特徴を継承し、基礎心理の分野をはじめ、自らのキャリア・デザインとともに個の特性と志向を活かした柔軟で多様な学びも可能となっている。

一学年の定員は 5 名であり、少人数教育を基本としている。実地訓練 (OJT:On-the-Job Training) やディスカッションを一例とするアクティブ・ラーニングの要素を積極的に取り入れた学習方法を導入することによって、自ら学修に臨む態度の形成とともに生涯に渡ってよき心理専門職従事者として成長を遂げるための主体形成を図る。

これらの特徴を活かした教育課程並びに学習環境を通して、心理に関する支援や研究を遂行する優れた思考力・判断力・表現力の醸成を図り、課程修了後には地域社会をはじめ、広くさまざまな分野において心理に関する高度専門職業人として活躍する人材を育成することが可能となっている。

## 5. 教員組織の編成の考え方及び特色

カリキュラムポリシーに基づいた教育を展開するために、次の編成方針をもって教員組織を構成する。

- ・心理学専攻カリキュラムポリシーに基づいた教育を展開する上で適切な人数構成とする。
- ・大学院設置基準に則り、職位、年齢とともに男女構成比に配慮した多様な構成とする。
- ・各種演習および実習教育については、各種分野における実践経験とともに演習および実習教育を担当することが可能な専任教員を配置する。
- ・認知、社会・文化の各機構から心理現象を読み解き支援実践につなげる力を獲得するため、各機構に関する領域を専門とする教員を配置する。

上述した編成方針に従い、心理学専攻を 10 名の専任教員と 1 名の兼任教員、2 名の兼任教員の合計 13 名の教員構成とする。これは大学院設置基準が示す教員数の基準を十分に満たすものである。

専任教員 10 名の職位構成は、教授が 4 名、准教授が 1 名、講師が 4 名、助教が 1 名である。令和 2(2020)年専攻開設時における教員の年齢分布は、70 代が 1 人、60 代が 1 人、50 代が 1 人、40 代が 4 人、30 代が 3 名である。男女比は、男性が 6 名、女性が 4 名である。学位の保有状況については、10 名中 6 名が博士の学位を有している。また専任教員のうち 5 名は、そのいずれもが第 1 回公認心理師試験に合格し、公認心理師もしくは現在、登録を申請中の者である。臨床家養成教育の中核となる演習並びに実習科目については、これらの教員が中心となって担当する。

なお専任教員のうち 1 名については専攻開設時の年齢が満 70 歳を超えるが、「茨城キリスト教大学教育職員任用規程」(資料 1)に則り、教育上支障がなく、あわせて特に学長が必要と認める場合として、心理学専攻における教育研究活動に従事し、その期限は同規則の定めるところに従い、満 73 歳に達する年度末を限度とする。

## 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1) 教育方法

心理学専攻における教育は、講義科目等の授業、実習および研究論文の作成等に関する指導により行われる。修業年限は2年を基本とし、希望者には長期履修制度を活用した3年間の修業を認める。初年次となる1年次において学内実習および講義科目を履修し、2年次においては学外実習、研究および論文作成を中心にした学修展開とする。

心理学専攻は、入学定員を5名に定め、少人数による指導を基本としている。いずれの授業も他専攻、他研究科の学生の履修は認めていない。心理に関する専門性の獲得に特化した、教員と学生間、学生相互による双方向的かつ多方向に渡る密度の高い協同学習が可能である。

講義科目においては、学生と教員との対話型授業により、習熟度に応じたきめ細かな教育を行う。演習科目では、事例報告、課題討論、ロール・プレイングなどのアクティブ・ラーニングの技法を積極的に用いることにより、学生の主体的な学びとともにコミュニケーション力の向上を促す。実習科目では、学生は、学内外の実習施設において心理臨床の専門的技術を試行し、その過程で得た課題に実習指導教員や実習担当職員の助言を踏まえて取り組むことにより、各自の専門性の向上を図る。

学内実習施設となる本学カウンセリング子育て支援センターにおける実習については、実習指導教員とともに同センターに実践研究員として所属する本学教員、あわせて実習指導者としての要件を満たす心理専門職員が協働して指導を行う。学外実習においては、法の定めるところに従い、実習先となる施設機関と連携し、指導を行う。学外実習先については、本学が位置する茨城県日立市およびその近隣市町村を基本とし選定することにより、学生の移動時間や移動に伴う負担の軽減を図る。

研究指導については、実習教育を軸とする心理臨床の現場における実践的な学修展開の中でこれまでの心理学に関する理論、技術、実践を有機的に関連付け、もって研究論文として結実させることを主として、1年次から倫理教育を含めた計画的かつ系統的な指導を行う。また2年次においては、上述したような研究指導とあわせて公認心理師国家試験の受験に向けた具体的な準備指導を行う。

### 2) 履修指導

本課程の修了要件は、「心理実習演習Ⅰ」（必修）5単位および「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」（選択必修）8単位または「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」（選択必修）8単位を含め、総計30単位以上を修得することである。

また、公認心理師国家試験受験資格の取得のためには、心理実践科目の「保健医療分野に関する理論と支援の展開」2単位、「福祉分野に関する理論と支援の展開」2単位、「教育分野に関する理論と支援の展開」2単位、「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」2単位、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」2単位、「心理的アセスメントに関

する理論と実践」2単位、「心理支援に関する理論と実践Ⅰ」2単位、「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」2単位、「心の健康教育に関する理論と実践」2単位、および実習科目の「心理実践実習Ⅰ～Ⅲ」各5単位の全12科目、合計33単位を修得しなければならない。(資料2)に学生の履修モデルを示した。

本課程の修了要件、公認心理師国家試験受験資格取得のための要件および履修登録の方法については、入学年度および課程修了年度当初に大学院生活科学研究科履修ガイダンスを開催し、学生への説明と周知徹底を図る。加えて、研究論文の詳細について、その内容とスケジュールを明示する。教職員は、学生が履修要件とともに履修の流れを踏まえた上で、自らの関心と方向性に即した科目選択に基づいて段階的かつ確実に履修計画を遂行することができるように支援する。

### 3) 研究指導の方法と学修プロセス

学生は、大学院の研究成果として修士論文またはケース研究論文のいずれかに取り組む。修士論文は、心理教育学的課題に関して心理学的研究手法を用いて作成された研究論文である。一方のケース研究論文は、主として心理実践実習において自らが取り組んだ事例に基づいて作成された研究論文である。これらの指導は、前者が心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ(各2単位)、後者が心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ(各2単位)をもって段階的に行われる。

心理学専攻における人材育成の主眼は、心理に関する実務、実践家の養成におかれている。ケース研究論文については、心理学的研究法に基づいて作成される修士論文とは区別し、「心理実践実習Ⅰ～Ⅲ」をはじめとする公認心理師指定科目における学びとの有機的な関連づけを図り、担当ケース等に関する実践的学修の成果を研究的視点をもって論文とする指導を行う。

1年次の履修登録期間において、学生は、修士論文とケース研究論文のいずれを選択するかについて、指導教員の希望とあわせて、文書をもって研究科会議に届け出る。なお、一人の指導教員が指導できる学生数は、同年次2名以内を原則とする。研究科会議は、学生の意向に鑑み指導教員を決定し、その結果を1年次の前期授業開始時まで学生に通知する。研究科会議は、先述した原則を踏まえて指導学生数の適正化を図る。

学生は、修士論文を作成する場合は「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ(いずれも週1コマ相当)」、ケース研究論文を作成する場合は「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ(いずれも週1コマ相当)」を履修し、研究方法、技術、考え方などを習得する。学生の履修する「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」または「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」の担当は、学生の指導教員が務める。表1に心理学専攻における履修および研究指導スケジュールを示した。

表1 心理学専攻における履修および研究指導スケジュール

1年次前期4月	履修ガイダンス 指導教員の決定
---------	--------------------

	1 年次履修計画の立案 1 年次履修登録 研究課題の決定 研究倫理講習会の受講
1 年次前期 5 月	研究遂行のための準備（研究計画の立案） 倫理審査申請の準備
1 年次後期 2 月	デザイン発表会
2 年次前期 4 月	履修ガイダンス 2 年次履修計画の立案 2 年次履修登録 研究倫理講習会の受講 倫理審査申請
2 年次前期 7 月	中間発表会
2 年次後期 11 月	研究論文仮提出
2 年次後期 1 月	研究論文本提出
2 年次後期 2 月	最終発表会 口頭試問、研究論文および課程修了審査 修士課程修了判定
2 年次後期 3 月	学位授与

完成した修士論文およびケース研究論文は、原則として研究科専攻全教員立会の最終発表会の結果を踏まえ、研究科会議による審査を経て可否を判定する。

#### 4) 修了の要件

学位授与方針として次に示す内容を学力の3要素として定め、それらの資質と能力を備えたと認められる者に修士（心理学）の学位を授与する。

- ・心理学に関する専門的かつ深遠な知識と技能
  - ・それらの知識・技能を活用して保健・医療や福祉、教育、司法、産業などの対人支援の場において多職種並びに多機関と有機的に連携を図り要支援者が主体となって自らの課題の達成を図ることを支援するための優れた思考力、判断力、表現力
  - ・心理に関する支援とともに心の健康に関する学修に生涯に渡って主体的に取り組む態度
- なお課程修了にあたっては、原則として2年以上の在学期間に必修科目を含む合計30単位以上を修得しなければならない。あわせて、修士論文もしくはケース研究論文のいずれかの審査に合格しなければならない。各論文の審査にあたっては、修士論文が「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」（各2単位の合計8単位）、ケース研究論文が「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」（各2単位の合計8単位）を修得済み、または履修をしていなければならない。

## 5) 研究倫理および不正行為防止への取り組み

本学が定める倫理に関する各種規程に則り、研究倫理の遵守とともに不正行為防止の徹底を図る。

本学では、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者および研究に関与する事務職員の行動、態度の指針を「茨城キリスト教大学研究倫理指針」として定めている（資料3）。また、人を対象とする研究に関しては、国および公的諸機関が提示する倫理指針に基づいて研究が適正に行われるよう「茨城キリスト教大学倫理審査規」を設けている（資料4）。学生には、研究倫理の遵守とともに不正行為防止の徹底を図るために、これらの指針と規程に従い、本学倫理審査規程に基づいて設置された倫理審査委員会において倫理審査を受けることを原則として課す。具体的には、人を直接対象とする研究を行う場合には、研究課題の決定後から中間発表会までの間に指導教員との連名により本学倫理審査委員会に倫理審査を申請し、承認を受けてから研究を進めることとする。倫理審査委員会は、学長が設置し、次の5名以上の者をもって組織される。

- ・ 本学教員
- ・ 学外の有識者
- ・ 学外の一般の立場を代表する者
- ・ その他学長が必要と認める者

また研究倫理教育の一環として、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針をはじめ国内外の関係法規並びに指針等に基づいて本学学術研究センターが開催する研究倫理に関する学内研修に本学教員と同様に出席することを義務づける。

## 7. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

### 1) ケース研究論文の位置づけ

心理学専攻では、ケース研究論文を本専攻の課程において涵養された高度な専門性を示す成果として位置付ける。心理学専攻の課程を修了するためには、学生は修士論文またはケース研究論文を作成し、作成した論文に関して研究科の審査に合格しなければならない。

### 2) 指導教員

- ・ 学生は、別に定める期間内に修士論文とケース研究論文の選択に関する意向とともに希望する指導教員名を研究科会議に届け出なければならない。
- ・ 学生は、履修する授業科目の選択および修士論文またはケース研究論文の作成にあたっては、指導教員の指導を受けなければならない。
- ・ 学生は、原則として、修士課程の修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文またはケース研究論文を作成する。ただし、研究のテーマや内容から、指導教員を別に定

める必要が生じたときは、「研究指導教員変更願」を学務部に提出する。なお、指導教員の変更は、研究科会議においてその妥当性が審議され可決された場合においてのみ認められる。

### 3) 研究指導計画書

指導教員は、「茨城キリスト教大学大学院学則」第7条および大学院研究指導計画書に関する申し合わせに基づいて、毎年度前期の授業履修開始までに大学（学務部）まで届け出なければならない。大学（学務部）は計画書を5年間保存する。

### 4) 履修・研究指導スケジュール

履修指導、研究指導スケジュールは表1に示した通りである。

### 5) 修士論文またはケース研究論文の提出および課程修了の審査

#### (1) 論文題目の届け出

- ①本専攻に1年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得した者は、修士論文またはケース研究論文を提出することができる。
- ②修士論文またはケース研究論文を提出しようとする者は、所定の用紙に指導教員の承認印を得て論文の題目を別に定めるところまで届け出なければならない。
- ③修士論文またはケース研究論文を提出しないで在学期間を延長する者は、その旨を必ず指導教員および別に定めるところまで届け出なければならない。
- ④題目提出の期限は別に定める学事暦に従うものとする。
- ⑤題目届け出後、題目を変更する必要が生じた場合は、別に定めるところまで変更届を提出しなければならない。

#### (2) 論文の提出

- ①修士論文またはケース研究論文は3部を、その要旨を添えて提出する。

なお、論文審査のため、必要があるときは提出論文の部数を増加し、参考資料または訳文、その他を提出させることがある（大学院学位授与規程第5条、資料5）。

- ②提出場所

学務部とする。

### 6) 修士論文およびケース研究論文審査基準

研究科専攻を構成する全教員の立ち合いのもと修士論文およびケース研究論文報告会を開催する。その後、論文審査小委員会における口頭試問を経て最終評価が行われる。論文審査小委員会は主査および副査2名の教員をもって構成する。審査基準は下記の通りである。

#### <審査基準項目>

##### (1) 修士論文

- ①研究テーマの適切性：

心理学の発展に貢献する研究であること。

研究目的が明確で、課題設定が適切であること。

②情報収集の程度：

選択されたテーマに関する先行研究、並びに立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。

③研究方法の適切性：

データ、資料、作品などの処理・分析・解釈が適切であり、先行研究に対峙しうる発想や着眼点があり、一定の説得力があること。

④論旨の一貫性：

論文全体の構成に整合性があり、論旨が一貫していること。

⑤独創性：

選択されたテーマについて独創的な結論を提示していること。

⑥表現の明快性：

文章が確かな表現力によって支えられており、目次、章立て、引用、注、図版等に関して、指定されたフォーマットに従っていること。

⑦倫理的配慮：

研究計画の立案および遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

(2) ケース研究論文

①研究テーマの適切性：

心理臨床の発展に貢献する研究であること。

研究目的が明確で、課題設定が適切であること。

②情報収集の程度：

選択されたテーマに関する事例の記述が適切に行われていること。また、関連する先行研究や資料の収集が適切に行われていること。

③研究方法の適切性

事例に関する記述データの分析や解釈が適切であり、独自の着眼点にもとづいていること。

④論旨の一貫性：

論文全体の構成に整合性があり、論旨が一貫していること。

⑤表現の明快性：

文章が確かな表現力によって支えられており、目次、章立て、引用、注、図版等に関して、指定されたフォーマットに従っていること。

⑥倫理的配慮：

研究計画の立案および遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

## 8. 施設・設備の整備計画

### 1) 教室棟

心理学専攻の教育は、本学大学6号館棟2,717.28㎡（以下、6号館とする）および同4号館棟582.38㎡（以下、4号館とする）を中心に展開する。

6号館は、心理学専攻の基礎学部である生活科学部心理福祉学科並びに食物健康科学科施設として平成12(2000)年に竣工された4階構造の校舎である。講義室7室、実験実習室2室、演習室3室、実習室5室、情報機器室(パソコン室)1室を備えるとともに最上階には、教員研究室16室、多目的利用が可能な共同研究室1室、実習教育室1室が配置されている。多目的トイレの設置を含め、ユニバーサルデザインを採用した構造により、身体障害をはじめとする多様なニーズを持つ者にも自立的利用が可能な施設仕様となっている。これらの施設設備を学部生と共有する。

6号館に隣接する大学4号館(582.38㎡)は、本学大学院3研究科に属するすべての院生が利用する院生共有施設である。ここに生活科学研究科院生室(4204室:24.29㎡、資料6)とあわせて大学院共同演習室(4105室:29.01㎡)を設ける。生活科学研究科院生室には、以下に示す備品を整備する。

#### (1) 情報機器

文書作成用PC、統計処理用PCおよび統計ソフトウェア、ネットワーク接続用PC、プリンタ、録音・録画機器、デジタルカメラ等

#### (2) 情報管理用設備等

書類保管庫(施錠式)、シュレッダー

#### (3) 心理検査、心理実験のための用具

各種知能検査、発達検査、TAT、ロールシャッハ・テストなどの投影法検査、MMPIなどの質問紙検査、箱庭療法用具等、アイトラッカーおよびその附属機器等の実験器具、用具保管庫(施錠式)等

4号館については、竣工年がバリアフリー法適用前の平成7(1995)年であったことから、車いす使用者など下肢に障害のある者の上下階への単独移動については困難な構造になっている。身体の障害をはじめさまざまなニーズのある学生並びに教職員の利用にあたっては、その権利性を遵守し、本学の「障がいのある学生に対する修学支援—教職員のためのガイド(第2版)—」(資料7)に基づいてニーズに応じた適切な対応とともに合理的配慮を図る。

同館の出入りにあたっては、カードリーダー方式による入退館管理システムを用いる。入退館管理システムの導入によって、日曜祝祭日を含めての院生室および演習室の利用が可能である。また午後6時以降から翌日早朝までの間の同館の利用を一括管理、把握することにより学生の自律的かつ主体的な学びを支援するとともに安全の確保を図る。

休憩、談話、交流、コミュニケーションの場として福利厚生的利用が可能な施設設備としては、6号館各階並びに隣接する7号館1階にスペースが設けられている。飲食を含めての

さまざまな利用が可能である。また6号館前に位置し、本学を象徴する施設として親しまれているキアラ館(学園キリスト教センター)においては、飲食や談話が可能なスペースに加えて、礼拝堂、黙想室が設けられている。さらに7号館隣に位置する学生会館食堂をはじめ学内に2か所ある生協店舗、学務部のある11号館内においても談話や飲食可能なスペース、各種ベンディングマシーンや電子レンジ等の設備を設置し、学生の授業時間外の学内活動を側面から支援している。上述した施設のいずれにおいてもWi-Fi環境が整備されているとともにAED装置が配備されている。

## 2) 図書館

キャンパス中央エリアに位置する茨城キリスト教大学図書館を学部と共用する。図書館の利用と運営については、「茨城キリスト教大学図書館利用規程」(資料8)に定める。

平成31(2019)年現在の蔵書数は、約26万冊である。そのうちNDC分類に基づく心理学関連書籍は6,439冊である。また、1万点を超える視聴覚資料が備えられている。ジャーナルは、電子版を含め500タイトルの利用が可能である。

蔵書等に関する情報は、OPAC(オンライン閲覧目録)システムを使って館内のみならずインターネットを介することによりあらゆる場からのアクセスが可能となっている。すでに構築されている教育研究支援のための総合情報ネットワークシステムを利用することにより、自宅や生活科学研究科研究生室、共同演習室からの遠隔利用や操作も可能である。またレファレンスデスク対応時間帯には、調査研究や学習に必要な資料の検索など、様々な支援を受けることができる。

館内の閲覧座席数は446席であり、情報検索設備(検索端末台数)は34台である。これらはいずれも学生が随時、使用可能な仕様となっている。またレファレンスデスクには調査研究や学習に必要な資料の検索等について助言や支援を行う司書、それに準じる専門職員を配置している。

館内には、蔵書、視聴覚教材の他にラーニングコモンズエリアや複数名での利用が可能な学習室等、協同学修を支援するための施設設備や飲食可能エリアなど多様な機能が備えられており、学生の主体的な学習活動を支援する。

開館時間は、図書館サービスが8時30分~20時30分(月~金)、9時~17時(土)、視聴覚ライブラリーサービスが8時30分~19時(月~金)、9時~16時(土)である。

## 9. 基礎となる修士課程との関係

心理学専攻の基礎となる教育学専攻は、平成7(1995)年、「学部教育を基礎に広い視野に立って深い学識を身につけると共に、専攻分野における研究能力と高度な専門性を要する職業に必要とされる能力を持つ人材を養成し、文化の発展に寄与すること」を目的に本学初の大学院として設置された。本学における人材育成の最高教育機関として位置づけられた教育学専攻では、建学の理念に基づき、教育学、教育心理学、臨床教育、特別支援教育

の各分野における精深な学識と実践力を授け、広く教育の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、教員や学校カウンセラー等の高度教育専門職業人の育成を図ってきた。

先述した 4 分野と関連科目群から編成された教育課程では、教育学のより高度な専門知識を基礎に据え、発達・教育・臨床心理学を中心とした心理学の高度専門知識・技術の習得がめざされてきた。また、臨床場面で活用されるカウンセリングおよび特別支援教育の理論や技法についての実践的な学びを特徴とし、その学びの場としてカウンセリング子育て支援センター（旧カウンセリング研究所）が大きな役割を果たしてきた。さらに少人数制であるということ、昼夜間開講制度、長期履修制度の導入により現職教員等の社会人にも広く学びの場を提供していることを特徴としてきた。

これらの特徴あるカリキュラムを通して、教育現場で起こっている複雑で多様な問題について、また現代の人々が抱えるさまざまな心の問題について探求する場を提供するとともに、特定の資格者養成に寄らない柔軟な課程構成により、本学の伝統と歴史を活かした教育展開を行ってきた。また先述したように、授業の開講時間を昼夜間とすることで、現職教員等の社会人にも広く学びの場を提供し、個の学びのニーズに応じた高度専門教育の提供という丁寧に行き届いた指導を実施してきた。このような教育を通して、教育現場をはじめとする様々な対人支援の現場においてカウンセリングマインドを持ってそれぞれの役割を遂行する有為な人材を輩出してきた。また近年では、教育の原点とも称される個別性の尊重を基本とする特別支援教育に寄与する人材を育成すべく、教育課程並びに教授陣の充実をめざしてきた。

上述したような特徴を有する教育学専攻を礎とする心理学専攻では、その伝統を積極的に受け継ぐ。一例として、今日の教育現場における臨床活動に不可欠となる発達障害についての適切な理解と対応をはじめ個別支援計画の立案など、福祉並びに教育領域における臨床実践に必須となる知識と技能を科目「特別支援教育特論」として継承することが挙げられる。上述した科目を含め教育学専攻から心理学専攻に移行する科目の詳細とその関連を「両専攻における設置科目の詳細」（資料 9）として示した。

また教育学専攻が設置当初から導入してきた昼夜間開講制度や長期履修制度についても同様に継承し、現職者にも開かれた学びの体制を維持することによって、生涯学習を旨とする心理職従事者のリフレッシュメントやリカレント教育の場としての位置づけを図る。

## 10. 入学者選抜の概要

先に示した教育課程方針に基づく学修を果たし、学位授与方針に掲げる諸能力を持った人材を育成するために、本専攻への入学者として次の受け入れ方針（アドミッションポリシー）の下、選抜を行う。

### 1) 建学の精神との照らし合わせ

- ・自らの意思に基づいて心理学に関する専門的知識と技能をもって地域社会と国際社会

に貢献することを信条とする実践的ボランティアを有しており、本専攻における学修によってそのさらなる深化が期待できる人。

- ・キリスト教精神における公正性の理解に努め、今後の人生において公正であることに努めようとする意志とともに、専門的・職業的倫理を遵守し自らを覚え知り成長してゆくことに対して主体的に臨もうとする態度を有している人。

## 2) 学力の3要素

- ・本専攻で学修するために、事前に必要となる心理学に関する基礎的知識および技能を、入学までの学びにおいて身につけている人。
- ・本専攻で学修するために、事前に必要となる心理に関する思考力、判断力、表現力を、入学までの学びや活動によって身につけている人（倫理的視点とともに基本的コミュニケーション力を含む）。
- ・学修に主体的に取り組む態度を有している人。

また、選考にあたっては、次の視点を重視する。

- ①心理学に関する専門知識と技能の修得とあわせて実践力の獲得をめざす者
- ②公認心理師をはじめとする心理に関する高度専門職業人として、多職種並びに多機関と連携して地域社会と国際社会の福祉に貢献することをめざす者
- ③心理学の探求とともに現代社会が抱える心に関する諸問題の解明と解決に向けた研究意欲を強くもつ者
- ④これらに必要な心理学に関する基礎的・基本的な知識・技能、研究遂行能力とともに倫理性を有する者

上述した方針に基づいて、入学定員を5名とし、厳正かつ公正な入学者選抜を行う。なお出願にあたっては、本学大学院学則第16条（大学院学則参照）により、次の各号の一に該当する者であることを条件とする。

- ・大学を卒業した者
- ・外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ・文部科学大臣の指定した者
- ・大学に3年以上在学し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- ・その他大学院が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 3) 入学選抜

入学選抜試験では、本専攻のアドミッションポリシーに基づき、教育指導に十分対応できる基礎的素養と研究意欲を有することを総合的に判断する。入学者選抜にあたっては、先述した出願資格条件を満たす者もしくはその見込みのある者に対して、筆記試験並びに書類選考、面接試験を課し、その結果をもって入学予定者を選抜する。書類選考、面接試験では、公認心理師資格をもって心理に関する高度専門職業人として活躍する上での意欲や適性等

を確認する。

入学試験の形態として、以下に示す「一般」と「社会人」の入試を設定する。「一般」入試では、「英語（辞書持込可。電子辞書は不可）」および「専門科目」「面接」の試験を行う。「社会人」入試では、一般入試と同様に「英語（辞書持込可。電子辞書は不可）」および「専門科目」「面接」の試験を行う。

試験問題の作成は、原則として本専攻の専任教員が行う。問題作成は、問題作成委員として学長の任命を受けた者が行い、委員名等の詳細は、非公開とする。採点は、問題作成委員を含む専任教員によって適正、適切さとともに公正性をもって行う。可否は、大学院担当の教員で構成される「生活科学研究科会議」において判定し、最終的に学長により入学許可を行う。

入学試験の実施時期は、Ⅰ期（10月）とⅡ期（3月）の計2回とする。

#### 1.1. 取得可能な資格

心理学専攻入学までに公認心理師法で定められた要件を満たし、入学後本専攻の教育課程において同法で定められた大学院指定科目を履修し単位を修得することによって「国家資格」である「公認心理師」の受験資格取得が可能である。

なお同受験資格の取得は、心理学専攻における修了要件には含まない。

#### 1.2. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

先述したように心理学専攻は、設置趣旨である地域貢献を果たすため、既卒者、社会人等にも広く門戸を開放し、リカレント、リフレッシュメントにも対応した教育機関をめざす。現職者に学びの機会を提供することは、現役学生並びに教職員の価値観の多様化を促すものでもある。就業先をもちながら学業との両立をめざす学生の履修を支援するために、基礎となる教育学専攻、また他の研究科と同様に昼夜間開講制を導入する。同様に長期履修制度を設ける。この制度を利用することにより、修業年限を2年から3年に変えることが可能となる。

昼夜間開講制の導入による利点を最大限に活かすために、入学前相談の段階から入学後の各種ガイダンスを通して個別並びに固定担当対応を基本とした指導・相談体制により学生一人ひとりの研究計画、授業計画の立案についてのきめ細やかな支援を行う。講義・演習科目は、月曜日から金曜日とともに（本学学部生には原則、配置されていない）土曜日を含む昼夜間帯に配置する。また、ガイダンス、オリエンテーション、倫理講習会等の参加を必須とするものについては、17時30分を開始時刻とする6時限以降の設置、開催とする。

入試概要については、「社会人」入試枠を設け、これまでのキャリアを含めた多面的視点をもってその適性を判断する。入試の具体的な内容は、「英語（辞書持込可。電子辞書は不可）」及び「専門科目」「面接」とする。出題の詳細については、先に述べた手続きに準じる。

昼夜間開講制度の利点を活かして進学を希望する者に対しては、出願前における研究内

容・履修期間等についての事前相談を必須とする。事前相談は本学入試広報部が窓口となり、志願者と心理学専攻教員による事前相談を行うこととする。事前相談は、「養成する人材像」「教育課程」「学生受け入れ方針」について理解と同意を得る機会とする。

「8. 施設・設備等の整備計画」において述べたように、院生室（自習室）や演習室などがある本学 4 号館出入口にはカードリーダー方式による入退館管理システムが導入されている。それにより、夜間や休日における利用時の安全対策が図られている。図書館の開館時間は、平日は 8 時 30 分から 20 時 30 分、土曜日は 9 時から 17 時であり、授業実施時間外の時間を有効に用いての利用が可能である。オンラインシステムの導入により、館外からのアクセス、利用も可能であり、職業を持った社会人学生への利便性にも配慮したサービスの提供を図る。

### 1 3. 管理運営

専攻の管理運営は、大学院研究科会議および合同研究科会議をもって行う。

建学の精神を基盤とした教育、研究並びに運営が適切になされるために、個々の教職員による公正さと絶えざる努力に加えて、組織的協働体制をもってその健全化と活性化を図る。

本学では、平成 7(1995)年より「茨城キリスト教大学自己点検・評価運営委員会」を設置している。委員長は、学長が務め、点検・評価を行うための組織等の詳細については、「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」（資料 10）に定められている。大学院の管理運営について必要な事項は、大学院学則第 44 条に定めるように、大学学則を準用するとともに、以下に述べる研究科会議、合同研究科会議、研究科長会議を基点とする。

研究科会議は、「茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則」（資料 11）の定めるところに従い、同規則の第 2 条に定める研究指導教員および研究指導補助教員をもって組織する。ただし、学長および副学長はその中には含めない。研究科会議の議長は、同規則第 6 条をもって選出された者が務め、次の事項について審議する。

- ・研究科担当教員の審査に関する事項
- ・教育課程に関する事項
- ・試験および学位審査に関する事項
- ・学生の入学および除籍に関する事項
- ・学生の指導、厚生、賞罰に関する事項
- ・科目等履修生および研究生に関する事項
- ・その他、研究科の管理運営に関する事項

また、学長および副学長、文学研究科会議・生活科学研究科会議・看護学研究科会議の構成員をもって合同研究科会議を置く。合同研究科会議においては、次の事項を審議する。

- ・規程改定に関する事項
- ・その他、大学院全体の管理運営に関する事項

研究科会議および合同研究科会議の細部運営規則については、「茨城キリスト教大学大学

院研究科会議運営規則」に定める。

上述した組織に加えて、大学院の運営をより円滑に行うために、合同研究科会議のもとに大学院運営委員会を設置する。大学院運営委員会は、学長、副学長、各研究科長、各研究科から選出された専攻運営委員、学務部長または学務副部長、入試広報部長または入試広報副部長、事務長をもって構成する。委員会は学長が招集し、あわせてその議長も務める。大学院運営委員会の職務は、次の通りとする。

- ・合同研究科会議の審議に付する原案の調整
- ・本大学院の運営に関して合同研究科会議より裁量委任される事項の審議と決定、およびその運用

各研究科から選出される専攻運営委員は、専攻の円滑かつ適正な運営とともに大学院全体の調和と公正性の確保を図るために、次の職務を担う。

- ・当該専攻の運営に際し、慣習とされてきた諸事項の調整と運用
- ・合同研究科会議または大学院運営委員会の決定によりその裁量とされた事項の運用
- ・当該専攻を置く研究科の研究科長より指示される事項の運用

さらに、大学院運営委員会の中に研究科長会議を置き、学長以下、主要構成員として副学長、各研究科長、事務長を定める。研究科長会議は、学長および研究科長が、大学院運営委員会および合同研究科会議、または研究科会議の議事として提出する事項について、事前にその内容を把握し、必要に応じて互いの意見交換、意思疎通を経て議事の内容を調整し、大学院運営を円滑に進めることを目的として設ける。

大学院に関する事務の執行は、本学事務組織がこれにあたる。

#### 14. 自己点検・評価

本学では、自己点検および自己評価の意義と必要性に対する認識から、その体制整備が義務化される以前より自己点検・評価に関する活動を積極的に推進してきた。具体的には、本学が財団法人大学基準協会の正会員となった翌年の平成7（1995）年に「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」を策定するとともに「茨城キリスト教大学自己点検・評価運営委員会」を設置した。

教育研究活動の適正さとともにその維持向上を図るために、大学学則第67条において「教育研究水準の向上を図り、本学創設の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検および評価に努める」ことを謳い、その具体的方策として先の述べた「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」に則り、教育研究活動の状況について点検評価を行っている。

自己点検・評価運営委員会を中心とした建学の精神に照らし合わせ本学の教育・研究・運営を点検、評価し、その結果を社会へ公表するという円環的内部質保証システムに基づいた大学の質的向上を図る活動を続け、平成26（2014）年には大学基準協会より大学基準適合認定とともに、その期間を令和2（2020）年度末までとする評価を拝受した。

大学院においても、その研究水準の向上を図り、大学院学則第1条に定める教育の目的および社会的使命を達成するために、教育並びに研究活動の状況について自己点検および評価を行っている。

## 15. 情報の公表

地域に開かれた教育機関として在るべく、大学ホームページ、大学案内をはじめとする刊行物への掲載を通して情報の公表に努めている。広くその周知を図るためにWeb上に本学ホームページ「情報の公開」として専用コンテンツを設け公表している。また毎年度冊子「学校法人茨城キリスト教学園学園概要（現況報告）」を作成し、刊行している。

本学の「情報の公開」の記載内容およびアドレスを以下の通り示す。

### <基礎情報>

#### ①学生数

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/zaiseki/index.html>

#### ②卒業（修了）者数

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/sotsugyou/index.html>

#### ③入学者受入れ方針

<https://www.icc.ac.jp/about/policy/admission/index.html>

#### ④進学者数・就職者数および状況

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/shingaku/index.html>

#### ⑤入学者数推移、退学者・除籍者数、中退率

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/nyuugaku\\_taigaku/index.html](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/nyuugaku_taigaku/index.html)

#### ⑥組織図

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/org/index.html>

#### ⑦教員組織

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/soshiki/index.html>

#### ⑧各教員の学位・業績

<https://securewww.icc.ac.jp/cbapp/cbdb/db.cgi?page=DBView&did=121>

### <修学上の情報>

#### ①履修要覧・授業概要（シラバス等）

<https://www.icc.ac.jp/campus/course/class/index.html>

#### ②学納金（授業料、入学金その他）

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/fee/index.html>

#### ③成績評価基準

[https://www.icc.ac.jp/campus/course/ki jun\\_hyouka/index.html](https://www.icc.ac.jp/campus/course/ki jun_hyouka/index.html)

#### ④卒業（修了）認定に当たっての基準

[https://www.icc.ac.jp/campus/course/ki jun\\_sotugyou/index.html](https://www.icc.ac.jp/campus/course/ki jun_sotugyou/index.html)

<大学学則>

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/32a.html>

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/32b.html>

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/32c.html>

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/tncui50000003kes.pdf>

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/gakusoku2017\\_2.pdf](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/gakusoku2017_2.pdf)

<大学院学則>

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/47a.html>

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/47b.html>

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d\\_gakusoku2017\\_1.pdf](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d_gakusoku2017_1.pdf)

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d\\_gakusoku2017\\_2.pdf](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d_gakusoku2017_2.pdf)

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d\\_gakusoku2017\\_3.pdf](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d_gakusoku2017_3.pdf)

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d\\_gakusoku2017\\_4.pdf](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tncui50000003a3c-att/d_gakusoku2017_4.pdf)

<財務情報>

①財務状況

<https://www.icc.ac.jp/edu/financial/index.html>

②事業報告書

<https://www.icc.ac.jp/edu/business/index.html>

<その他の情報>

①大学基準適合認定

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/cert/index.html>

②設置計画履行状況報告書等

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/setti\\_rikou/index.html](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/setti_rikou/index.html)

③公的研究費の管理・監査体制

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/kenkyuhi/index.html>

④学術研究に係る不正行為防止への取組み

[https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/fraud\\_prevention/index.html](https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/fraud_prevention/index.html)

⑤動物実験等に関する情報・実績

<https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/other/experiments/index.html>

## 16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (FD)

### 1) 授業の内容及び方法の改善

心理学専攻は、その設置にあたって、心理に関する優れた高度専門職従事者の輩出を通して地域社会に貢献することを旨としている。そのため、専攻構成員として人材養成に携わるそれぞれの教員自らが己の教育並びに研究活動を真摯に顧み、その質的向上をめざした恒常的研鑽に励むことを責務とする。また、それを組織として支援するとともに管理運営の視

点をもってマネジメントする体制を整備している。

教育活動については、教員の資質の維持向上を図り、教授内容およびその方法の改善に対する責務と方策について学則を筆頭に、以下に示す規程に基づいて組織的対応を図る体制が構築されている。なお大学院については、一部、大学学則を準用するものとしている。

- ・茨城キリスト教大学学則
- ・茨城キリスト教大学大学院学則
- ・茨城キリスト教大学授業改善委員会規程

このうち、「茨城キリスト教大学授業改善委員会規程」に基づいて組織される授業改善委員会では、全授業の内容および指導方法の向上を目的として、以下の職務を行う。

- ・学生による授業評価調査の実施
- ・専攻内において行われる授業改善活動の支援および点検
- ・専攻内で実施される授業の内容および指導方法等に関する提言
- ・専攻における授業改善活動についての学長への報告
- ・学長が委嘱する事項

なおこれらの職務を円滑に遂行するために、予算の管理および執行については、事務部、事務長の支援を受ける。「茨城キリスト教大学授業改善委員会規程」を資料12に示した。心理学専攻では、構成員の中から1名を授業改善委員として選出し、専攻内における教員の教授資質の維持向上にかかわる諸活動を牽引する。具体的には、ファカルティディベロプメント研修会およびファカルティディベロプメント講演会の開催を企画し、教育内容等の改善のための活動を行う。これまでに生活科学研究科が行ってきた外部講師による「研究成果をあげるための指導、教育法」「大学院における反転授業の実践」「高度専門職養成をめざした大学院教育」等をテーマにした研修会や講演会の開催実績を踏まえて、心理学専攻においてもファカルティディベロプメントにかかわる諸活動とともに研修会や講演会を通しての全学的取り組みとともに授業評価調査の結果を踏まえた個々の担当授業の改善を図る取り組みを通して教育活動の質の向上をより一層、推進していく。

## 2) 大学職員に必要な知識・技能および資質の向上

従来から大学職員に必要な知識・技能および資質を向上させるため事務職員を対象とした研修を行っている。新任の事務職員に対して社会人基礎力を身につける「初任者ビジネスマナー研修」、新任の研修の総まとめである「フォローアップ研修」等を実施している。また、毎年研修テーマを設定し、全職員を対象に「学園の建学の精神」、「専任職員の使命と業務」、「危機管理」といったテーマの研修を実施し、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取り組んでいる。さらに、事務職員の業務に特化したものとして、通常業務との関連または職員としての資質向上を図ることを目的とする研修については、学外団体が主催する研修会等への参加を積極的に活用するなど支援を行っている。これらに加えて、教職合同の研修として、入試動向説明会や職場におけるメンタルヘルスについて学ぶ「メンタル

ヘルスケア研修」、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識および技能を習得させ、その能力並び資質を向上させるための研修を実施する一方で、業務に関連した自己啓発については、事務職員自主研修制度を活用した支援、推進を行っている。

## 茨城キリスト教大学教育職員任用規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）教育職員（以下「教員」という。）の任用について定める。

(定義)

第2条 教員は次のとおりとする。

- (1) 第1種専任教員は、本学就業規則に基づき専任として任用される教員をいう。
- (2) 第2種専任教員は、第1種専任教員を定年退職し、継続して再雇用された満65歳を超える専任教員をいう。
- (3) 第3種専任教員は、学部にも所属して教育・研究に従事し、任期を1年と定めた教員をいう。
- (4) 特別契約専任教員は、学部にも所属して教育・研究に従事し、任期を1年と定めた教員をいう。就業については「茨城キリスト教大学特別契約専任教員の就業に関する規程」に定める。
- (5) 特別専任教員は、学部にも所属して大学院または学部の教育・研究に従事し、担当時間数、出校日数等について特別な契約を結び、任期を1年と定めた教員をいう。
- (6) 兼任教員は、期間を定めて臨時に雇用する教員をいう。就業については、「茨城キリスト教大学兼任講師に関する規程」に定める。

### 第2章 第1種専任教員

(採用)

第3条 第1種専任教員の採用については、「茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程」に基づき、人事委員会、当該学部教授会の議を経たのち理事会の承認を得てこれを行う。

(職務)

第4条 第1種専任教員の職務については本学就業規則による。

(給与)

第5条 第1種専任教員の給与については「茨城キリスト教大学専任教育職員の給与に関する規程」に定める。

(授業担当時間数)

第6条 第1種専任教員の授業担当時間数は1週あたり12時間（6コマ）を原則とし、必要に応じて18時間（9コマ）を限度として授業を担当するものとする。ただし、16時間（8コマ）を超えて授業を担当するにあたっては、当該教員が所属する学部の学部長およ

び学長の承認を要するものとする。

- 2 原則とする授業担当時間数を超過した場合、超過分については兼任講師給の最低額を支給する。

### 第3章 第2種専任教員

(採用)

第7条 第2種専任教員の採用については、教授の職位にある第1種専任教員が65歳に達したのち教育上支障がないことを人事委員会、当該学部教授会にて確認したのち、理事会の承認を得てこれを行う。

(任期)

第8条 第2種専任教員の任期は満68歳に達する年度末までとし、その時点で教育上支障がないと認められる場合は、さらに2年間（満70歳に達する年度末まで）更新することができる。

- 2 任期の更新については、人事委員会、当該学部教授会にて確認したのち、理事会の承認を得てこれを行う。

(職務)

第9条 第2種専任教員の職務については第1種専任教員に準ずる。ただし、大学の規程による選挙において被選挙権を持つのは満68歳に達する年度末までとする。

(給与)

第10条 第2種専任教員の給与については「茨城キリスト教大学第2種専任教員給与内規」に定める。

(授業担当時間数)

第11条 第2種専任教員の授業担当時間数は1週あたり8時間（4コマ）を原則とし、必要に応じて14時間（7コマ）を限度として授業を担当するものとする。ただし、12時間（6コマ）を超えて授業を担当するにあたっては、当該教員が所属する学部の学部長および学長の承認を要するものとする。

- 2 原則とする授業担当時間数を超過した場合、超過分については兼任講師給の最低額を支給する。

### 第4章 第3種専任教員

(採用)

第12条 第3種専任教員の採用については、「茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程」に基づき、人事委員会、当該学部教授会の議を経たのち理事会の承認を得てこれを行う。

(任期)

第13条 第3種専任教員の雇用契約期間は1年とし、1年単位で4回に限りこれを更新す

ることができる。ただし、契約の年度末において満65歳を超えないものとする。

- 2 任期の更新については、人事委員会、当該学部教授会の議を経たのち理事会の承認を得てこれを行う。

(職務)

第14条 第3種専任教員の職務については第1種専任教員に準ずる。ただし、教授会については、学部長が必要と認めた場合には出席し議案の協議に参加し意見を述べることができるが、議決には加わらない。

- 2 第3種専任教員は、大学および学園の規程による選挙の際、選挙権ならびに被選挙権を有しない。

(給与)

第15条 第3種専任教員の給与については「茨城キリスト教大学第3種専任教員給与内規」に定める。

(授業担当時間数)

第16条 第3種専任教員の授業担当時間数は1週あたり12時間(6コマ)を原則とし、必要に応じて18時間(9コマ)を限度として授業を担当するものとする。ただし、16時間(8コマ)を超えて授業を担当するにあたっては、当該教員が所属する学部の学部長および学長の承認を要するものとする。

- 2 原則とする授業担当時間数を超過した場合、超過分については兼任講師給の最低額を支給する。

(第1種専任教員への任用替え審査)

第17条 第3種専任教員のうち、助教の職にある者については通算3年目以降、また講師の職にある者については通算2年目以降の任期中に、第1種専任教員への任用替え審査を受けることができる。

- 2 前項の任用替え審査の基準や方法等は、人事委員会の議を経て学長がこれを定め、第3種専任教員となる者に対し予め書面で示した後、その内容について当該の就任予定者からその採用の日までに承諾を得なければならない。
- 3 前項の審査基準等を変更する際、変更後の審査基準等は、当該の者の承諾が得られる場合を除き、変更日以前に採用した者には適用しない。

## 第5章 特別専任教員

(採用)

第18条 特別専任教員(以下、特任教員)の採用については、学長が次の各号のいずれかに該当するものと判断するとき、人事委員会、当該学部教授会の議を経たのち理事会の承認を得てこれを行う。

- (1) 経営戦略上必要と判断する場合(各界著名人や他大学管理職経験者の招聘等)
- (2) 法令上必置の職にある教員が退職した場合で、現職教員のうちにその後任者として適

任の者がおらず、第3種専任公募によっても適任者不在の場合

(3) 実務経験・教育指導経験を有することが期待される人事の場合

(4) 学長・副学長・学部長のうち2名以上を輩出する学科において、その輩出により学科の業務に支障が出ることが認められ、兼任講師だけでなく専任教員の時限的補充が必要と判断される場合

2 採用時における特任教員の職位は、原則として、前項第1号または第2号の場合は教授、第3号の場合は准教授、第4号の場合は講師または助教とする。

3 本学の専任教員であった者は、特に学長が必要と認める場合を除き、特任教員になることができない。

(任期)

第19条 特任教員の雇用契約期間は1年とし、1年単位で4回に限りこれを更新することができる。ただし、契約の年度末において満70歳を超えないものとする。

2 前項の規定にも関わらず、学長が教育課程上特に必要と認める場合に限り、特任教員として満71歳以後3カ年(満73歳に達する年度末まで)を限度として1年毎に契約を更新することができる。

3 任期の更新については、人事委員会、当該学部教授会の議を経たのち理事会の承認を得てこれを行う。

(職務)

第20条 特任教員の職務については、授業、所属学科の業務および学長が命ずる業務とする。

2 特任教員は、教授会の構成員とはならない。ただし、学部長が必要と認めた場合には教授会に出席し議案の協議に参加し意見を述べることができるが、議決には加わらない。

3 特任教員は、大学および学園の規程による選挙の際、選挙権ならびに被選挙権を有しない。

4 前二項の規定にも関わらず、学長が特に必要と認める場合に限り、特任教員に所属教授会構成員としての地位、および前項に示す選挙権ならびに被選挙権を付与することができる。その場合、当該特任教員を、「特例特任教員」(第20条第4項特例による特別専任教員)と称する。

(給与)

第21条 特任教員の給与については「茨城キリスト教大学特別専任教員給与内規」に定める。

(授業担当時間数)

第22条 特任教員の授業担当時間数は1週あたり6時間(3コマ)以上を原則とし、12時間(6コマ)を限度とする。

2 第20条第4項の規定に基づく特例特任教員については、学長の判断および当該教員の承諾により授業担当時間数の限度を1週あたり16時間(8コマ)とすることができる。

## 第6章 雑則

(規程の改定)

第23条 この規程の改定は、合同教授会の議を経たのち理事会の承認を得て学長がこれを行う。

### 附 則

1 この規程は、昭和48年4月1日より施行する。

2 この規程は、1999年7月22日より施行する。

3 この規程は、2004年4月1日より施行する。

4 この規程は、2005年4月1日より施行する。

5 この規程は、2008年4月1日より施行する。

6 この規程は、2010年4月1日より施行する。

7 この規程は、2011年9月1日より施行する。

第3条(6)準専任教員は、適用対象者が全て退職する年度末をもって廃止する。

8 この規程は、2012年4月1日より施行する。

2012年4月1日以降は、第3条(3)特別契約専任教員の規定による教員の採用はしない。

9 この規程は、2013年4月1日より施行する。

10 この規程は、2015年4月1日より施行する。

11 この規程は、2017(平成29)年4月1日より施行する。この施行により削除される規定については、適用対象者が全て退職する年度末をもって廃止する。

12 この規程は、2018(平成30)年4月1日より施行し、2018年度就任者より適用する。

心理学専攻履修モデル

1. 公認心理師試験受験資格をめざす場合

年次	心理教育科目	心理実践科目	実習科目	
1 年次前期	・発達心理学特論 (2 単位)	○保健医療分野に関する理論と支援の展開 (2 単位) ○福祉分野に関する理論と支援の展開 (2 単位) ○教育分野に関する理論と支援の展開 (2 単位) ○心理的アセスメントに関する理論と実践 (2 単位) ○心理支援に関する理論と実践 I (2 単位) ◎心理実践課題研究 I (2 単位)	★心理実践実習 I (5 単位)	
1 年次後期		○司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (2 単位) ○産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (2 単位) ○家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 (2 単位) ○心の健康教育に関する理論と実践 (2 単位) ・心理支援に関する理論と実践 II (2 単位) ◎心理実践課題研究 II (2 単位)	○心理実践実習 II (5 単位)	
2 年次前期		◎心理実践課題研究 III (2 単位)	○心理実践実習 III (5 単位)	
2 年次後期		◎心理実践課題研究 IV (2 単位)		
修得単位数	2 単位	28 単位	15 単位	計 45 単位

★必修科目 ◎選択必修科目 ○公認心理師資格指定科目 ・選択科目

2. 公認心理師試験受験資格をめざさない場合

年次	心理教育科目	心理実践科目	実習科目	
1 年次前期	・教育方法学特論 (2 単位) ・教授学習心理学特論 (2 単位) ・発達心理学特論 (2 単位) ◎心理教育課題研究 I (2 単位)	・臨床心理学特論 (2 単位) ・学校カウンセリング特論 (2 単位) ○教育分野に関する理論と支援の展開 (2 単位)	★心理実践実習 I (5 単位)	
1 年次後期	・教授学習心理学演習 (2 単位) ・発達心理学演習 (2 単位) ・特別支援教育特論 (2 単位) ◎心理教育課題研究 II (2 単位)	○心の健康教育に関する理論と実践 (2 単位)		
2 年次前期	◎心理教育課題研究 III (2 単位)	○心理的アセスメントに関する理論と実践 (2 単位) ○心理支援に関する理論と実践 I (2 単位)		
2 年次後期	◎心理教育課題研究 IV (2 単位)			
修得単位数	20 単位	12 単位	5 単位	計 37 単位

★必修科目 ◎選択必修科目 ○公認心理師資格指定科目 ・選択科目

## 茨城キリスト教大学研究倫理指針

### (目的)

第1条 茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者および研究に關与する事務職員の行動、態度の倫理的指針をここに定める。

### (研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳を重んじ、個人のプライバシーに配慮し、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等および本学の諸規程を遵守しなければならない。

### (定義)

第3条 「研究者」は、次の者とする。

(1) 本学教育職員任用規程第2条(1)から(7)に定める者

(2) 前(1)と共同で研究を行う全ての者

2 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表、評価にいたる全ての過程における行為、決定およびそれに付随する全ての事項をいう。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見、発見または専門的知見を公表する全ての行為をいう。

4 「研究に關与する事務職員」とは、本学の研究に対する事務、管理等（以下「研究事務等」という。）に携わる専任事務職員、嘱託員、臨時職員、およびアルバイト職員をはじめとする全ての研究事務等に従事する者をいう。

### (研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、他の研究者と共同で研究活動を行う場合は、相互の学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる場合は、学生が不利益を蒙らないよう十分に配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければ

ならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について、分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(実験ノート、情報、データ等の利用および管理)

第8条 研究者は、実験ノート、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、実験ノート、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令または規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、本学および研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造（存在しないデータの作成）

(2) 改ざん（データの変造、偽造）

(3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）

5 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることを自覚し、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップ)

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱い)

第12条 研究者および研究に関与する事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄附金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用および管理に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者および研究に関与する事務職員は、研究費の使用および管理に当たっては、法令、本学の諸規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者および研究に関与する事務職員は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この指針の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為および研究に関与する事務職員の研究倫理に反する行為に加担する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

3 前2項に関する事項は別に定める。

(改定)

第 15 条 この指針の改定は、研究支援委員会の議を経、合同教授会の承認を得てこれを行う。

附則

- 1 この指針は、2010 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針は、2014 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この指針は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

## 茨城キリスト教大学倫理審査規程

### (目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）において行われる人を対象とする研究に関し、国および公的諸機関が提示する倫理指針に基づき研究が適正に行われるよう、必要な事項を定める。

### (審査)

第2条 前条にいう研究を行おうとする者は、研究計画書および倫理審査申請書（別紙様式第1号）を学長に提出し、研究の計画および実施の適否について倫理上の審査（以下「審査」という。）を受けることができる。

2 前項の研究計画書および倫理審査申請書が提出された場合、学長は次条に規定される委員会に対し、倫理的、科学的観点から審査するよう諮問しなければならない。

### (委員会の設置)

第3条 前条に規定される審査を行うため、学長は本学に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営については、別に定める。

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 本学の教員
- (2) 学外の有識者
- (3) 学外の一般の立場を代表する者
- (4) その他学長が必要と認める者

2 委員会の委員は5名以上とし、次の第1号および第2号を含まなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

3 委員会は男女両性の委員により構成する。

4 委員は、学長が委嘱するものとする。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 任期途中で委員会に欠員が生じ、それを補う必要がある場合には、学長が新たに委員を委嘱し、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1名および副委員長2名を置き、学長は委員の中から委員長を指名し、委員長は委員の中から副委員長を指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

### (臨時委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て、学長が任期を定めて委嘱するものとする。

3 委員会は、必要に応じて臨時委員の出席を求め、調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、臨時委員は審査の判定に加わることはできない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、学長の諮問があった場合、研究の計画および実施の適否について、倫理的観点から審査を行うものとする。

2 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について調査・審議する。

3 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について学長に建議することができる。

4 委員会は、審査を経た研究に関わる論文等の発表または研究助成申請に際し、必要な倫理審査の証明を行うことができる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号のうちから1名以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の委員が審査を申請する者(以下「申請者」という)となった場合、当該審査に加わることはできない。

3 委員会が特に必要と認めた場合は、申請者その他委員以外の者に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示のいずれかによるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

2 審査の判定基準については、次の各号のとおりとする。

(1) 承認：倫理上の問題がないもの。

(2) 条件付承認：倫理指針に基本的に反しないが、実施に際して配慮を必要とするもの。

(3) 変更勧告：倫理指針に抵触する恐れがあるもの。

(4) 不承認：倫理指針に明らかに反するもの。

(5) 非該当：審査対象に該当しないもの。

3 前項第2号および第3号に該当する場合、研究計画を修正、補充、または変更した部分について委員会の審査を受けるものとする。

(審査記録およびその公開)

第10条 審査経過および判定結果の記録は、法令上別段の定めがある場合を除き、研究の終了または中止の日の翌日から5年間保存しなければならない。

2 委員会が特に必要と認め、申請者および研究の対象者の同意が得られた場合には、学長は審査経過および判定結果を公表することができる。

(審議の公開)

第11条 委員会が必要と認め、申請者および研究の対象者の同意が得られた場合には、委員長は審議を公開することができる。

(判定の通知)

第12条 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を倫理審査結果報告書(別紙様式第2号)により学長に答申しなければならない。

2 委員長は、審査の判定結果が第9条第1項の第2号から第5号のいずれかに該当する場合、前項の報告書にその理由等を明記しなければならない。

3 学長は、本条第1項の答申を受けた後、その判定結果を倫理審査結果通知書(別紙様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

4 学長は、審査の判定結果が第9条第1項の第2号から第5号のいずれかに該当する場合、委員長をもって前項の通知書にその理由等を明記させるものとする。

(再審査)

第13条 申請者は、前条第3項の通知書に示される審査結果に対し異議のある場合は、同一研究につき1回に限り再審査を申請することができる。

2 前項の再審査を申請しようとする者は、倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に、再審査申請書(別紙様式第4号)を学長に提出しなければならない。

3 前項の再審査申請書が提出された場合、学長は第2条第2項に規定されるものと同様の手続きを取るものとし、以降も同様とする。

(研究等の実施計画の変更)

第14条 倫理審査申請書または再審査申請書を提出した後に研究等の実施計画を変更しなければならない場合は、速やかに、研究計画変更申請書(別紙様式第5号)により学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、学長は改めて審査の手続きを取るものとする。

(研究者の責務)

第15条 研究者は、第2条に規定される研究計画書の作成にあたって、試料等の提供者等に予想される影響および危険性に鑑み、提供者等への不利益を防止するため、研究の必要性等を十分考慮しなければならない。

2 研究者は、試料等の提供者の人権が守られるよう、事前に十分な説明を行い、提供者の自由意志に基づくものであることを確認できる文書による同意を得た上で、試料等の提供を受けるものとする。

3 研究者は、研究期間中、委員会の指定する回数および間隔で研究の進捗状況に関する報

告書（別紙様式第6号）を作成し、学長に報告しなければならない。

4 研究者は、承認された研究を終了または中止した場合、研究終了（中止）報告書（別紙様式第7号）を作成し、学長に報告しなければならない。

（遵守義務）

第16条 委員会の委員および研究者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく、他者に漏らしてはならない。研究が終了した後、または研究を中止した後も同様とする。

（事務業務）

第17条 委員会の業務に関わる事務は、学術研究センターが行う。

（雑則）

第18条 この規程に定めるものの他、倫理審査の実施にあたり必要な事項は、委員会が別に定め、学長の承認を得るものとする。

（規程の改定）

第19条 この規程を改定しようとするときは、委員会の発議により、合同教授会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2006年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2013年7月9日から施行する。
- 5 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、2016年4月1日から施行する。

## 茨城キリスト教大学大学院学位授与規程

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第14条の規定に基づき、茨城キリスト教大学大学院において授与する学位の種類、論文審査および試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定める。

第2条 茨城キリスト教大学において授与する学位は、次のとおりとする。

- 文学研究科 修士（文学）
- 生活科学研究科 修士（食物健康科学）
- 看護学研究科 修士（看護学）

第3条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。

第4条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院修士課程を修了した者に授与する。

第5条 前条の学位授与に係わる学位論文は、在学期間中に論文概要を添えて、1編2通を各研究科長に提出するものとする。ただし、研究科長は審査に必要な部数の追加を求めることができる。

2 前項により一旦受理した学位論文は返還しない。

第6条 各研究科長は、前条により学位論文を受理したときは、学位を授与できるものか否かについて各研究科会議の審査に付さなければならない。

第7条 前条の規程により学位論文が審査に付されたときは、各研究科会議は、教授のうちから3名以上の審査委員を選出して審査委員会を組織し、受理した論文の審査ならびに単位修得要件充足の確認を委嘱する。ただし、必要があるときは、各研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 各研究科会議は、前項の審査委員のうち一人を主任審査委員として指名する。

第8条 前条に定める審査委員会は、学位論文受領後1ヵ月以内にその審査を終了しなければならない。

第9条 学位論文の審査を終了したときは、審査委員会は、速やかに学位論文審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を各研究科会議に提出しなければならない。また提出にあたっては、単位修得要件の充足を公証する資料を添付するものとする。

第10条 各研究科会議は学位論文審査報告書および単位修得要件の充足確認資料に基づき、課程修了の可否原案を決定する。

2 前項の決定を行う研究科会議には、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成が得られなければならない。

第11条 各研究科会議が前条の議決をしたときは、各研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

第12条 学長は、前条の報告に基づき学位の授与について決定する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記（別表）を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

第 13 条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に（茨城キリスト教大学）を付記するものとする。

第 14 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、各研究科会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることができる。

2 各研究科会議において、前項の決議をするには、出席委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

第 15 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願いでなければならない。

第 16 条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

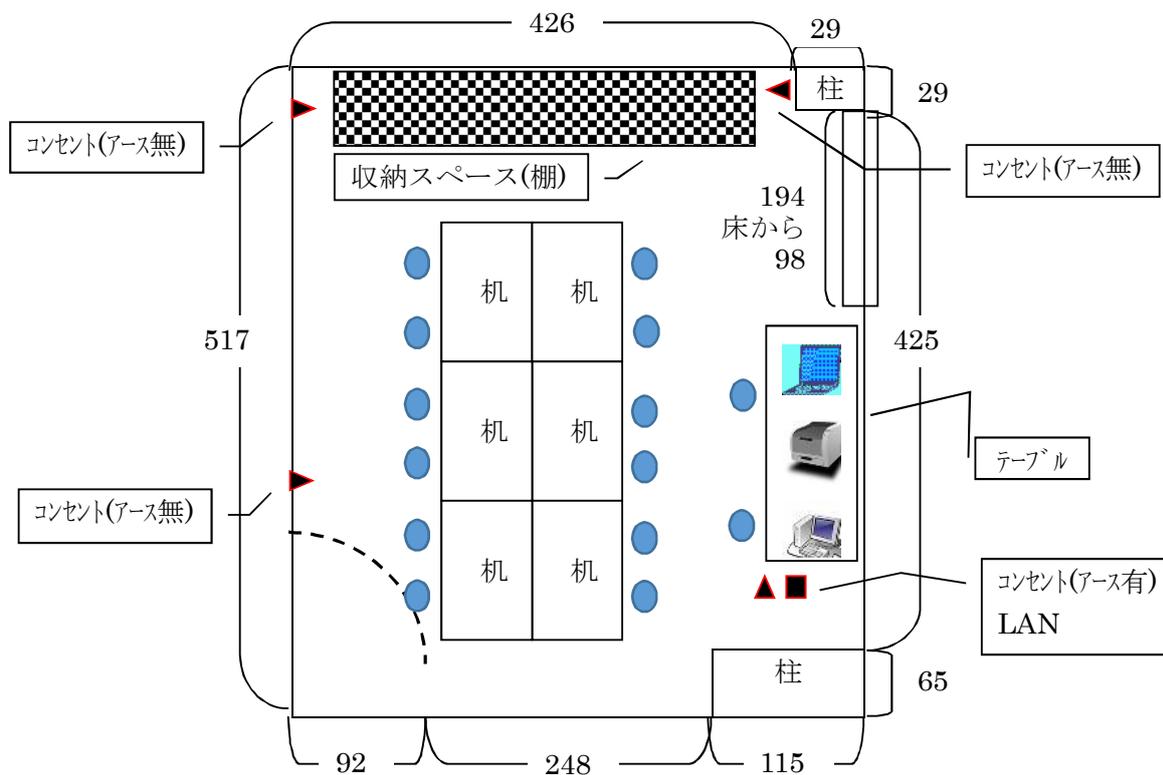
1 この規程は、1995 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。

3 本規程は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。

## 4号館[生活科学研究科]レイアウト(構想)

### 2階 4204 教室



### 2階 4204 教室 (院生室) について

- 院生が使用する机椅子を新設する必要がある。
- 収納スペースを設置する必要がある。
- 文書作成用、統計集計用のパソコンを設置する必要がある。
- 印刷用としてプリンターを設置する必要がある。

# 「障がいのある 学生に対する修学支援」

～教職員のためのガイド（第2版）～



 茨城キリスト教大学

## 目次

I	ガイドの目的と「合理的配慮」 の基本的な考え方	1
II	支援の基本的指針	2
III	支援の対象学生	2
IV	障がい別支援内容と 具体的な合理的配慮の例	2
V	支援体制と支援の流れ	14
VI	緊急時の対応	16
VII	学生が安全に動けるよう見守ってください	19
VIII	茨城キリスト教大学バリアフリーマップ	21

# I ガイドの目的と「合理的配慮」の基本的な考え方

## 1 背景と目的

わが国では、2014年に「障がい者の権利に関する条約」を批准しました。これにより、全国の大学で障がいのある学生を包容する全学的なインクルーシブ教育システムの確立や障がいのある学生への合理的配慮の提供が進められています。2016年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という）」が施行され、大学教育の場でも、障がいがあることで不利益を被らない教育を提供する取り組みが加速しています。

本学においても、建学の精神である「隣人愛」とそれに基づく「共に生きる」精神を培う教育を実践しており、身体障がいのある学生や病弱学生等への支援が入学前から行われています。これらの支援は、入学試験等への配慮から始まり、入学後はそれぞれの担当部署が学生のニーズに合わせた様々な修学支援を行っています。担当部署のみならず、教職員が学生の実情に合わせた個別支援を個々別々に行っていることも少なくありません。そのため、大学全体として障がいのある学生にどのような支援がなされているのか、また合理的配慮に基づいた支援とはどのような支援か、ということについて教職員全体で共有されているとは言い難い状況にあります。

このような背景から、本学で実施されている障がいのある学生への支援を教職員間で共有すること及び障がいのある学生への合理的配慮に基づく具体的な支援例を提示することを目的として、ここにガイドを作成しました。

## 2 「合理的配慮」の基本的な考え方

障害者差別解消法では、私立大学に対して「不当な差別的取扱の禁止（義務）」と「合理的配慮の提供（努力義務）」を求めています。「不当な差別的取扱の禁止」とは、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止することです。これには障がいを理由として入学試験の受験や入学を拒否することなどが当たります。

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある学生から何らかの対応を求められたとき、大学はできる限り対応に努める、ということです。これにより、障がいがあっても障がいのない学生と同様の修学環境を提供するよう努めることが求められています。最大限努力してもできない場合は、「できないこと」として説明し対応しないことも可能ですが、その場合でも、障がいのある学生に、なぜできないのかを説明したり別の方法を提案したりして、障がいのある学生の理解を得るよう努めることが求められています。

したがって、実施するのに単に負担が重いという理由により安易に合理的配慮の提供を拒否することは望ましくなく、できる限りの配慮を提供することや障がいのある学生への修学環境を向上させるよう、大学が全学的・組織的に取り組んでいくことが求められています。

ただし、「合理的配慮」とは障がいのある学生を特別扱いすることではありません。障がいのない学生と異なる評価基準を設けることなどではなく、障がいがあってもなくても公平公正な教育を提供する姿勢が大切です。

## II 支援の基本的指針

- (1) 障がいの有無にかかわらず修学の機会均等に最大限務める。そのため、不当な差別的取扱は行わない。また、合理的配慮に基づいた支援を行う。
- (2) 支援は本人または家族からの申し出によって開始する。ただし、申し出のない場合でも必要性が認められる場合は最大限の配慮を行いながら意思を確認する。
- (3) 支援の期間は入学前から卒業までの申し出のあった期間とする。
- (4) 申請や相談にあたっては、最大限プライバシーに配慮する。
- (5) 支援は障がいのある学生個々の実情に合わせた、個別的な支援を実施するよう努める。また、障がいのある学生の自主性を育成する支援に努める。
- (6) 支援対象者は、心身に障がいがあることによって日常生活や社会生活で相当な制限を受けている学生とする（障害者手帳所持の有無等にかかわらず）。
- (7) 教職員への啓発に努め、理解が深まるよう最大限努力する。
- (8) 支援方法については定期的に見直し、常に向上させること心掛ける。

## III 支援の対象学生

障害者手帳及び診断書等の有無にかかわらず、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障がい、精神障がい、性別違和（性同一性障がい）がある学生等であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生等が、支援の対象となります。

\* この障がいの分類は、日本学生支援機構の分類を参考にしています。

## IV 障がい別支援内容と具体的な合理的配慮の例

### 1 本学で実施している支援

本人又は家族の申し出により、図表1に示した支援を実施しています。

図表1 障がい別支援一覧

区 分		視 覚 障 害	聴 覚 言 語 障 害	肢 体 不 自 由	病 弱 ・ 虚 弱	発 達 障 害 等	精 神 障 害 等	性 別 違 和	
入 学 試 験 時	入学試験時の車椅子専用機の配置			○					
	入学試験時の別室確保	○		○	○	○	○		
	拡大文字の問題冊子配布	○							
	入学試験時の注意事項文書の伝達		○						
	入学試験時の移動見守り等	○		○					
授 業 支 援	注意事項等文書伝達や配慮依頼文書配付	○	○	○	○	△	△		
	使用教室配慮			○				△	
	教室内座席配慮	○	○	○					
	ノートテイク		△						
	ノート記入支援		△						
	その他の授業支援（資料の事前配布等）	△				△	△	△	
	授業内容の録音許可		△						
	板書の撮影許可	△							
	文字を拡大した資料の配布	○							
	遅刻配慮			○					
	試験時間の延長・レポート提出における配慮	○							
	体育授業における教員補助配置	○							
	実技・実習配慮	○	○	○	○			△	
	学外実習・フィールドワーク配慮	○	○	○	○			△	
授 業 以 外 の 支 援	学生生活				○				
	健 康 ・ 精 神 保 健	自動車通学許可、専用駐車場等				○			
		医療機関との連携	△	△	△	○	△	△	△
		保護者との連携	○	○	○	○	△	△	△
		専門家によるカウンセリング	○	○	○	○	○	○	△
		休憩室・治療室の確保等	○	○	○	○	○	○	△
	緊急時対応体制の整備				○		○		
	進 路 ・ 就 職	キャリア教育	△	△	△	△	△	△	△
障害学生向け求人情報の提供		○	○	○	○	○	○	△	
支援機関等の紹介		△	△	△	△	△	△	△	
就職先の開拓、就職活動支援		○	○	○	○	○	○	△	

○：概ね実施している

△：実施している場合と実施していない場合がある

注：注意事項等文書伝達や配慮依頼文書配付は、身体障害者手帳や診断書等の提示があった場合に実施しています。

## 2 障がい別合理的配慮の注意点と具体例

障がいの程度や具体的困難性は、個人によって異なります。そのため、原則として障がいのある学生個々人と十分話し合い、個別の配慮事項を検討することが大切です。

授業に関する支援では、教職員による支援が欠かせません。以下の合理的配慮の注意点と具体例を参考にいただき、教職員の皆さまにはご協力をお願いします。

### (1) 視覚障がいのある学生への配慮

#### 注意点

- 1 視覚障がいの程度により教育的配慮も異なってきます。例えば、全く見えない人（全盲）と光を感じたり、少し見える人（弱視）がいます。両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の場合は教育上の特別な配慮が必要になります。
- 2 教育支援の基本的配慮は、次のような視覚の情報処理の特性を配慮した支援が考えられます。
  - ① 残存している視力を活用します。
  - ② 聴覚や触覚等の他の感覚器官に働きかけて正確な情報を提供します。

#### 授業前の具体例

##### <講義資料の配布>

- ① 弱視の学生
  - ・ 拡大コピーしたレジュメ資料を準備してください。
  - ・ 資料をデータの形でEメール添付する等して、事前に学生に渡すと、学生は電子機器に登録して拡大してみることが可能になります。
- ② 全盲の学生
  - ・ 一般の配布資料を点字変換ソフトで点字資料として作っておくことも可能です（全盲の学生の読み書きは基本的には点字が使われます）。

授業中  
の具体例

<教室の座席>

- ・ 黒板やスクリーンが見やすい場所、音声が聞き取りやすい場所を確保し、毎回座席を固定することも必要です（すぐ自分の席がわかる。また光が明るすぎて見えにくい弱視の学生もいます）。

<言葉かけ>

- ・ 指示代名詞（これ、あれ、それ等）があると学生は混乱します。指示代名詞を避け、具体的に何を指しているかわかる言葉かけを配慮してください。

<板書>

- ・ 板書の時は、声に出しながら書くか、書いた後に読み上げるなどの配慮をしてください。
- ・ 弱視学生は、単眼鏡等を使って黒板を見るため、大きめの文字を書くようにしてください。
- ・ 図表はできるだけ詳細に、ゆっくりと説明してください。

<スライド・視覚教材>

- ・ パワーポイント等の使用は、弱視の学生には見づらかったり、また教室を暗くすることで単眼鏡等の補助具の操作が困難になる場合があります。
- ・ 投影される内容をプリントにして手渡すか、事前にデータで本人に提供してください。
- ・ スライドの切り替えを少しゆっくりとしてください。
- ・ 授業後に学生にDVDやデータとして貸し出す等の配慮も可能です。

<レポートの提出等>

- ・ 授業中のレポートや感想を書かせる課題や宿題レポートは、Eメールによる提出等の配慮をしてください。

<体育の授業>

- ・ 「障害者高等教育拠点事業」（筑波技術大学）との連携を配慮してください（視覚障がい学生の体育の授業の相談・支援が可能です）。

試験・  
レポート  
の具体例

- ・ 通常の学生と同じ内容の課題を課すことが原則です。
- ・ 点字使用学生に対しては、点字変換ソフトによる点字問題の作成、点字での回答、時間延長（1.5倍）、別室受験等を検討してください。
- ・ 弱視で墨字使用が可能な学生の場合は、問題用紙の拡大版作成、時間延長（1.3倍）、別室受験等を検討してください。
- ・ その他、短い問題文は先生が読み上げる、電子データでの出題・解答（音声読み上げソフトの活用等も考えられます）。

## (2) 聴覚障がいのある学生への配慮

### 注意点

- 1 聴覚障がいの程度により教育的配慮も異なってきます。音がほとんど聞こえない学生（ろう）と聞こえにくいけれど残存聴力がある学生（難聴）、そして病気やけがで途中で聞こえなくなった学生（中途失聴者）がいます。
- 2 教育支援の基本的配慮は、聴覚の情報処理の特性を配慮した支援が考えられます。
  - ① 残存している聴覚を活用します。
  - ② 視覚など他の感覚器官に働きかけて正確な情報を提供します。

### 授業前の具体例

#### <講義資料の配布>

- ・文章や図形理解は可能ですのでプリントは他の学生と同じで大丈夫です。
- ・サポーターがいる場合には、サポーターの分も用意してください。

### 授業中の具体例

#### <出席確認>

- ・音声による出席確認の場合は、目や動作で合図する等で意思表示をしてください。

#### <教室の座席>

- ・教師や友達の話について、学生は音声だけでなく相手の口や表情、身振り等で補って理解します。他者の口の動き等が見える位置の配慮も必要です。

#### <話し方>

- ・障がい学生の正面に位置して、マイクで口元を隠さないよう話してください。
- ・はっきりとした発音と口の動き、身体の動きを交えて授業を進めます。
- ・後ろ向きで板書しながらお話ししないことも大事です。

#### <発表のしかた>

- ・ろうや重度の難聴の学生は基本的には手話を使うことが多いですが、教師や他の学生が読み取れない場合が多いです。その場合は筆談が正確です。携帯電話のメールの活用、PC通訳（ノートテイク）の活用等が考えられます。

#### <板書>

- ・文字や図からの情報は得意です。板書を多くする等の配慮をしてください。

#### <スライド・視聴覚教材>

- ・映像の場合、字幕説明を入れるだけで理解がかなり豊かになります。

#### <レポートの提出等>

- ・筆記はできますので問題ありませんが、課題の意味が正しく伝わっていることを確認する必要があります（課題を板書すると正しく伝わります）。

**試験・  
レポート  
の具体例**

- ・文字は読めるので、通常の学生と同じ課題を課すことが可能です。
- ・試験を受けるための約束事、規則等を聞き逃すことも考えられるので、試験の日程、内容、注意事項等の試験に関する情報は、板書やメモなどにより事前に確実に伝わるようにしてください。
- ・英語の試験では、ヒアリングは字幕を、会話にはフラッシュカードを使用してください。

**補聴器  
について**

- ・補聴器をつけていても、言葉をはっきり聴き分ける人と、雑音と混雑した程度しか聞こえない人と効果は様々です。静かな部屋では可能だが体育館のような雑音が多い場所では聞こえにくくなることをご理解ください。
- ・補聴器がハウリング（「キーン」という音が発生する）を起こす場合があります。ハウリングが起こっている事を本人は認識できません。その際には、音が出ていることを本人に知らせて調整してもらってください。

**(3) 肢体不自由（運動障害）のある学生への**

**注意点**

- 1 肢体不自由の部位や程度により教育的配慮も異なってきます。四肢の麻痺や欠損、あるいは体幹の持続的な機能障害のため、日常の動作や姿勢の維持に様々な不自由さが生じています。また、手足等の単一の運動障がいと言語障がい等複数の障がいを併せ有する学生がいます。
- 2 教育支援の基本的配慮をするには、授業における筆記や学内移動、また随伴障害としての言語障がいなど学习上または生活上どのような困難さがあるかをまず理解する必要があります。
- 3 教室移動の時間や教室空間の狭さ等によっては、教室配当の変更等が必要です。

**授業前  
の具体例**

- ＜講義資料の配布＞
- ・サポーターがいる場合には、サポーターの分も用意してください。

**授業中  
の具体例**

＜教室の座席＞

- ・車いすや歩行器等が動きやすいスペースが必要です。机椅子の固定教室は自由にスペースを作れず、不自由さが生じる場合があります。

＜学習＞

- ・手足や口等の運動の障害により、読む、書く、話す等の学習活動で時間がかかるなどの困難があります。障がいの程度に応じて開発されたスイッチ教材や電子機器など補助具の活用が必要な場合があります。

＜体調の困難性＞

- ・肢体の麻痺などの障がいのため同じ姿勢を保つことの困難性や疲れやすさがあるので、姿勢の調整等が必要な場合があります。

**試験・  
レポート  
の具体例**

- ・試験を受けるにあたっての困難を、事前に本人と相談して補助具等の活用を考えてください。
- ・試験時間の延長やパソコンによる解答、ICレコーダの利用、代筆による解答、別室受験などの配慮が考えられます。

(4) 病弱・虚弱（呼吸機能や内蔵機能）な学生への配慮

**注意点**

- 1 障がいの種類により教育的配慮も異なってきます。呼吸器機能や内臓機能の障がい（気管支喘息や心臓病、糖尿病等）、アトピー性皮膚炎などの慢性疾患があり、それによって日常生活に不自由さを生じています。
- 2 疾患により運動の制限や急な発作、服薬による副作用での強い眠気等があり、教育支援の配慮として保健室や病院との連携が必要になってきます。

**授業中  
の具体例**

- ・身体運動を伴う活動の場合には、運動の制限があり、他学生と同じ活動ができません。必要に応じて運動の制限内容や運動量など医師の指示を受け、それに従って支援します。
- ・一定の時間間隔での服薬や水分補給、糖分補給等の医療的配慮が必要な学生もいます。
- ・必要に応じて、授業中の入退出を認めてください。
- ・発作等緊急時の対応が必要な時もあり、保健室の緊急時の連絡先やAEDの設置場所を確認しておく必要があります。

**試験・  
レポート  
の具体例**

- ・試験を受けるにあたっての体調等の困難を事前に本人と相談して、時間や休憩の配慮、別室受験等を検討してください。

## (5) 発達障がいのある学生への配慮

発達障がいは「なんらかの要因による中枢神経系の障がいのため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、現実生活に困難をきたす障がい」<sup>1)</sup>をいいます。

教員は、以下のような気になる行動から支援の必要をキャッチします。

### 図表2 気になる学生の行動の例

- 新入生ガイダンスに遅刻・欠席する
- 履修登録ができない
- 欠席、遅刻が多い（時間や場所がわからなくなる）
- こちらからの話や意図を理解していない。話が通じない
- 聞く・話す・読む・書く・推論するの全て（または一部）が極端に弱い
- 読みづらい独特な文字を書く
- ノートやメモをとらない
- レポートを提出しない、または2～3行のレポートを提出する
- 孤立している
- 周囲を気にせず思いつくまま話す
- 時々場にそぐわない声を出す
- グループ学習（作業）ができない
- 視線が合わない
- 学内の授業では気にならなかったが、実習先で問題を指摘される
- サークルやバイトをたびたびやめる
- 就職が決まらない

以上の行動は一見、わがままや怠けのようにみえます。しかし以下に示した障がいの特性から生じている場合、**発達障がいで困っている学生のサイン**と捉えるべきです。

障がいのある学生は、励ましても叱責してもメッセージを理解できないことがあります。むしろ自尊心が低下し、無力感や怒りが強くなることがあります（**二次障がい**）。

まずは**本人がどのように現状を捉えているのかを理解し、整理する**支援が必要です。

図表3 代表的な発達障がい

#### 自閉スペクトラム症

- コミュニケーション困難
- 強いこだわり
- 感覚異常 ほか

#### 注意欠如・多動症 ADHD

- 注意（集中）力不足（忘れっぽい）
- 多動（落ち着きがない）・衝動

#### 限局性学習症 LD

- 読むのが難しい
- 書くのが難しい
- 計算が難しい

## 支援の方法はそれぞれです

なおすより、**学生本人が特性に気づき、伝え、コントロールする**支援をお願いします。

不適切な行動は  
**「困っているサイン」**  
と解釈する

本人や周囲から  
話を聞き、  
困っていることを  
把握し**環境調整**

できないことを  
指導するより  
**できたことを  
ほめる**

教員一人で  
**悩まない**

### 合理的配慮の具体例

#### 授業前 の具体例

- ・毎回の到達目標や学習行動が明確なシラバスを作成してください。
- ・必要に応じて個別に呼び出し、自覚している困難の内容を尋ね、相談しやすい関係を作っておくことも検討してください。
- ・事前に資料配布するなど、授業の見通しが持てるように配慮してください。
- ・事前に本人と相談して、落ち着く座席の確保を考慮してください。
- ・時間変更や内容変更は、事前に伝えるよう配慮してください。

#### 授業中 の具体例

- ・伝える文を短くしてください。
- ・視覚資料の読み上げや読んでいるところを示すなど、耳と目からも同じ情報が入るように考慮してください。
- ・全体的な指示と個別指示を行ってください。
- ・授業後に学んだことを書かせ（A5程度）、添削し次の授業で補完してください。
- ・少しでも望ましい行動をしたらほめてください。
- ・必要な場合、録音や写真撮影の許可を検討してください。

#### 試験・ レポート の具体例

- ・通常の学生と同じ内容の課題を課すことが原則です。
- ・予め明確な評価規準を示してください。
- ・必要に応じて、別室受験を検討してください。
- ・必要に応じて、時間延長（1.3倍）を検討してください。
- ・レポート作成する前に構想（項立て、言いたいことを箇条書き）を立てさせてください。

#### 感情が高 ぶったら

- ・静かで落ち着ける場所に移動し、落ち着いたら戻るよう指示してください。
- ・その場で反省を促すのは効果的ではありません。
- ・本人が言っている言葉を繰り返すことで落ち着くことがあります。

<参考文献とおすすめる HP>

1) 大学における支援の内容と考え方がわかる (本稿の引用・参考文献)

JASSO 学生支援機構 教職員のための障害学生学修支援ガイド第6章発達

[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/hattatsu\\_shougai.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/hattatsu_shougai.html)

2) 特別支援分野での支援内容がわかる

NISE 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

<http://inclusive.nise.go.jp/>

3) 高等学校における支援内容がわかる (長崎県、佐賀県、石川県)

NISE 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センター 支援に役立つガイドブック [http://icedd.nise.go.jp/?page\\_id=1263](http://icedd.nise.go.jp/?page_id=1263)

4) ADHD の様子がわかる

イーラ・リリー・ジャパン 大人の ADHD <https://adhd.co.jp/otona/>

(6) 精神障がいのある学生への配慮

注意点

- 1 学生の状態は、疾患、症状、治療の種類、そして病状経過によって個別に異なります。障がいに由来する問題から修学に支障をきたしている場合は、環境調整をする必要があります。
- 2 学生の中には、病状の変動により修学困難になり、治療を優先するためにやむなく休学や留年を選択する学生がいます。復学の時期を決める際は、本人の同意のもと、必要に応じて家族や主治医に復学前の生活状況や病状の安定度を確認することを検討してください。

履修の具体例

- ・ 服薬が長期間必要になる疾患の場合は、定期的な受診が可能な履修スケジュールを組む配慮をしてください。
- ・ 体調が不安定になる可能性があることを想定し、無理のない履修計画を組む配慮をしてください。
- ・ 症状によっては、午前の講義を避けた履修計画が効果的な場合があります。

### 授業中の具体例

- ・ 緊急対応が想定される症状がある学生の場合は、本人の同意のもと、事前に、担当教員と職員で情報を共通理解しておいてください。
- ・ 不安症状や感覚過敏がある場合は、事前に本人と相談して、本人の負担の少ない座席を確保してください。
- ・ 記憶、注意、遂行機能等に障がいがある場合は、必要に応じて、レコーダーの活用を検討してください。
- ・ 病状を落ち着かせるための頓服薬が処方されている場合は、必要に応じて、授業中の服薬とそのための水分補給を許可してください。
- ・ 強い不安・恐怖が生じた場合には、授業中の入退出を認めてください。

### 試験・レポートの具体例

- ・ 通常の学生と同じ内容の課題を課すことが原則です。
- ・ 必要に応じて、試験時間の延長や別室受験等を検討してください。
- ・ 感覚過敏がある場合、必要に応じて本人の負担の少ない席を確保してください。

### 大学生活での配慮

- ・ 診断書を受け取る場合、病名、症状だけでは障がいの特異性を読み取ることが難しいので、支援内容を検討するための具体的な情報を附記してもらえると役立ちます。
- ・ 記憶や注意、遂行機能等に障がいがある場合は、状況に応じて、「メモリーノート」の活用を行うと、忘れ物が少なくなります。
- ・ 教員や職員が、本人が気付かない症状にいち早く気付くことがあります。その際の情報は、学生本人や家族、専門家への相談を促す時にとても有用です。

## (7) 性別に対して違和感を自覚している学生（性同一性障害）への配慮

学生の中には、自身の性別に違和感があり、悩んでいる学生がいます。他者に伝えるかどうか悩んでいる学生や、既に小・中・高等学校で合理的配慮を受けており<sup>1)</sup>、大学入学に向けて不安を強く感じている学生もいます。

多くは幼小児期から違和感を自覚しています。治療は思春期から受けられるようになりましたが、戸籍変更の手続きは20才になってからなので、多くのケースでは大学に入学する際、生まれた時の名前と「生物学的な性」で登録します。

障害の内容は多様です。またこの障害のある子どもたちの6割が「生きづらい」と感じたことがあります<sup>2)</sup>。丁寧に本人の話を聞き、希望する配慮を把握します。性のみで決めつけず、その学生らしく生きていくためのサポートが必要です。

## 合理的配慮の具体例

### 授業前の具体例

- ・ 誰（親、職員、教員、友人等）に公表し、誰に公表していないかを確認し、本人が望まない個人情報を口外しないようにしてください。
- ・ 氏名の扱い（呼称に通称を使用するか）に関して確認してください。
- ・ トイレは本人の希望を尊重してください（性別に関係なく使用できるトイレ等）
- ・ 更衣室は本人の希望によって、必要があれば個室を用意してください。
- ・ ジャージ、ユニホーム等男女で異なる服を使用する際には、予め本人の希望を確認してください。

### 授業中の具体例

- ・ ペアで学習する場合には、誰と組むか予め本人や友人の希望を聞いておいてください。
- ・ 男女別の作業をする場合に、どちらで実施するか予め本人の希望を聞いてください。

### 試験・レポートの具体例

- ・ 名前だけでなく学籍番号を記入するよう指示してください。
- ・ 通称を使用している場合、評価の際、誤記入しないよう気をつけてください。

### 健康診断

- ・ 実施日の最後の時間帯に受けられるよう調整してください。

### 実習就職

- ・ 本人の同意を得て、あらかじめ実習先に相談し、服装、呼称、更衣室、トイレ等について打ち合わせてください。
- ・ 就職活動については、公表して行いたい学生と公表したくない学生がいます。本人の希望を聞き、就職後の生活をイメージさせながら臨ませてください。
- ・ 性別記載のある証明書の発行は、学生課に相談するよう指示してください。  
<性別記載のある証明書>健康診断証明書  
<性別記載のない証明書>成績証明書、卒業見込み証明書、在学証明書

### <参考文献とおすすめするHP>

- 1) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について（教員向け）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)

- 2) 平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 子どもの“人生”を変える先生という言葉があります

<http://www.health-issue.jp/kyouintyousa201511.pdf>

### **参考** 略称で分類するのではなく、その学生を理解してください

性別違和等、性少数者（マイノリティ）等、性同一性障害への理解はようやく進み始めたところです。様々な略称で表されておりますが、略称で呼ばれること自体にいやな思いを抱いている学生もいます。略称で分類するのではなく、その学生の生活しづらさを理解し、配慮する内容を検討してください。

#### <よく用いられる略称の例>

L Lesbian	GDI Gender Identity Disorder
G Gey	SOGI Sexual Orientation Gender Identity
B Bisexual	MTF Male to Female
T Transgender	FTM Female to Male
X Xgender	MTX Male to Xgender

## V 支援体制と支援の流れ

### 1 相談対応窓口

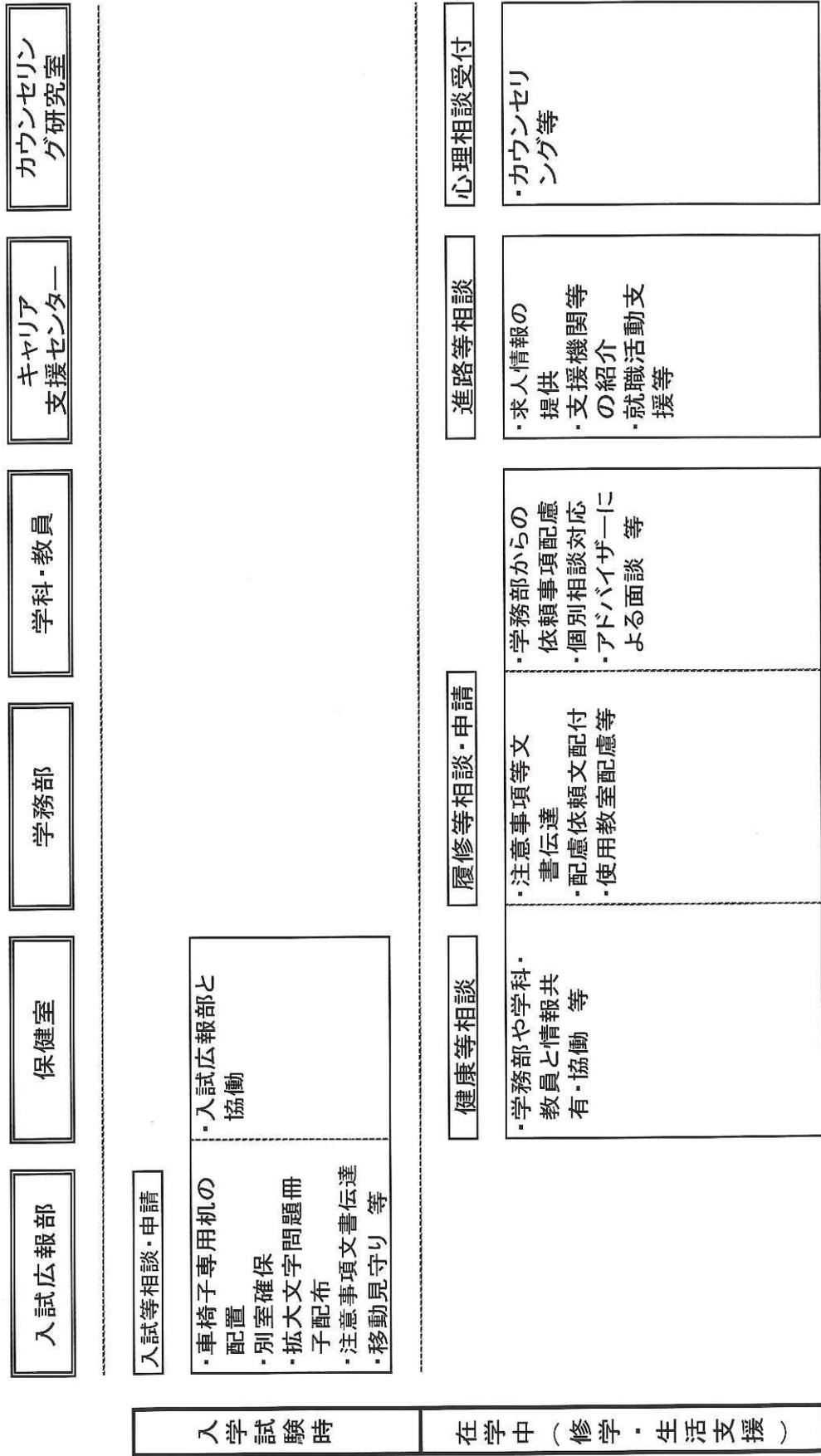
#### (1) 入学前

入学試験における相談や支援申請及び入学後の修学に関する一般的な相談について、入試広報部が対応します。特に入学試験時での支援は、センター入試時の支援に準じて実施しています。

#### (2) 入学決定後及び在学中

入学が決定した後の具体的な修学支援は、入試広報部から学務部等へ引き継がれます。その他、入学後初めての相談や申請については、保健室及び学務部、アドバイザー、キャリア支援センター、カウンセリング子育て支援センターカウンセリング研究室が窓口となり、必要に応じて支援を実施します。

図表 4 支援体制図



## VI 緊急時の対応

### 1 障がいのある学生の災害時等支援ポイント

#### 視覚障がい

##### ◆必要な支援・配慮事項

- ・避難訓練に必ず参加し避難場所や避難方法について確認しておくことや避難経路を確認しておくよう、学生本人に促す。
- ・授業中の緊急時に備え、学生を支援できる体制を考えておく。
- ・必要に応じて緊急時の連絡先を把握し、安否確認に備える。
- ・本学で行っている災害時の安否確認のメールについて、確実にメール受信できるかどうかを確認しておくよう、必要に応じて学生に促す。

#### 聴覚障がい

##### ◆必要な支援・配慮事項

- ・避難訓練に必ず参加し、避難場所や避難方法について確認しておくことや避難経路を確認しておくよう、学生本人に促す。
- ・授業中の緊急時に備え、学生を支援できる体制を考えておく。
- ・避難発令が構内放送された際には、それを学生に伝え、避難を促す。
- ・必要に応じて緊急時の連絡先を把握し、安否確認に備える。
- ・本学で行っている災害時の安否確認のメールについて、確実にメール受信できかどうかを確認しておくよう、必要に応じて学生に促す。

#### 肢体不自由

##### ◆必要な支援・配慮事項

- ・避難訓練に必ず参加し、避難場所や避難方法について確認しておくことや避難経路を確認しておくよう、学生本人に促す。
- ・授業中の緊急時に備え、学生自身のみの避難行動自体に困難があることを自覚し、誰がどのように支援してどのような経路で避難するか等、学生を支援できる体制を考えておく。
- ・必要に応じて緊急時の連絡先を把握し、安否確認に備える。
- ・本学で行っている災害時の安否確認のメールについて、確実にメール受信できるかどうかを確認しておくよう、必要に応じて学生に促す。

## 病弱・虚弱

### ◆必要な支援・配慮事項

- ・必要に応じて、学生本人の同意のもと、保健室と医療情報を共有しておく。
- ・避難訓練に必ず参加し避難場所や避難方法について確認しておくことや避難経路を確認しておくよう、学生本人に促す。
- ・授業中の災害緊急時に備え、学生を支援できる体制を考えておく。
- ・授業中の病状等の緊急時に備え、起こりうる症状や状況を想定し、保健室等への連絡など、支援方法を考えておく。
- ・必要に応じて緊急時の連絡先を把握し、安否確認に備える。
- ・本学で行っている災害時の安否確認のメールについて、確実にメール受信できるかどうかを確認しておくよう、必要に応じて学生に促す。

## 発達障がい

### ◆必要な支援・配慮事項

- ・避難訓練に必ず参加し避難場所や避難方法について確認しておくことや避難経路を確認しておくよう、学生本人に促す。
- ・必要に応じて、緊急時の安否や被災状況確認の手順を説明しておく。
- ・授業中の災害緊急時に備え、学生を支援できる体制を考えておく。
- ・災害緊急時は、必要に応じて落ちついて行動できるように安心感を与え、これからの見通しについて説明する。
- ・災害緊急時は、必要に応じて親しい知り合いが避難している場所を本人に伝える。
- ・授業中の病状等の緊急時に備え、起こりうる症状や状況を想定し、保健室等への連絡など、支援方法を考えておく。
- ・必要に応じて緊急時の連絡先を把握し、安否確認に備える。
- ・本学で行っている災害時の安否確認のメールについて、確実にメール受信できるかどうかを確認しておくよう、必要に応じて学生に促す。

## 精神障がい

### ◆必要な支援・配慮事項

- ・避難訓練に必ず参加し避難場所や避難方法について確認しておくことや避難経路を確認しておくよう、学生本人に促す。
- ・授業中の災害緊急時に備え、学生を支援できる体制を考えておく。
- ・授業中の病状等の緊急時に備え、起こりうる症状や状況を想定し、保健室等への連絡など、支援方法を考えておく。
- ・必要に応じて緊急時の連絡先を把握し、安否確認に備える。
- ・本学で行っている災害時の安否確認のメールについて、確実にメール受信できるかどうかを確認しておくよう、必要に応じて学生に促す。

## 2 緊急対応フローチャート

### 他害・自傷に関する状況

身体的症状	精神的症状	行動	相談
例) ・意識を失う ・出血 ・けが ・けいれん発作 ・過呼吸 ・各病気の症状 胸痛・動悸・気分不快 など	例) ・意識を失う ・パニックを起こしている 泣き叫ぶ・おびえている 固まってしまう応答し ない ・不安症状 動悸・息切れ・気分不快 ・各病気の症状 幻聴・幻覚など	例) ・人を殺したい(凶器所持) ・人を殴りたい ・待ち伏せしている ・非常に怒っている 例) ・リストカットをしている ・薬を大量に飲もうとしてい る ・飛び降りようとする	例) ・人を殺したくなることがある ・人を殴りたくなることがある ・怒りの感情をコントロール できない 例) ・消えたいと思う ・死んで楽になりたい ・車の前に飛び出したい ・自分の手首を傷つけたい

学生自身や他学生、その他相談者などに危険があるか

緊急性がある

緊急性の判断が難しい

緊急性がない

すぐに対応

個別緊急時マニュアルがあるか?  
ある場合は個別マニュアルに従う

すぐに対応

後日報告

保健室 (シオン館 1 階)

平日 8:40~17:00

内線 3930 または 3931

外線 0294 (53) 9040, 9405 (直通)

学務部学生課 (11 号館 1 階)

平日 8:40~19:20

内線 2302 または 2303

外線 0294 (53) 9022, 9023 (直通)

学園代表 0294 (52) 3215

対応者または発見者は

- 必要に応じて AED、救急車要請 119 通報
- 応急手当を行う
- 静かな場所 (保健室など) で休養する
- 話を聴く
- 必要に応じて 担当者、保護者を呼ぶ
- 必要に応じて 病院受診を行う

後日報告

まずは  
学務部学生課  
に報告

関係部署との連携

救急車要請時  
守衛室 (正門前)

内線 1510 外線 0294 (52) 3215

## Ⅶ 学生が安全に動けるよう見守ってください

障がいのある学生達は、杖、歩行器、車椅子等を用い、自力で移動したいと思っています。しかし施設にはバリアが多く「転倒するのではないか」と不安も感じています。

教職員は、学生が移動する様子を見守ってください。転倒の危険を感じたら、声をかけたり、手伝ったりしてください。

2017年度に20余名のボランティア学生とバリアフリー調査を行い、見守っていただきたい観点を抽出しました。

### 1 扉を開けづらい



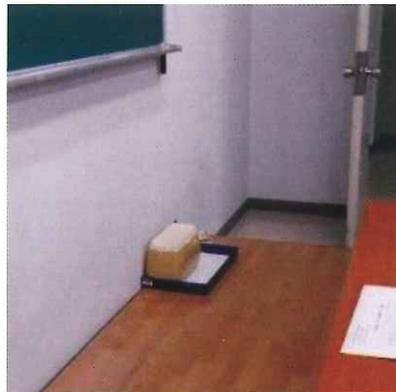
### 2 段差がある、段差の縁を判断しづらい



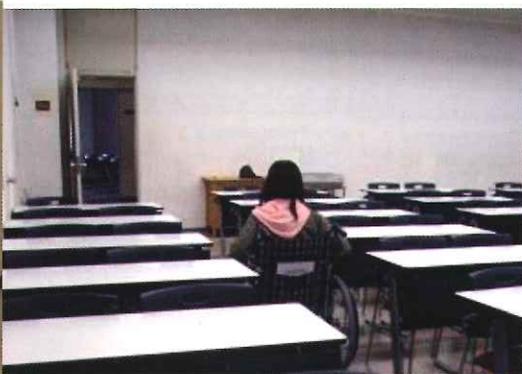
### 3 気づきにくい段差や勾配がある



4 壁際に障害物がある

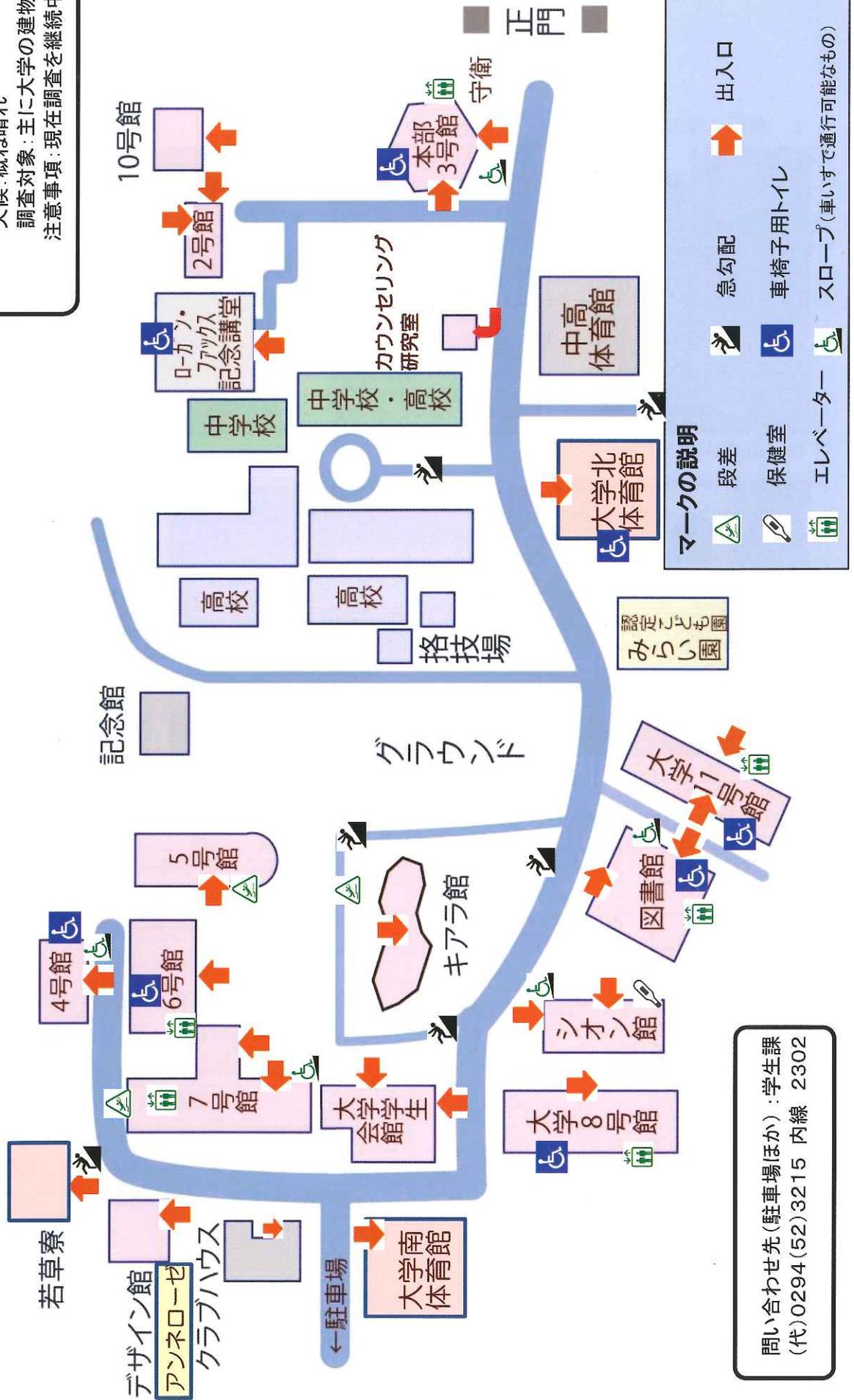


5 通路が狭い



Ⅷ 茨城キリスト教大学バリアフリーマップ

調査日：2017年10月30日～11月8日  
 天候：概ね晴れ  
 調査対象：主に大学の建物  
 注意事項：現在調査を継続中



問い合わせ先(駐車場ほか)：学生課  
 (代)0294(52)3215 内線 2302

「障がいのある学生に対する修学支援」  
～教職員のためのガイド（第2版）～

発行日 2017年4月18日 初版発行  
2018年4月1日 第2版発行  
編集 障がい学生修学支援プロジェクト  
発行 茨城キリスト教大学  
茨城県日立市大みか町6-11-1  
電話 0294-52-3215（代表）



## 茨城キリスト教大学図書館利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学（以下「本学」）学則に基づき茨城キリスト教大学図書館（以下「本館」）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用資格)

第2条 図書館を利用することのできる者（以下「利用者」）は、次のとおりとする。

(イ) 本学の学生及び卒業生、大学院生及び修了生

(ロ) 本学園の教職員及び旧教職員

(ハ) 本学の当該年度研究生、科目等履修生、一般聴講生、公開講座受講生、特別聴講生

(ニ) 大学保護者及び認定子ども園みらい・認定こども園せいじ園の保護者

(ホ) 本学園高等学校・中学校の生徒

(ヘ) 18歳以上の茨城県居住者及び隣接県居住者で利用を許可された者。利用を許可された者には、1年間有効の「利用証」を発行する。ただし、利用料として年額1,000円を納付するものとする。

(ト) 特に図書館長が許可した者

### (開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。但し、図書館長が必要と認めるときは、開館時間の変更をすることができる。また、学則の規程による休業日の開館については、その都度提示する。

月曜日 ～ 金曜日 午前8時30分から午後8時30分まで

土曜日 午前9時から午後5時まで

### (館内の閲覧)

第4条 本館は開架方式を採用しているため、利用者は直接図書を取り出し閲覧することができる。利用の終わった図書は元の場所または返却台に戻しておくこと。（ただし、大学10号館書庫に所蔵されている図書については貸出申込の翌日渡しとなる。）

### (館外貸出)

第5条 利用者は、所定の手続きにより資料の貸出を受けることができる。

2 図書の貸出冊数と貸出期間は、原則として次のとおりとし、学則の規程による休業期間中については、その都度提示する。なお、図書館長が必要と認めるときには変更することができる。

本学の学部学生 8冊まで 2週間

本学の大学院生 15冊まで 4週間

教職員 30冊まで 3ヶ月間

保護者 3冊まで 2週間

本学園高等学校・中学校生徒

3冊まで 2週間  
その他の利用者 5冊まで 2週間

なお、学業優秀賞・外国語優秀賞を授与された本学の学部学生は、大学院生と同一条件で貸出を受けることができる。

3 学部学生の論文作成のための貸出については、3冊まで4週間とし、前項の貸出冊数の範囲外とする。

4 参考図書、その他図書館長が指定した資料は貸出すことができない。

5 雑誌（最新号と製本されたものを除く）の貸出は、3冊までとし貸出期間を2週間とする。これは図書の貸出冊数には含めない。

6 指定図書（教員が授業のために指定した図書）の貸出は、貸出期間を2週間とする。

7 学生で期限を越えて資料の貸出を希望する者は、その資料の閲覧を希望する者が他にいない場合に限り、更新の手続きをすることで学部学生は連続4週間、大学院生は連続8週間を限度として再び貸出が認められる。ただし、学則の規程による休業期間中の貸出のあとの更新は、原則としてこれを認めない。

8 希望資料が貸出されている場合は、貸出を予約することができる。

9 返却期限に遅れた者に対し、一定期間の貸出を停止することがある。

（視聴覚資料の利用）

第6条 視聴覚資料を利用できる者は、第2条(イ)(ロ)(ハ)(ト)に定めた者に限る。

2 視聴覚資料は、AVライブラリー内に限り利用することができる。ただし、授業等の理由で館外貸出を必要とする場合は、事前に図書館長の許可を得るものとする。

（資料の購入希望）

第7条 利用者は、所定の用紙によって資料購入の希望を申出ることができる。

（他の機関に属する図書館の利用）

第8条 他の機関に属する図書館が所蔵する資料の利用を希望する者は、本館の定める手続により申込をすることができる。

（図書館資料の複写）

第9条 図書館資料の複写については、著作権法の許容する範囲内に限定される。

（規律および罰則）

第10条 館内では快適な利用環境を保持するため、常に静粛にし、周囲の妨げになるような行為をしてはならない。

第11条 下記の行為に対しては、閲覧停止、館外退去の罰則が適用されることがある。

(イ) 資料を汚損、切り取り、書き込み等を行なった場合

(ロ) 所定の場所以外に、資料を放置・隠蔽した場合

(ハ) 飲食・喫煙した場合

(ニ) その他、図書館規程に違反し、係員の指示に従わない場合

（弁償の責任）

第12条 利用者は、施設、設備、機器等を破損し、又は資料を紛失もしくは破損・汚損した場合は、直ちに届け出て弁償しなければならない。

(規程の改定)

第13条 この規程の改定は、図書館運営委員会の議を経て行い、合同教授会に報告することとする。

附 則

1 この規程は、2003年4月1日から施行する。

【文学部】これにともない茨城キリスト教大学(文学部)利用規程を廃止する。

【生活科学部、短期大学部】これにともない茨城キリスト教大学(学園中央)利用規程および茨城キリスト教大学図書館(学園中央)地域住民の図書館利用に関する規程を廃止する。

2 この規程は、2003年5月6日から施行する。

【今回の改定により、第2条(ハ)より「ゆうゆうカレッジ生」、「ウイメンズ・ライフロング・カレッジ生」の表現を削除した。】

3 この規程は、2009年4月1日から施行する。

4 この規程は、2010年4月1日から施行する。

5 この規程は、2013年5月1日から施行する。

## 両専攻における設置科目の関係

心理学専攻（新専攻）		教育学専攻（旧専攻）	備考 <sup>*)</sup>
心理 教育 科目	教育方法学特論	教育方法学特論	移 行
	教授学習心理学特論	教授学習心理学特論	
	教授学習心理学演習	教授学習心理学演習	
	発達心理学特論	発達心理学特論	
	発達心理学演習	発達心理学演習	
	特別支援教育特論	特別支援教育C	
	心理教育課題研究 I / II / III / IV	教育心理学課題研究 I / II / III / IV	
心理 実践 科目	臨床心理学特論	臨床心理学特論	移 行
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	臨床心理学演習	名称変更
	福祉分野に関する理論と支援の展開	児童福祉研究 I	
		児童福祉研究 II	
	教育分野に関する理論と支援の展開	学校カウンセリング演習	移 行
	学校カウンセリング特論	学校カウンセリング特論	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		新規設置
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開		
	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理検査法演習	名称変更
	心理支援に関する理論と実践 I	カウンセリング特論	
	心理支援に関する理論と実践 II	カウンセリング演習	
	家族関係・集団・地域社会における 心理支援に関する理論と実践		新規設置
	心の健康教育に関する理論と実践		
心理実践課題研究 I / II / III / IV	臨床教育課題研究 I / II / III / IV	名称変更	
実 習 科 目	心理実践実習 I	カウンセリング実習 I	名称変更
	心理実践実習 II	カウンセリング実習 II	
	心理実践実習 III		

備考<sup>\*)</sup>

移 行：教育学専攻科目をそのまま引き継いだもの（ただし、授業科目名称、授業形態と単位数については一致しないものを含む）

名称変更：教育学専攻科目を公認心理師法に基づき名称変更の上、引き継いだもの（ただし、授業科目名称、授業形態と単位数については一致しないものを含む）

新規設置：心理学専攻設置に伴い、新たに設けたもの

## 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程

### (目的)

第1条 大学は、その建学の精神を問い直し、明確にし、それに基づいた大学の教育・研究・運営が適切になされているかどうかを点検・評価し、大学の絶えざる向上と活性化をはからねばならない。

### (茨城キリスト教大学自己点検・評価運営委員会の役割と構成)

第2条 大学の上述の目的を実現するために、本学に「茨城キリスト教大学自己点検・評価運営委員会」(以下「運営委員会」と称する)を設置する。

2 運営委員会は本大学の建学の精神・教育・研究・運営全般に関する点検・評価の責任を負う。

3 運営委員会は大学運営の責任を負う大学運営会議メンバー、ならびに各学科主任をもって構成し、学長が委員長となる。

4 運営委員会の事務担当は各学部の庶務課とし、事務長が統括する。

### (基本事項検討委員会の役割と構成)

第3条 運営委員会は上記の目的を遂行するためにまず「基本事項検討委員会」を設置する。

2 基本事項検討委員会は自己点検・評価すべき基本的事項を洗い直し整理し、運営委員会に提案する。

3 基本事項検討委員会は運営委員会が推薦する若干名をもって構成し、学長が委員長となる。

### (実施委員会の役割と構成)

第4条 運営委員会は基本事項検討委員会からの提案に基づき、各事項に従い「実施委員会」を設置する。

2 実施委員会は点検項目をまず検討し、ついで各項目ごとのデータの収集、分析等を通して点検・評価を行い、報告書を作成し、運営委員会に提出する。

3 実施委員会は、自己点検・評価すべき基本的事項が教学部門に関するものにあつては、教務委員会・学生委員会・入試広報委員会等の常設委員会がこれを兼務するものとする。但し、それ以外の基本的事項に関する実施委員会は、1名の学部長、事務長、各学部庶務課職員がこれを構成するものとする。

### (最終報告書の作成)

第5条 運営委員会は各実施委員会から提出された報告書を検討し、「自己点検・評価報告書」を草案し、基本事項検討委員会及び実施委員会の検討に付す。

2 運営委員会は必要に応じて、理事会、教授会に中間報告し、意見を聞きまた了解を得ることがある。

3 上述の検討をふまえて運営委員会は、「茨城キリスト教大学自己点検・評価」の最終報告書を作成し、全教職員に対して大学改革・改善の提言を行う。

(最終報告書の公表)

第6条 運営委員会は最終報告書を理事会に報告し了解を得る。

2 最終報告書は「茨城キリスト教大学白書」として公刊し、各関係機関に配布する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、教授会の議を経てこれを行う。

附 則

1 本規程は、平成7年4月1日より施行する。

2 本規程は、1996年4月1日より施行する。

3 本規程は、1998年4月1日より施行する。

4 本規程は、2006年4月1日より施行する。

5 本規程は、2012年4月1日より施行する。

## 茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則

### (目的)

第1条 この規則は茨城キリスト教大学大学院学則第34条に規定された大学院研究科会議の運営について定めることを目的とする。

### (各研究科会議と合同研究科会議)

第2条 大学院研究科会議は、各研究科会議と合同研究科会議とする。

2 各研究科会議は、文学研究科会議、生活科学研究科会議、看護学研究科会議とし、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める研究指導教員と研究指導補助教員によって構成される。

3 前項の規定にかかわらず、大学院学則第35条の(1)に規定される「研究科担当教員の審査に関する事項」の審議に関しては、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める指導教員資格を持つ構成員が行う。

4 合同研究科会議は、学長および第2項に規定される全研究科会議の構成員によって構成される。

### (招集)

第3条 各研究科会議は、当該研究科長がこれを招集する。

2 研究科長は研究科会議構成員の2分の1以上の者から請求のあったときは、これを招集しなければならない。

3 各研究科長は当該研究科会議における審議に際し、特に教育課程改定に関する議案を扱う場合には、その原案について学務部学務課と事前の調整を行うとともに、研究科会議に学務部長またはその代理者を列席させ、審議に資する説明・助言を得るものとする。

4 前項に準じ、運営にあたって事務職員との連携を要する議案を審議するに際しては、当該研究科長は関係部署長を列席させることに努めるものとする。

第4条 合同研究科会議は、学長がこれを招集する。

2 学長または各研究科長は、研究科会議構成員の4分の1以上の者から請求のあったときには、合同研究科会議を招集しなければならない。

### (定例会と臨時会)

第5条 各研究科会議は定例会と臨時会とする。

2 定例会は8月を除き原則として毎月1回これを招集しなければならない。

3 臨時会は必要のある場合においてこれを招集する。

4 合同研究科会議は必要のある場合においてこれを招集する。

### (議長)

第6条 各研究科会議の議長は、研究科長とする。

2 研究科長に事故のあるときは、専攻運営委員2名のうちいずれかが、その互選により議長を努める。

第7条 合同研究科会議の議長は、学長とする。

2 学長に事故があるときは、副学長および各研究科長のうちいずれかが、その互選により議長を務める。

(議案の提出権)

第8条 学長および研究科長は議案を提出することができる。

2 研究科会議の構成員は構成員総数の8分の1以上の賛成を得なければ議案を提出することができない。

(定足数)

第9条 研究科会議は構成員総数の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、委任状は出席数に算入することができる。

(動議)

第10条 すべての動議は1人以上の賛成者を得なければ議題にすることはできない。

(表決)

第11条 議案は現に出席する者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は議決に加わる権利を有しない。

3 議長は必要と認めたときは記名または無記名の投票によって表決をとることができる。

(会議録)

第12条 議長は事務長またはその代行者をして会議録を調整し、会議の次第および出席者の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には議長が署名するものとする。

(改正)

第13条 本規則の改正は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規則は、1996年4月1日から施行する。

2 この規則は、1998年4月1日から施行する。

3 本規則は、2011年4月1日より施行する。

4 本規則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

5 本規則は、2018(平成30)年7月1日から施行する。

## 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程

(目的)

第1条 茨城キリスト教大学授業改善委員会（以下、委員会）は、本学で実施される全授業の内容および指導方法の向上を目的とし、学長直属の機関として設置される。

(委員の選出と任期)

第2条 各学科はそれぞれ1名の委員を選出する。

2 各学科から選出される委員の他に、学長は本学教授会構成員もしくは非構成員より委員を任命することができる。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員長は、学長が委員の中から指名する。

(委員会の職務)

第3条 委員会は第1条の目的を遂行するために以下の職務を行う。

1) 学生による授業評価の実施

2) 各学科による授業改善活動の支援および点検

3) 各学科で実施される授業の内容および指導方法等に関する提言

4) 各学科による授業改善活動についての各学部長および学長への報告

5) 学長が第1条の目的のために委嘱する事項

(委員会の開催)

第4条 委員長は第3条に規定される職務を遂行するため、必要に応じて委員会を開催しなければならない。

(所管事務部署)

第5条 第3条に規定される職務を遂行するための予算は、毎年度各学部庶務課予算として計上し、その管理・執行責任者は事務部長（または事務次長）とする。

2 事務部長（または事務次長）は、学務課長および学務部職員との連携の下、委員会の事務的業務を円滑に遂行する。

(規程の改定)

第6条 本規程の改定は合同教授会の議を経て行う。

附 則

1 本規程は、2008年4月1日より施行する。

2 本規程は、2012年4月1日より施行する。

3 本規程は、2018（平成30）年7月1日より施行する。

## 茨城キリスト教大学大学院納付金の特例扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第29条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入学金の減額)

第2条 茨城キリスト教大学卒業生にかかる入学金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める入学金の2分の1とする。

(大学院留年生納付金)

第3条 大学院で修業年限内に所定の単位を修得できない留年生の納付金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1のほか、1単位当たり34,000円×修了要件に対する不足単位数（生活科学研究科及び看護学研究科の特別研究の単位を除く）を加算した額とする。

2 前項の上限は、年間授業料の2分の1とする。

3 前期末修了を希望する場合の納付金も上記金額と同額とする。

(文学研究科論文専修生納付金)

第4条 文学研究科で修了要件の単位を修得し、学位論文審査で不合格となり学則第5条2項に定める在学期間の範囲で引き続き在学する者（以下「文学研究科論文専修生」という。）の納付金は、年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1とする。

2 前期末修了を希望する文学研究科論文専修生の納付金も上記金額と同額とする。

(改定)

第5条 本規定の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日に在籍する学生から適用施行する。

2 この規程は、2016年4月1日から施行する。

3 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

## 茨城キリスト教大学授業料減免規程

### (目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学学則第39条、第40条、および大学院学則第30条に基づき、経済的理由により修学が困難な学生および大学院生に対し、授業料を減免して学業を継続させることを目的とする。

2 私費外国人留学生の授業料減免規程は別に定める。

### (資格)

第2条 この規程により授業料を減免される者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 授業料の支弁が困難であること。

(2) 学業成績が良好であること。

(3) 学業継続の意志が固いこと。

### (減免の額)

第3条 減免の額は、当該年度の授業料半期分相当額とする。

2 この規程以外の授業料減免または給付制の奨学金を受けている者は、原則として除外する。

### (申請手続き)

第4条 この規程による授業料の減免を希望する者は、次にあげる必要書類を所定の期日までに、学務部に提出しなければならない。

(1) 所定の申請書

(2) 家庭の所得を証明するもの

(3) その他大学が必要と認めた書類

### (選考および決定)

第5条 この規程により授業料を減免される者の選考は、学生委員会の審査を経て、学長がこれを決定する。

### (取消および返還)

第6条 この規程により授業料の減免を認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消し、減免された額の一部または全額の返還を求められることができる。

(1) 学則による退学・停学の処分を受けたとき。

(2) 申請書など提出書類に虚偽が認められたとき。

### (所管部署)

第7条 この減免制度の運営に関する事務は、学務部が取り扱うものとする。

### (細則)

第8条 この規程の細則は、別に定める。

### (改定)

第9条 この規程の改定は、学生委員会および合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。

### 附 則

1 この規程は2000年1月17日から施行する。

2 この規程は2012年4月1日から施行する。

3 この規程は2014年4月1日から施行する。

4 この規程は2019年4月1日から施行する。

## 茨城キリスト教大学大学生奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、IC グローバル人材育成奨学基金規程第2条第3項に基づき、経済的支援を必要とする学生および大学院生に対し、奨学金を支給することを目的とする。

(資格)

第2条 この規程により奨学金を支給される者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 授業料の支弁が困難であること。
- (2) 学業成績が良好であること。
- (3) 学業継続の意志が固いこと。
- (4) 上記要件を備え、茨城キリスト教大学授業料減免（以下、「授業料減免」という。）の申請をした者。

(奨学金の額および支給対象者数)

第3条 毎年度の奨学金の額は、IC グローバル人材育成奨学基金規程第3条第2項に基づき常任理事会にて決定した配分額を奨学金総額とし、一人当たりの支給額および支給対象者数は学生委員会の議を経て学長が決定する。

2 この規程以外の授業料減免または給付制の奨学金を受けている者は、原則として除外する。

(申請手続き)

第4条 この規程による奨学金を希望する者は、次に挙げる必要書類を学務部に提出することとする。ただし、授業料減免の申請をすることが要件であることから、授業料減免申請の際に提出した書類をもって充てる。

- (1) 所定の申請書
- (2) 家庭の所得を証明するもの
- (3) その他大学が必要と認めた書類

(選考および決定)

第5条 この規程により奨学金を支給される者の選考は、学生委員会の審査を経て、学長がこれを決定する。

(取消および返還)

第6条 この規程により奨学金の支給を認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金支給対象を取り消し、支給額の一部または全額の返還を求めることができる。

- (1) 学則による退学・停学の処分を受けたとき。
- (2) 申請書など提出書類に虚偽が認められたとき。

(所管部署)

第7条 この奨学金支給制度の運営に関する事務は、学務部が取り扱うものとする。

(細則)

第8条 この規程の細則は、別に定める。

(改定)

第9条 この規程の改定は、学生委員会および合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

1 この規程は2019年4月1日から施行する。

ただし、2019年度については、2018年度末に授業料減免を申請した学生を対象として、本規程に則り募集および審査を行う。

## 目次

1	学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	1
1)	学生確保の見通し	1
2)	学生確保に向けた具体的な取組状況	3
3)	人材需要の動向等社会の要請	3
資料 1	本学大学院文学研究科教育学専攻過去 5 年間の志願者動向	
資料 2	人文科学系心理学研究科過去 5 年間の志願者動向	
資料 3	大学院に関する調査(用紙)	
資料 4	大学院に関する調査(結果)	
資料 5	茨城キリスト教大学大学院納付金の特例扱いに関する規程	
資料 6	茨城キリスト教大学授業料減免規程	
資料 7	茨城キリスト教大学大学生奨学金規程	

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### 1) 学生確保の見通し

##### (1) 定員充足の見込み

新設する生活科学研究科心理学専攻の入学定員は5人とし、収容定員10人とする。基礎となる文学研究科教育学専攻（平成32年度募集停止）の入学定員は10人、収容定員20人であったが、過去5年間の入学志願状況（資料1）を鑑み、入学定員5人が妥当であると判断した。また、本学の教育の特徴である少人数教育を実践するためにも、このような入学定員を設定した。

日本私立学校振興・共済事業団が毎年度発行している「私立大学・短期大学等入学志願動向」における「主な研究科別の志願者・入学者動向（大学院）」によれば、「人文科学系心理学研究科」の過去5年間の志願者動向（資料2）の志願者倍率は、おおむね2倍台の水準で推移している。修士課程全体（総数）の志願者倍率と比較しても高い水準であることから、修士課程を志願する者において、「心理学」分野への関心および必要性は高いと判断できる。

さらに、心理学専攻開設予定の令和2(2020)年以降に卒業する予定の本学生活科学部心理福祉学科に在籍する学生（1～3年次）および平成31年4月に同学科に入学予定の者を対象に調査（資料3）を実施した結果、「本学に大学院『心理学専攻』設置が認められた場合、公認心理師になるために、あなたは進学を希望しますか」という設問に対し、調査対象となったいずれの年次学生および入学予定者においても入学定員の5人を上回る学生が「進学したい」または「機会があれば進学したい」と回答している（資料4）。なお、生活科学部心理福祉学科では、公認心理師をはじめとする心理専門職従事者の養成教育とともに社会福祉士の養成も行っている。現役学生の社会福祉士国家試験合格率が90%（2018年度）を誇る養成教育の実績から、同学科（定員60名）の在学者の中には、社会福祉士となることに対して高い動機をもつ者も多く含まれている。このような中で示された25%が本学大学院進学希望という結果は、定員充足に関して高い実現可能性を示しているものと考えられる。以上のことから、心理学専攻においては長期的かつ安定的に学生を確保できると考えられる。

##### (2) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

心理学専攻を設置するにあたり、定員充足の可能性を検討するため本学生活科学部心理福祉学科の1年次から3年次に在籍する学生及び平成31(2019)年4月に生活科学部心理福祉学科への入学予定者を対象に以下の方法でアンケート調査を実施した。

①調査期間：平成31(2019)年1月～2月

②調査対象：本学生活科学部心理福祉学科に在籍する1年次～3年次の学生及び平成31年4月に入学予定の者の計284名

③調査方法：集合調査

④有効回答数：202 件（回収率 71%）

⑤結果：学問分野への関心を「あなたは心理学に興味がありますか」との問いをもって尋ねたところ、81%（163 人）が「大変興味がある」または「興味がある」と回答している。先述したように、心理福祉学科在学生および進学希望者の中には、福祉分野への興味関心を持って、将来は社会福祉士になることをめざす者も多く含まれている。そのような中であって 8 割の学生が心理学への興味関心の高さを示す結果となった。また、「あなたは将来、心理学の学びを活かした職業に就くことに興味がありますか」の問いに対しては、「大変興味がある」または「興味がある」と回答した者は 47%（95 人）であった。心理学への興味関心の高さには及ばないものの、職業として心理領域を考えている者も半数近くを占めていることが明らかになった。

心理に関する初の国家資格であり、今後、その資格を持つことが心理職への従事にあたって必須となることも想定される公認心理師については、平成 29(2017)年の法の施行より間もない段階であるにも関わらず 80%（161 人）が認知していることが明らかになった。

さらに、公認心理師の資格取得にあたっては、大学院修士課程への進学が基本となることを示した上で大学院への進学意欲について尋ねたところ、興味を持つ者は 40%（83 人）であった。その理由として「心理学に関する専門的な知識や技術を得たい」（60%、50 人）「公認心理師などの専門資格を取得したい」（52%、43 人）「心理学を活かした職業に就きたい」（48%、40 人）の割合が高くなっている。一方、「あまり興味がない」と回答した者は 59%（119 人）であった。その理由として最も高かったのが「学費等の経済的不安がある」（63%、75 人）であった。その他、「心理学分野以外の就職や進学を希望している」（31%、37 人）、「必要性を感じない」（29%、34 人）などの理由が上位を占めた。授業料減免制度をはじめ進学者に対する各種支援制度についての情報の周知を通して経済的不安の払拭を図ることによって大学院進学希望者の数はさらに高まることが推測できる。

「本学に大学院『心理学専攻』設置が認められた場合、あなたは進学を希望しますか」との問いに対して「進学したい」、「機会があれば進学したい」のいずれかに回答した割合は、約 2 割（25%、51 人）であった。心理学専攻の基礎学部学科となる生活科学部心理福祉学科の 1 学年の定員 60 名で考えると、毎年 14 名以上が心理学専攻の志願者となる可能性を持っていることになる（資料 4）。

本調査から明らかになった、心理学を学び獲得した専門性をもって心理職に従事することに強い意欲と動機もつ者が一定数みられるという結果をもって、心理学専攻においては長期的かつ安定的に学生を確保できると考えられる。

### （3）学生納付金の設定の考え方

生活科学研究科心理学専攻の学生納付金は、入学金 200,000 円、授業料(年額)615,000

円、設備拡充費 90,000 円の合計 905,000 円と設定している。既存の生活科学研究科食物科学専攻の学生納付金は、入学金 200,000 円、授業料（年額）615,000 円、設備拡充費 150,000 円の 965,000 円である。入学金・授業料は同額とし、設備充実費については、授業方法、教育研究で使用する実験設備等の違いによって別額の設定となっている。同分野をもつ近隣大学の常磐大学大学院人間科学研究科（修士課程）人間科学専攻の初年度学生納付金の合計は 840,000 円（平成 31 年度入学生）となっており、本学の方が高額となっているが、本学学部卒業生については、入学金が半額となる「茨城キリスト教大学大学院納付金の特例扱いに関する規程」（資料 5）をはじめ「茨城キリスト教大学授業料減免制度」（資料 6）、さらには寄附を原資とした「茨城キリスト教大学大学生奨学金」（資料 7）制度が設けられている。これらの制度を利用することにより、大学院生の学納金納入に伴う経済的負担の軽減を図る。

## 2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

心理学専攻における教育の目的が、心理に関する高度専門職従事者の養成にあり、その具体として国が定める公認心理師養成教育指針に基づいたカリキュラム編成を導入していることから、学生確保に向けては、まず、公認心理師資格取得との積極的な関連付けを行う。具体的には、学内外者の背景の違いを踏まえ、次のような取り組みを行う。

まず学内における取組については、学部入学年次に全学生に配布される在学期間中の学修の詳細について記した「履修要覧」の中に公認心理師資格取得に関する項目を設け、その詳細について記す。また、各年度開始時には、学科別「履修ガイダンス」とともに、資格取得希望者を対象にした「資格別ガイダンス」を開催し、公認心理師に関する最新の情報とともに各学年の応じて求められる履修内容に関するガイダンスを行い、資格取得をめざして心理学専攻に進学する上で必須となる学士段階における指定科目の確実な修得を支援する。また、主として 3、4 年次生を対象に専攻が主催し、「大学院進学説明会」を複数回実施する。さらに年間 6 回開催しているオープンキャンパスのうち、複数回において大学院個別進学相談ブースを設置し、進学希望者に対し、個別対応を基本とした説明および相談会を行う。

一方、学外向けには、広く社会一般へ心理学専攻についての認知度を高めるために、学生募集用パンフレット、同窓会誌、官民の広告・広報誌等の紙媒体による情報配布をはじめ、ホームページ等の電子媒体を利用した広報活動を行う。

さらに、心理学専攻の開設を記念する講演会等を通じて、新専攻の開設とともにそれがめざすところを地域市民、教育学専攻修了者をはじめとする本学卒業生および修了生に周知する機会を通して専攻への親和性を高めることにより学生確保につなげる。

## 3) 人材需要の動向等社会の要請

### (1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学生活科学研究科心理学専攻では、キリスト教を教育の基本方針とする建学の理念に

基づき、心理学の分野における精深な学識と実践力を授けることを通して、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成をめざす。あわせて、心理に関する高度専門職業人として、保健医療、教育、福祉分野をはじめとするさまざまな対人支援の場において多職種並びに多機関と連携して、地域市民の心の健康の保持増進に貢献する実践者を養成することを目的とする。

同専攻修了者には、心理に関する国家資格である公認心理師資格をもって、病院・クリニックや緩和ケア、特別支援教育を含む各種学校、適応指導教室、学生相談室、障害児・者や高齢者支援施設、地域包括支援センター、児童相談所、少年院、刑務所、家庭裁判所、さらには市役所・役場、保健所、保健センター、各種研究機関、民間企業等、極めて多岐に渡る領域分野において心理に関する専門知識並びに技術と倫理観をもってチームとして対人支援にかかわる有為な人材として活躍することが期待される。

心理学専攻では、その前身となる大学院文学研究科教育学専攻が平成7（1995）年の開設以来、教育研究上の特色としてきた少人数教育による学生と教員の協同学習と主体性の育成を重視するとともに、本学が半世紀に渡って行ってきたカウンセリングに関する実践と研究の拠点であるカウンセリング子育て支援センター（旧カウンセリング研究所）を主要な教育資源のひとつとすることによって、心理に関する優れた実践応用力の獲得に重きを置いた人材を育成し、その輩出をもって本学が地域社会の発展に、より積極的に貢献していくことを実現する。

## （2）地域社会における人材需要の動向等

人間の健やかな発達や心の健康をめぐる数多くの課題が山積する現代社会では、これら心理社会的問題の解決に資する人材とともにその専門性の確保が喫緊の課題となっている。その課題達成の一環として設けられたのが、我が国において心理に関する初となる国家資格である公認心理師である。本学が位置する茨城県北部地域において心理に関する専門職従事者を養成する高等教育機関はいまだ存在しない。本学が、公認心理師資格に象徴される心理に関する知識、技術並びに倫理観をもって対人支援に臨む人材育成の場となることは、社会的ニーズとともに地域的要請にも応えるものである。

本学のある日立市は、古くから工都とも称され、日立製作所とその研究所、関連企業群が、さらに隣接する東海村には、原子力関連施設並びに事業所、それらに関連する企業が数多く存在する。研究職従事者やその家族として茨城県外はもとより国外からの移住者も多く、職場における安全衛生管理の一環としてのメンタルヘルス対策の推進とともに地域社会とのつながりが乏しい転入者とその家族に対する子育てや心理的支援の要請が高いという地域的特性がある。

本学カウンセリング子育て支援センターにおいても、日本語以外の言語によるカウンセリングの実施をはじめ、特に近年では子育て支援をめぐるさまざまなニーズに対応した活動要請が増加している。例えば、同センターが開催している本学心理系教員らがファシリテーターとなって実施している3歳未満の子どもをもつ親を対象にした子育て支援プログラ

ムには、毎回、日立市内をはじめ東海村を含む近隣市町村から定員を上回る応募や問い合わせ、さらには継続参加の希望が寄せられている。

児童虐待の予防にもつながる子育て支援策の充実、本学が位置する茨城県全域に共通する重要課題のひとつである。他の都道府県と同様に、近年、茨城県においても児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加の一途を辿っている。特に 0 歳から就学前までの乳幼児のいる家庭における深刻化したニーズへの支援策の充実が求められている。効果的な子育て支援は、「母親がバギーで移動できる範囲」での実施とも言われる。より身近な地域社会において、子どもの健全育成を支え、児童虐待の発生を未然に防ぐ家族に対するきめ細やかな体制の整備とともにその人材の確保が必要とされており、今後、心理専門職に寄せられる期待と需要は、さらに増すものと考えられる。

また平成 26 (2014) 年の労働安全衛生法の改正に伴い導入されたストレスチェック制度の結果を受けて、カウンセリングをはじめ職場における心理教育や復職支援プログラムの立案と実施に関する需要も増えている。厚生労働省がとりまとめた「平成 29 年労働安全衛生調査 (実態調査)」によれば、勤労者の 6 割が現在の仕事や職業生活に関して強いストレスを感じている。過重労働やストレスによる精神疾患の発症は、労働者の休職や離職のリスクとともに自殺や過労死などを発生させる危険がある。企業におけるストレス対策の推進は、安全配慮義務、健全な生産性の維持、リスクマネジメント等の観点からも極めて重要な課題である。加えて、平成 28 (2016) 年の障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 (2018) 年からは精神障害者を含めて障害者法定雇用率を算定することになったことによって、より多様化したニーズへの対応とともに職場における障害理解や人事的支援の必要性が増している。このようなことから、EAP(employee assistance program: 従業員支援プログラム)への参画を一例に、労働・産業領域においても「働き方改革」の促進やメンタルヘルス支援を担う心理専門職への需要がさらに高まるものと考えられる。

加えて、ひきこもり、精神疾患、自殺未遂など生きることへのリスク要因を抱える方やその家族への支援としてアウトリーチによる問題の深刻化を予防する取り組みにおいて心理専門職に寄せられる期待にも極めて大きなものがある。平成 28 (2016) 年の「自殺対策基本法」の改正に伴い、市町村区の役割として「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、どこにおいても誰であっても等しく「生きることの包括的な支援」を受けることができる対策と計画を定めることになった。日立市においても、現在、令和 2(2020) 年度を初年度とする自殺対策計画の策定にむけた取り組みが進められおり、「包括的支援」という名にふさわしい、多岐に渡る分野が連携した総合的対策が検討されている。これらの取り組みにおいても心の健康教育やストレスマネジメントに精通した心理専門職が重要な役割を担うことが期待されている。小学校、中学校、高等学校において進められている「いのちの教育」や「SOS の出し方に関する教育」、いじめの防止にかかわる支援をはじめ自死・自殺の発生を防ぐ「ゲートキーパー養成講座」、さらには、自死・自殺者の多くが生前にお

ける精神疾患とともに薬物乱用（アルコール等への依存を含む）へ罹患が推定されるとの調査結果から保健医療機関や産業機関と積極的に連携したアウトリーチ手法に基づいた取り組み等、多岐に渡る対応と対策が求められている。これらの取り組みと活動においても心理に関する広汎な知識と技能を有する専門職従事者の活躍が期待されている。

以上のように、心理専門職従事者に寄せられる社会的期待とともに企業、関連機関等から寄せられる需要は極めて高く、その傾向は今後も継続するものと考えられる。

資料1：本学大学院文学研究科教育学専攻過去5年間の志願者動向

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入学定員	10	10	10	10	10
志願者数	4	2	1	0	1

資料2：人文科学系心理学研究科過去5年間の志願者動向

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
定員	404	407	407	407	397
志願者数	841	774	844	917	799
志願倍率	2.08	1.90	2.07	2.25	2.01
入学者数	283	255	281	270	232
充足率	70.05	62.65	69.04	66.34	58.44
総定員	41,987	41,691	41,419	41,316	41,370
総志願者数	52,513	51,094	50,065	53,667	56,154
志願倍率	1.25	1.23	1.21	1.30	1.36

出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」

生活科学部心理福祉学科のみなさん  
同学科入学前教育プログラム参加者のみなさん

## 大学院に関する調査へのご協力をお願い

この調査は、みなさんが希望する学びについての詳しい専門分野や大学卒業後の進路についてお尋ねするものです。

現在、茨城キリスト教大学では、2020年春の開設をめざして大学院修士課程生活科学研究科「心理学専攻」(仮称)の設置を予定しています。「心理学専攻」では、心理福祉学科で得た心理学に関する知識や技術をさらに深め、実践的、応用的な力をもって、将来、地域社会に貢献する人材を育成することを目的としています。

みなさんの思いに応える、よりよい大学院「心理学専攻」の開設をめざしたいと考えています。そのためにも、どうぞ、みなさんの率直なご意見をお聞かせ下さい。

回答いただいたデータは、統計的に処理されます。この調査によって、個人が特定されることやみなさんの成績や評価に影響があることは、決してありません。安心してお答え下さい。なお、答えにくい質問等については、無理にお答えいただかなくても構いません。アンケートの答えに要する時間は、5分ほどです。

この調査の結果は、大学ホームページ等で報告させていただきます(2019年6月予定)。

お問い合わせ先およびWebサイト先

① 調査の実施や分析・結果について:

茨城キリスト教学園企画調査室 担当:五十嵐・荒木

メールアドレス:kikaku@icc.ac.jp

Webサイトアドレス:大学ホームページ <https://www.icc.ac.jp/>

② 公認心理師や新設大学院について:

茨城キリスト教大学生生活科学部心理福祉学科 担当:望月 珠美

メールアドレス:[m-tamami@icc.ac.jp](mailto:m-tamami@icc.ac.jp)

この表紙のページは、各自お持ち帰りください。

**Q1. あなた自身のことについて教えてください。**

学年など： 生活科学部心理福祉学科( )年次 入学前

性別など： 女性 男性  ( ) 答えたくない

**Q2. 心理福祉学科における学びと就職に関するあなたの考えを教えてください。**

1. 現在、あなたが学んでいる、あるいは、今後、学びたいと思う主な学問分野を教えてください。(あてはまるもの1つにチェック)

心理学 社会福祉学 心理学と社会福祉学の両分野

2. あなたは心理学に興味がありますか？(あてはまるもの1つにチェック)

大変興味がある 興味がある やや興味がある あまり興味がない

3. あなたは将来、心理学の学びを活かした職業に就くことに興味がありますか？(あてはまるもの1つにチェック)

大変興味がある 興味がある やや興味がある あまり興味がない

4. 心理学の学びを活かした職業に就くとしたら、どのような分野で働きたいと思いますか？(あてはまるものすべてにチェック)

保健医療分野(例:病院、クリニック、緩和ケア)

教育分野(例:小中高でのスクール・カウンセリング、適応指導教室、学生相談所)

福祉分野(例:障害者支援施設、高齢者施設、児童相談所)

司法分野(例:少年院、刑務所、家庭裁判所)

産業分野(例:民間企業)

公務員(例:市役所、役場、保健所、保健センター)

研究職(例:各種研究機関など)

その他(具体的に: )

**Q3. 大学院への進学についてお尋ねします。**

1. あなたはこれまでに「公認心理師」という言葉を聞いたことがありますか。(あてはまるもの1つにチェック)

ある ない

「公認心理師」は、心理に関する国家資格です。今後、医療や教育、福祉などさまざまな分野で活躍することが期待されています。資格を取得するためには、原則、大学院への進学が必要です。

2. あなたは「公認心理師」に興味がありますか？(あてはまるもの1つにチェック)

大変興味がある 興味がある やや興味がある あまり興味がない

3. あなたは大学院へ進学することに興味がありますか？(あてはまるもの1つにチェック)

大変興味がある 興味がある やや興味がある あまり興味がない

4. 3.で、大学院への進学に「大変興味がある、興味がある、やや興味がある」のいずれかに答えた方にお尋ねします。下記に示すどのような理由があてはまりますか？(あてはまるものすべてにチェック)

- もっと勉強したい
- 心理学に関する専門的な知識や技術を得たい
- 心理学に関する専門的な知識や技術を得た上で、それを活かした職業につきたい
- 公認心理師などの専門資格を取得したい
- より高次の学歴を得たい
- 将来、心理学の研究職につきたい
- 4年生の卒業時に就職先が決まらなかった場合の備えとしたい
- 友人や知人、家族、先生などからのすすめにより、進学したい
- 特に理由はない
- その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

5. 3.で、大学院への進学に「あまり興味がない」と回答した方にお尋ねします。下記に示すどのような理由があてはまりますか？(あてはまるものすべてにチェック)

- 必要性を感じない
- 学費等の経済的不安がある
- 心理学以外の分野への就職や進学を希望している

- 大学院修了後の就職に不安がある
- すでに就職先の目処がたっている
- 親など、周囲の理解を得られそうにない
- その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

6. 本学に大学院「心理学専攻」設置が認められた場合、あなたは進学を希望しますか？(あてはまるもの1つにチェック)

- 進学したい  機会があれば進学したい  進学には迷いがある  今のところは進学を希望しない

7. 本学に大学院「心理学専攻」設置が認められた場合、公認心理師になるために、あなたは進学を希望しますか？(あてはまるもの1つにチェック)

- 進学したい  機会があれば進学したい  進学には迷いがある  今のところは進学を希望しない

8. 公認心理師や大学院進学についてのご質問やご意見などがございましたら、自由にお書きください。

(この項を公表する場合には、個人が特定されるような事柄は記載しません。)

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

大学院に関する調査結果（入学前～3年次）

回収率：71.1% (202/284)

質問1. あなた自身のことについて教えてください。

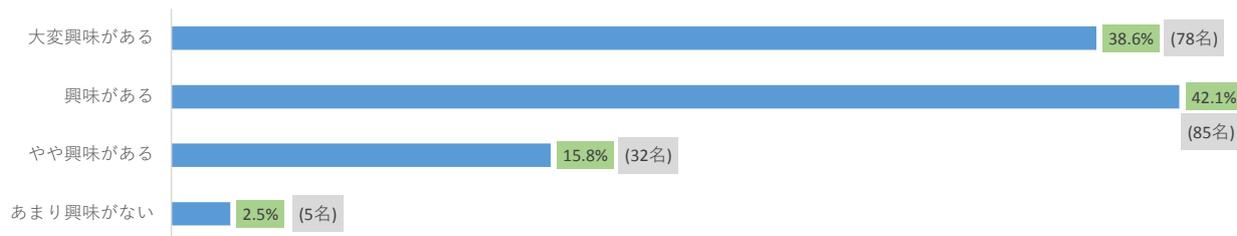
	3年次		2年次		1年次		入学前		全体	
	人数	割合								
女性	42	82.4%	33	80.5%	31	58.5%	42	77.8%	149	73.8%
男性	9	17.6%	8	19.5%	20	37.7%	12	22.2%	49	24.3%
答えたくない	0	0.0%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	2	1.0%
記載なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.0%
合計	51	100.0%	41	100.0%	53	100.0%	54	100.0%	202	100.0%

質問2. 心理福祉学科における学びと就職に関するあなたの考えを教えてください。

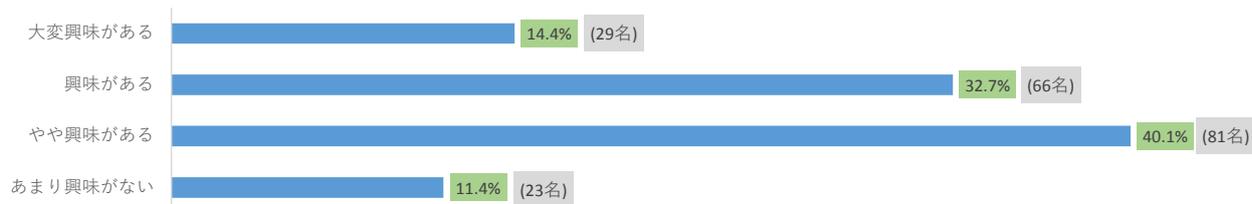
2-1現在、あなたが学んでいる、あるいは、今後学びたいと思う主な学問分野を教えてください。



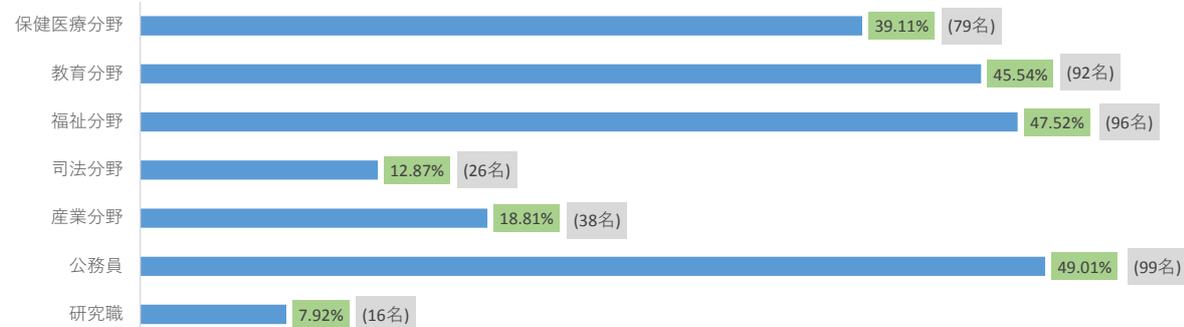
2-2あなたは心理学に興味がありますか



2-3あなたは将来、心理学の学びを活かした職業に就くことに興味がありますか



2-4心理学の学びを活かした職業に就くとしたら、どのような分野で働きたいと思いますか（複数回答）

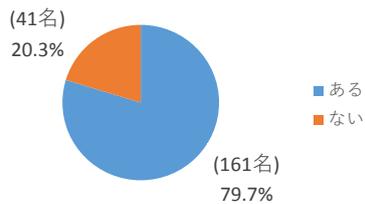


その他

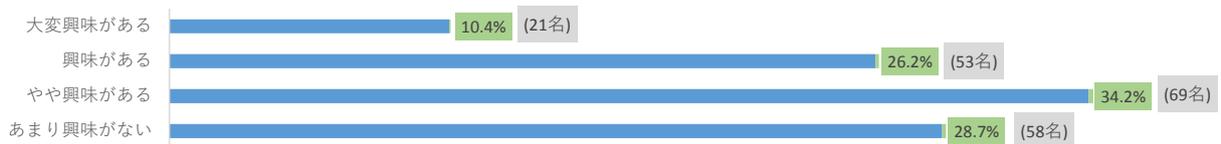
- ・ 営業
- ・ 葬儀関連での遺族のケア

質問3. 大学院への進学についてお尋ねします。

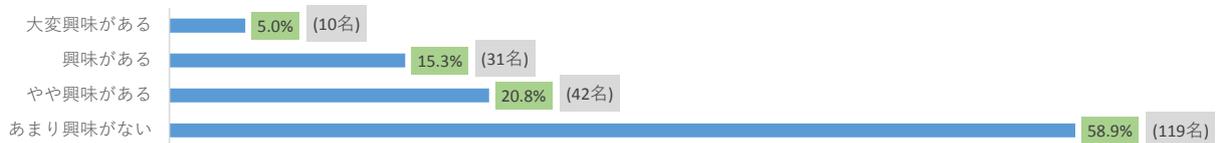
3-1あなたはこれまでに「公認心理師」という言葉を聞いたことがありますか



3-2あなたは「公認心理師」に興味がありますか

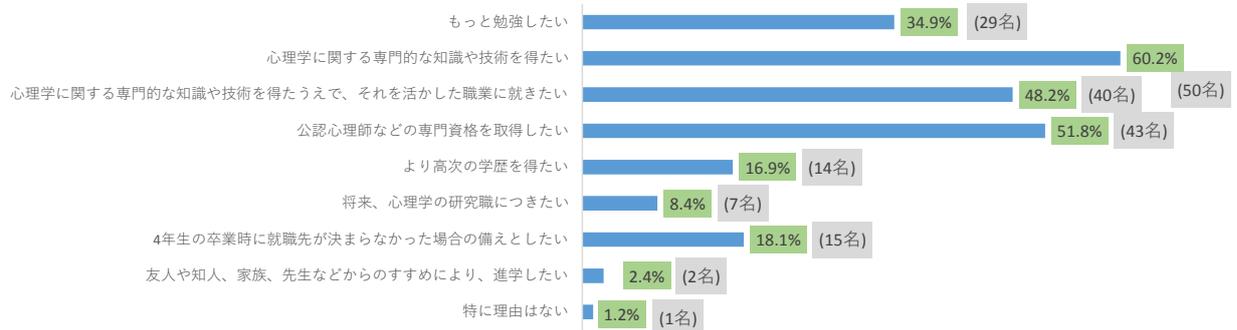


3-3あなたは大学院へ進学することに興味がありますか



3-4 3で大学院への進学に「大変興味がある、興味がある、やや興味がある」のいずれかに答えた方にお尋ねします。

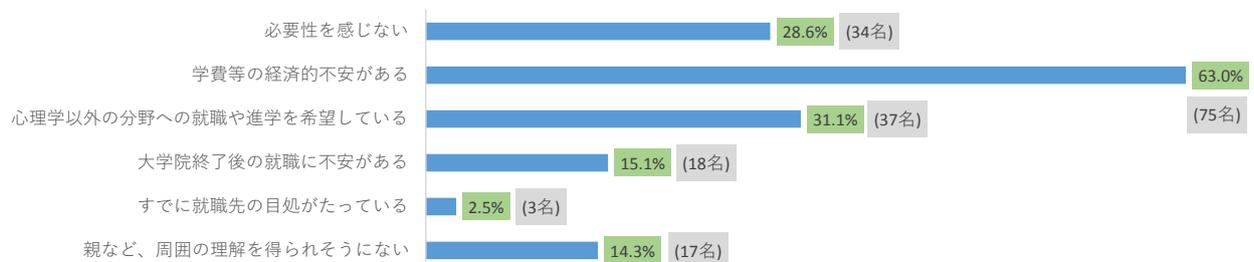
下記に示すどのような理由があてはまりますか（複数回答）



その他

- ・元々スクールカウンセラーになることが夢で心理学に興味があったから。

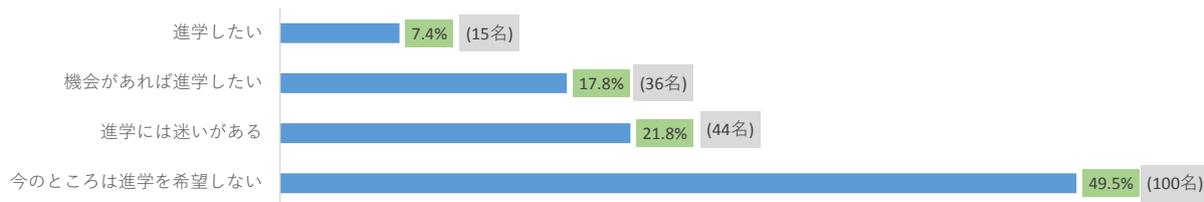
3-5 3で大学院に「あまり興味がない」と回答した方にお尋ねします。下記に示すどのような理由があてはまりますか（複数回答）



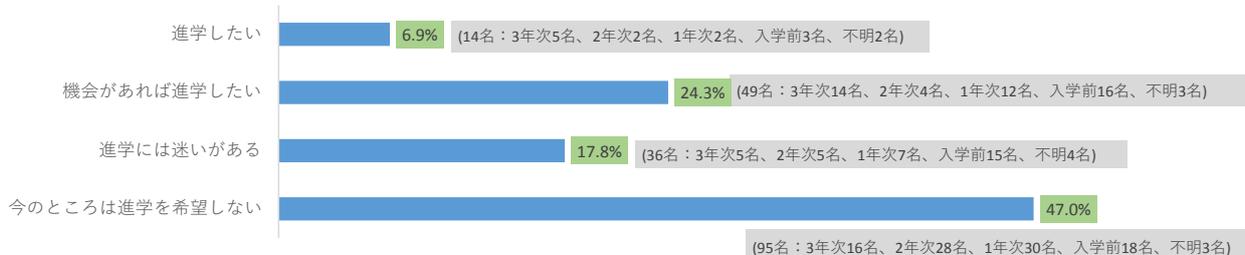
その他

- ・福祉を専攻しているため
- ・社会参加をこれ以上遅らせたくない
- ・就職したい

3-6本学に大学院「心理学専攻」設置が認められた場合、あなたは進学を希望しますか



3-7本学に大学院「心理学専攻」設置が認められた場合、公認心理師になるために、あなたは進学を希望しますか



3-8公認心理師や大学院進学についてのご質問やご意見などがございましたら、自由にお書きください。

- ・大学院に進学しなくても、大学で所定の講義を受け、実習にいけば理論上取得可能なはずですが、そうではないのですか？
- ・茨キリ大に行く人でそのまま大学4年終了後に院に進む人はすくないのではないかと 思う。金銭面。しかし、就職後、数年して院に戻ってくる人はいるかもしれない。設置賛成。
- ・大学院ができれば、様々な専門的勉強に特化できるからとても良いと思います。
- ・公認心理師について詳しい説明がほしい (3年生のため。単位、授業科目、授業内容、資格条件など) また、大学卒業では公認心理師はなれるのかなど。
- ・大学院進学などに向け、公認心理師のカリキュラムを知りたい。
- ・進学にあたってのお金の問題
- ・学びを深めることができる場所あるのは良い事だと思う。
- ・公認心理師と臨床心理士のちがいをわかりやすく説明してほしい。
- ・臨床心理師になる上で大学院の修士課定を修了をしたいので「心理学専攻」設置されるのであれば進学したいです。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ショウジ ヒロシ 東海林 宏司 ＜平成26年4月＞		文学修士		茨城キリスト教大学学長 (平成26年4月～令和2年3月)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
(生活科学研究科心理学専攻)												
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の職 務に 従 事 する 週 当 たり 平 均 日 数
1	専	教授	ワナハ コウケン 渡邊 孝憲 <令和2年4月>		教育学 修士※		心理支援に関する理論と 実践Ⅱ 心の健康教育に関する理 論と実践 心理教育課題研究Ⅰ 心理教育課題研究Ⅱ 心理教育課題研究Ⅲ 心理教育課題研究Ⅳ	1後 1後 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学生生活科学部 教授 (平31年4月)	5日
2	専	教授	チウキ(カワ) ケミ 望月(川端) 珠美 <令和2年4月>		修士 (教育学) ※		福祉分野に関する理論と 支援の展開 心理実践課題研究Ⅰ 心理実践課題研究Ⅱ 心理実践課題研究Ⅲ 心理実践課題研究Ⅳ 心理実践実習Ⅰ 心理実践実習Ⅲ	1前 1前 1後 2前 2後 1前 2前	2 2 2 2 2 5 5	1 1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学生生活科学部 教授 (平11年4月)	5日
3	専	教授	タキ トシ 立木 徹 <令和2年4月>		博士 (教育学)		教授学習心理学演習 心理教育課題研究Ⅰ 心理教育課題研究Ⅱ 心理教育課題研究Ⅲ 心理教育課題研究Ⅳ	1後 1前 1後 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学生生活科学部 教授 (平12年4月)	5日
4	専	教授	エシリ(シノハラ) ケイ 江尻(篠原) 桂子 <令和2年4月>		博士 (人文学)		発達心理学特論 発達心理学演習 心理教育課題研究Ⅰ 心理教育課題研究Ⅱ 心理教育課題研究Ⅲ 心理教育課題研究Ⅳ	1前 1後 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学大学院文学 研究科 教授 (平16年4月)	5日
5	専	准教授	サクライ ユミコ 櫻井 由美子 <令和2年4月>		修士 (教育学) ※		心理支援に関する理論と 実践Ⅰ 心理実践課題研究Ⅰ 心理実践課題研究Ⅱ 心理実践課題研究Ⅲ 心理実践課題研究Ⅳ 心理実践実習Ⅰ 心理実践実習Ⅱ	1前 1前 1後 2前 2後 1前 1後	2 2 2 2 2 5 5	1 1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学大学院文学 研究科 准教授 (平25年4月)	5日
6	専	講師	クロサキ タイ 黒澤 泰 <令和2年4月>		博士 (教育学)		臨床心理学特論 家族関係・集団・地域社 会における心理支援に関 する理論と実践 心理実践課題研究Ⅰ 心理実践課題研究Ⅱ 心理実践課題研究Ⅲ 心理実践課題研究Ⅳ 心理実践実習Ⅱ	1前 1後 1前 1後 2前 2後 1後	2 2 2 2 2 2 5	1 1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学大学院文学 研究科 講師 (平27年4月)	5日
7	専	講師	ケミ ミツノブ 國見 充展 <令和2年4月>		博士 (文学)		教授学習心理学特論 心理教育課題研究Ⅰ 心理教育課題研究Ⅱ 心理教育課題研究Ⅲ 心理教育課題研究Ⅳ	1前 1前 1後 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学生生活科学部 講師 (平30年4月)	5日
8	専	講師	イワキ マサカズ 岩崎 真和 <令和2年4月>		博士 (学校教育学)		保健医療分野に関する理 論と支援の展開 心理的アセスメントに関 する理論と実践 心理実践課題研究Ⅰ 心理実践課題研究Ⅱ 心理実践課題研究Ⅲ 心理実践課題研究Ⅳ 心理実践実習Ⅲ	1前 1前 1前 1後 2前 2後 2前	2 2 2 2 2 2 5	1 1 1 1 1 1 1	茨城キリスト教 大学生生活科学部 講師 (平28年4月)	5日
9	専	講師	フジワラ ヨシミ 藤原 善美 <令和2年4月>		修士 (教育学) ※		教育分野に関する理論と 支援の展開 学校カウンセリング特論	1前 1前	2 2	1 1	茨城キリスト教 大学大学院文学 研究科 講師 (平28年4月)	5日
10	専	助教	サイノウ リョウタロウ 斎藤 遼太郎 <令和2年9月>		博士 (教育学)		特別支援教育特論	1後	2	1	茨城キリスト教 大学大学院文学 研究科 助教 (平28年4月)	5日
11	兼任	教授	イケチ コウサク 池内 耕作 <令和2年4月>		修士 (教育学) ※		教育方法学特論	1前	2	1	茨城キリスト教 大学大学院文学 研究科 教授 (平15年4月)	
12	兼任	講師	ワナハ ショウイチ 渡邊 彰一 <令和2年9月>		教養学士		司法・犯罪分野に関する 理論と支援の展開	1後	2	1	茨城キリスト教 大学兼任講師 (平31年4月)	
13	兼任	講師	ウチ アキラ 津田 彰 <令和2年9月>		博士 (医学)		産業・労働分野に関する 理論と支援の展開	1後	2	1	久留米大学大学院 心理学研究科 教授(平12年12 月)	

(注)  
 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。  
 2 私立の大学若しくは高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。  
 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	1人	人	人	1人	2人	
	修 士	人	人	人	1人	人	1人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	1人	2人	人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	2人	1人	人	人	1人	6人	
	修 士	人	人	2人	1人	人	1人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。